

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	十分性説の擁護 責任・通貨・理念
Title(English)	
著者(和文)	保田幸子
Author(English)	Sachiko Yasuda
出典(和文)	学位:博士(学術), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9915号, 授与年月日:2015年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:宇佐美 誠,肥田野 登,武藤 滋夫,坂野 達郎,谷口 尚子
Citation(English)	Degree:., Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9915号, Conferred date:2015/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

十分性説の擁護——責任・通貨・理念

社会理工学研究科 社会工学専攻
保田幸子

目次

1	問題の所在	
1.1	論点	1
1.2	分配的正義論の構図	2
1.3	日本の学説状況	8
1.4	目的と構成	10
2	運の平等主義	
2.1	選択と状況の区別	13
2.2	運の平等主義内の対立	16
2.3	運の平等主義批判	18
2.4	連帯の原理	20
3	分配通貨	
3.1	論点と批判	23
3.2	厚生	26
3.3	資源	28
3.4	潜在能力	29
4	平等主義への疑念	
4.1	分配理念論争	31
4.2	水準低下の異議	32
4.3	平等の解釈	34
4.4	非平等主義的分配理念	36
5	優先性説	
5.1	優先性説とは何か	38
5.2	平等主義と優先性説	39
5.3	優先性説と水準低下の異議	41
5.4	批判	43
6	十分性説	
6.1	テーゼ	46
6.2	様相	47
6.3	根拠論	52

6.4 批判への応答 59

7 結論 66

1 問題の所在

1.1 論点

政治哲学において、分配的正義論は主要な議論の一つである。こうした議論において想定されている社会は次のようなものである¹。まず、当該社会において、財は希少であり、皆が潤沢に享受できるほどはない。また、各人の持つ能力と人生計画は様々である。したがって、それらの人生計画が上首尾にいくか否かもそれぞれである。さらに、政府などの再分配機関が存在している。こうした社会において、財をどう分配すべきかという問題が生じる。したがって、ロビンソン・クルーソーのような状態では、分配問題は起こりえない。この想定は、比較的普遍的なものと思われる。さらに、分配的正義論とは、分配問題のうち、公正な分配とはどのようなものであるべきかに関する議論である。

J・ロールズ以前の分配的正義論は、平等はいかにして達成可能かをめぐり論じられてきた。例えば、J・ルーカスとS・ベンの論争やB・ウィリアムズの議論においては、平等の道徳的価値について関心が向けられていた。これらの議論においては、平等と自由などのその他の道徳的価値との相克について考察されている。

それに対して、ロールズ以降の分配的正義論においては、分配通貨、運の平等主義の是非、分配理念の三つの大きな論争がおこなわれている。近年の「何の平等か」(Sen 1982=1989) という政治哲学における大きな論点の一つにおいては、平等を追求する際の分配通貨 (currency)、すなわち各人の状態を評価する際の尺度を厚生・資源・潜在能力のいずれにするかについて議論がなされている。また、平等な分配の規準を各人の選択と責任に求める立場である運の平等主義 (luck egalitarianism) の可否に関しても、多くの論者が論争に参入している。

近年の分配的正義論の主要な論点である分配通貨と運の平等主義をめぐって、いずれも平等な分配が望ましいことを前提として議論が進展している。こうした学術的状況に対して、D・パーフィットは論文「平等か優先性か」(Parfit 2000) において、平等と優先性は別個の概念であると主張した。パーフィットは、平等主義者たちが「平等」という言葉で目指そうとしているものの一部分は、実は劣位にある人々の暮らし向きをよくするために優先して利益を与えるという優先性の理念であり、各人間の格差をなくすということではないと指摘した。それ以来、分配理念としての平等は論争的概念となった。

分配理念としては、平等、優先性、十分性という三つの立場が挙げられる。そして、このうち、いずれの理念が優れているかが論争となっている。優先性を支持する立場は、優先性説 (prioritarianism) と呼ばれる。この立場は、劣位にある人に対して優先的に利益を与えることが望ましいと考える。また、十分性説 (sufficientarianism) とは、各人が閾値以上の状態であることこそが道徳的に重要であり、閾値以上での格差は問題視しない立場である²。優先性説と十分性説は共に、各人間の不平等の解消を目指さない非平等主義的分

配理論であると言える。

優先性説と十分性説の違いは二つ挙げられる。第一に、十分性説は、各人が閾値以上の生活を送っているということを重要視し、閾値以上での各人間の不平等には関心を払わない。それに対して、優先性説は、たとえ皆が閾値以上の暮らしをしていても、劣位にいる人に対して優先的に利益を与えることは道徳的に重要だと考える。第二に、優先性説と十分性説それぞれの立場での代表的論者であるパーフィットと H・フランクファート (Frankfurt 1988) の間には、平等主義に対する態度の違いがある。しばしば誤解されているが、論文「平等か優先性か」において、パーフィットは、優先性説よりも平等主義の方が分配理論として優れているため、前者は後者にとって代わらなければならないと主張しているわけではない。平等主義者たちが〈平等〉という言葉でめざそうとしていることの一部は、優先性という理念であるという指摘をパーフィットはしているのである。それに対して、フランクファートの十分性説は次のように主張する。平等主義は各人間の格差の解消を目指しているが、分配において道徳的に重要なのは、皆が平等であるということではなく、皆が十分に持っているということである。平等主義のように格差の解消に焦点を当てることには、各人が真に必要なものを見誤らせる弊害がある。このように、フランクファートの十分性説は、平等主義に代わるべき代替的理論として唱えられているのである。

優先性説と十分性説の平等主義に対する態度を踏まえると、非平等主義的分配論の潮流は二つに分けることができる。第一に、分配理念としての平等の問題点を指摘した上で、優先性や十分性を新たな分配理念として提唱するものが挙げられる。第二に、パーフィットのように、従来、平等という名で追求されてきた分配理念の一部は、実は優先性や十分性に他ならないと主張するものが挙げられる。このどちらの立場をから検討するにせよ、公正な分配の達成には、平等・優先性・十分性のうちどの分配理念を追求すべきかという問いは生じる。すなわち、第一の立場であれば、平等より反平等主義的分配理念として優先性または十分性の方が説得的だと論じた上で、優先性と十分性のいずれがより優れているかが争われることとなる。また、第二の立場からは、平等は真に優先性や十分性の偽装にほかならないのかを検討した上で、より望ましい分配理念が考察されることとなる³。

1.2 分配的正義論の構図

前節において、分配理念に関する論争は、近年の分配的正義論における主要な論点の一つであることを指摘した。本節では、分配理念という論点が、いかなる学問的展開の中で出てきたのかを確認しておきたい。近年の分配的正義論における三つの論点、すなわち、分配通貨・運の平等主義・分配理念は、その萌芽を J・ロールズの『正義論』(Rawls 1999=2010) に見ることができる。このうち、分配通貨と運の平等主義はいかなる平等が望ましいかを

問うている。それに対して、分配理念に関する論争は、1960年代における平等論と同様に、平等が持つ価値の有無を問うものであるとの指摘もなされている（井上 2010）。したがって、分配理念に関する論争は、分配通貨や運の平等主義と同様にロールズ以降の分配的正義論の系譜にありながらも、平等を自明視せずその価値を問う論点であると言えそうである。そこで、分配的正義論において、分配理念という論点はいかなる意義を持つのかを明らかにしたい。本節で示したいことは次の三点である。第一に、60年代の平等論とロールズの『正義論』の相違である。第二に、ロールズの『正義論』を契機として分配通貨・運の平等主義・分配理念の三つの論点が出たが、これらの論点とロールズの議論には距離がある。第三に、分配理念という論点は、ロールズ以降の議論であるが、平等理念の自明性を問うという点において60年代の平等論と共通している。

まず、60年代における議論を確認したい。ウィリアムズ（Williams 1962）は、多様な概念である平等は、「共通の人間性（common humanity）」の擁護という点で共通していると次のように指摘した。平等には二つの言明がある。一つは、各人は平等であるという言明で、もう一つは、各人は平等に扱われるべきであるという言明である。これら二つの言明を含む平等概念は、各人は平等であるが、そのように扱われていないので平等に扱うべきだという主張であるといえる。では、この主張は正しいであろうか。ウィリアムズは、共通の人間性という点で各人は平等であると述べる。そして、共通の人間性を根拠に社会的不平等に対する異議申立てをすることで、平等は道徳的価値を持つ。

また、ルーカス（Lucas 1965）とベン（Benn 1967）の間で、平等の道徳的価値に関する論争が行われた。まず、ルーカスは、平等概念は実質的な平等を擁護できないと指摘した。彼によれば、政治哲学における代表的な平等概念は、形式的平等と尊重の平等（equality of respect）である。形式的平等は、すべての人は人であり、すべての人は等しく人であるゆえに、すべての人は平等であるべきと主張する。しかし、この主張は、例えば人を数（numbers）に入れ替えても成立するため、無内容である。平等な尊重は普遍的人間性（universal humanity）に訴える概念であるので、各人の自由意志による選択が重視され、実質的な平等を必ずしも導かない。これに対して、ベンは、ルーカスが、形式的平等、平等な尊重、実質的平等の意味を捉え損なっていると反論する。形式的平等とは、各人が等しければ等しく、そうでなければ別様に扱うということである。したがって、各人の差異を平等に尊重することが目指される。また、各人を尊重することは、極端な不平等を許容しない。なぜなら、こうした不平等の下では、不利な人々が平等に尊重されているとはいえないからである。

これらの議論は平等の価値それ自体を検討していた。それに対して、ロールズの『正義論』（Rawls 1999=2010）は平等を前提としていると言える。すなわち、1960年代の議論は、ともに重要な概念である平等と自由は緊張関係にあることを前提とした上で、平等の道徳的価値を問うものであった。それに対して、ロールズは、平等と自由は対立関係にはなく、正義はもっぱら社会的基本財の平等な分配で達成されると考えた。

さらに、ロールズ以降から 1980 年代までの分配的正義論は、分配理念としての平等を前提に、真に望ましい平等の追求を目的として、分配通貨の如何と運の平等主義の是非に関して、それぞれの議論の精緻化が進んでいった。また、近年では、分配理念も分配的正義論における大きな争点となっている。これら三つの論点は、ロールズの『正義論』を契機としていると言える。

分配的正義論における三つの論点の前に、ロールズの『正義論』が 60 年代における平等論といかに異なった議論であるのかを見ていきたい。ロールズは、望ましい社会のあり方を示した正義の二原理を提出するにあたって、原初状態を想定する。原初状態において、各人は無知のヴェールに覆われており、「だれも社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていない」(Rawls 2010: 18)。こうした状態において各人は自由で平等な存在であると想定した上で、正義の二原理は彼らにより支持されることとなる。その際、なぜ原初状態において各人は平等であるといえるのかは論証対象ではなく、前提となっている。

そして、この正義の二原理に従って、社会的基盤財は分配される。社会的基盤財とは、社会により分配されうる基本財を指し、具体的には、財、自由と機会、所得と富、自尊の社会的基盤などの合理的な人間であれば誰でも望むものである (Rawls 2010: 86)。こうした社会的基盤財は、辞書的順序による正義の二原理に従って分配される。すなわち、

第一原理：各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムと言っても（無制限なものではなく）すべての人の自由の同様に（広範）な体系と両立可能なものでなければならない。第二原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。
(a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大の便益に資するように。(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位を付帯する（ものだけに不平等がとどまる）ように (Rawls 2010: 402-403)。

というものである。第一原理では、各人の平等な自由の保障が、第二原理では、所得や富の平等が要請されており、前者は後者に先行する。この順序は、社会的経済的利益の増大は各人の基本的諸自由の侵害を正当化しないことを意味する (Rawls 2010: 85)。

分配通貨という論点は、ロールズの社会的基盤財の平等な分配という正義の構想を契機としている。平等な分配を達成するためには、各人の状態を測る必要があるから尺度の特定が求められる。そこで、厚生・資源・潜在能力のうち、いずれが適切かを明らかにすることが重要となる。分配通貨に関して、主たる立場は三つある。第一は、厚生の平等である。厚生を支持する立場は、例えば、各人の選好がどの程度充足しているかを基準として平等化を図る⁴。この立場からすると、ロールズの社会的基盤財の平等は、各人の選好は異

なるため、たとえ同程度の財であっても得られる効用は異なるので、平等化達成のための指標にはならない。

第二の立場として、資源の平等が挙げられる。資源の平等とは、各人の選好がどれだけ満たされているかではなく、選好充足のための手段との観点で平等を考える立場である。資源は、多くの場合、占有可能という性格を持つ。具体的には金銭などが挙げられる。資源の平等は、各人の人生に必要な手段の平等化を図るため、高価な嗜好の持ち主は自身の選好の修正を迫られることとなる。この点が、不適切な選好を用いた批判を免れない厚生上の平等と異なっている。

別の主な立場としては、潜在能力が挙げられる⁵。センによると、資源の平等はあまりにも物心崇拜である。それゆえに、たとえ同一量の資源を各人が持っていたとしても、資源の特性はそれぞれの環境に依存し、各人の持つ特性が異なっているため、「機能 (functioning)」が異なってくる。したがって、依然として不平等は残る。ここでいう「機能」とは、資源の特性が各人の特徴により発揮された状態をさす。こうした「機能」の組み合わせが潜在能力である。

ロールズの正義の構想において、分配の対象は社会的な基本財に限定されているが、基本財には、健康・体力・知能・想像力といった自然的本性的性質をもつものもある (Rawls 2010: 86)。これらは、社会の基礎構造の統制下にないため平等化の対象に含まれなかった。すると、ロールズの議論では、最も不遇な人々に対しては、格差原理により平等化が図られるはずであるが、例えば身体的・知的障害を持つ人々はその対象に含まれない (Dworkin 2002: 157-158) ⁶。この点を踏まえて、R・ドゥオーキンはロールズの社会的な基本財の平等を洗練化し、資源の平等を主張した。すなわち、無人島において同等の購買力を持つ各人がオークションをすることで財の平等な分配が達成されるだけでなく、仮想的保険市場を通じて、ロールズが分配の対象外とした自然的な基本財をも平等の射程に含めた (Dworkin 2002: 94-152)。

ロールズやドゥオーキンの議論は、分配によりどのような平等を達成すべきかという問いに対して、資源か厚生かという対立が大きな位置を占めていた。例えば、厚生を分配通貨として平等を考える立場は、各人の選好がどれほど充足されたかを重視し、人々の厚生が平等であるような分配が志向される。こうした厚生上の平等に対して、各人の選好がどれだけ満たされているかではなく、選好充足のための手段との観点で平等を考えるのが資源の平等である。先に述べたロールズは、分配通貨を厚生として平等を考える功利主義を批判し、各人がいかなる人生計画を構想しているかにかかわらず必要であるような基本財が人々の間でどのように分配されているかが重要であると考えた。また、ドゥオーキンは資源主義の立場をとる代表的論者である。彼は、分配的正義論には厚生と資源の二つの立場があるとした上で、厚生上の平等は説得的ではないと退けた (Dworkin 2002: 20)。したがって、厚生か資源かいずれに基づいて平等を達成すべきかという問いの下、議論が進んでいったと言える。

それに対して、センは、論文「何の平等か (Equality of What?)」(Sen 1982)において、資源・厚生 of どちらも説得的ではなく、基本的潜在能力の平等を追求すべきと論じた。さらに、センは、「平等の倫理分析における中心的な課題は、(一)なぜ平等でなければならないかと、(二)何の平等かということ」であり、前者より後者の方がより重要だと述べた (Sen 1992: 17)。例えば、功利主義は一般的に平等主義とは目されないが、センによれば、「功利主義はすべての人々の効用に対して全く等しい重要性を認め、最大化の定式化によって各人の効用の増加に対して等しいウエイトを付けることを求めている。このように功利主義は、平等主義的な要素を持っている」(Sen 1992: 18)。だからこそ、なぜ平等でなければならないのかという問いより何の平等かという問いの方が重要であるのだ。センにより、分配的正義論の課題は、ロールズの平等な分配の達成こそが正義であるという問題枠組みは引き継ぎつつ、何に関しての平等を追求すべきかという問いが中心となった。

このようにセンが設定した争点を、G・A・コーエン (Cohen 1989) は平等主義の正義の通貨と呼ぶ。通貨であるということは、第一に、各人の状態を測る尺度と言え。各人に財を再分配する際には、まず、それぞれがどのような状態にあるのかを特定しなければならない。そのために、厚生 (もしくは資源、潜在能力) に基づく把握が求められる。第二に、通貨それ自体に価値があると考えられている。すなわち、通貨として厚生を支持するということは、厚生の観点での再分配が正義にかなっているという主張にほかならない。コーエンによる論点の定式により、分配通貨という論点とロールズの社会的基本財という観念の距離が明らかとなる。社会的基本財は、社会的構造の下で合理的人間であれば誰でも望むべきものとされている。したがって、これは平等に分配されるべきものであるが、各人の状態を測る尺度ではない。

次に、運の平等主義の是非という論点について見ていきたい。ロールズは『正義論』において、意欲を反映しやすく (ambition sensitive) 資質を反映しにくい (endowment insensitive) 平等を構想しているといえる (Scheffler 2003: 8)。すなわち、第一に、レッセフェールは、形式的な機会平等を背景にして自由市場経済を支持するが、人々の自然の属性と社会的ポジションといった恣意的な影響を受けており、こうした影響をなくす努力をすべきだとロールズは論じる (Rawls: 2010 90-92) (Scheffler 2003: 9)。第二に、各人の選好の多様性に基づく基本財への批判に対して、ロールズは、各人は自身の選好や目的に対して責任があると主張する (Scheffler 2003: 9-10)。ただし、運の平等主義の萌芽は見られるものの、ロールズの分配的正義論において、最も不利な人は当該状態が自らの選択によるものであっても格差原理により状態の改善が目指されるので、選択と状況を厳密には区別していない。

運の平等主義は、ロールズの見解を引き継ぎつつ、ドゥオーキンにより精緻化された (Dworkin 2002: 66-71)。各人が同程度の資源を所有しても、運・不運や身体的・知的能力格差により、自らの人生を上首尾に進められる人とそうでない人が出てくるため、真に平等は達成されていない。そこで、ドゥオーキンは、選択の運 (option luck) と自然の運

(brute luck)の区別により、望ましい平等が達成可能だと考えた(Dworkin 2002: 104-117)。すなわち、選択の運は、各人の選択であるので、それぞれの意図は尊重すべきであり、その結果に関わらず他者は介入すべきではない。それに対して、自然の運は、各人の選択の及ばない不運であるので、そうした事物が当人に及ぼす悪影響を排除すべきである。したがって、運の平等主義は、各人が、自らの選択の結果により当該状態にある場合については、各人の責任の範囲内であるとし、たとえ当人が不利な状態であったとしても、社会的補償の対象外とすべきであるとする。また、各人が自らの選択によらず当該状態にある場合は、各人の責任の範囲外であるので、社会的補償の対象とすべきと主張する。ドゥオーキンによる選択と不運の区別は運の平等主義者に広く共有され、責任基底的な補償により平等は達成されるべきと考えられている。

運の平等主義に関する論争は、大きく二つに分けることができる。第一に、運の平等主義内での選択と不運の線引きに関する論争である。この対立は、いずれの分配通貨を支持するかで生じている。第二の論争は、運の平等主義の主張する責任原理の是非をめぐるものである。運の平等主義者は責任原理に基づく平等な分配を主張するが、批判者たちは、責任原理が平等な分配の規準として適切ではないと論じている⁷。第一の論争は、結局のところ分配通貨に関する論争と言える。また、第二の論争は、運の平等主義者と批判者は共に、平等な分配を達成するために責任原理は適切か否かを争っている。したがって、二つの論争は、いずれの立場の論者も平等を前提としていると言える。

分配理念の如何という論点は、平等・優先性・十分性のうち、いずれの理念に基づいて分配するかというものである。平等とは、各人間に格差があることを望ましくないと考え、再分配により格差是正を目指す。それに対して、優先性説は、格差の有無は分配状態の良し悪しとは無関係で、状態の悪い人に対して優先的に利益を与える再分配こそが望ましいと考える。また、十分性説は、各人の状態が一定水準以上であるような再分配を追求すべきと考える。

分配通貨と運の平等主義のどちらの論点もロールズの『正義論』を契機とし、彼の構想と同じく、平等を自明視した上でその内容を問うものであった。それに対して、第三の論点である分配理念の如何とロールズの議論は次のような関係にあると言える。第一に、平等・優先性・十分性のうちいずれの分配理念が優れているかを争うものである。そのため、ここでは分配理念としての平等の自明性そのものが問われていると言える。しかし、第二に、分配理念の如何とロールズの論点是对立関係にあるのではなく、分配理念という論点の萌芽を『正義論』に見ることができる。

まず、優先性説に関して、ロールズの格差原理は、優先性説の極端な解釈とも言える(Parfit 2000: 116)。格差原理とは、もっとも不利な人々の利益が最大となる限り、社会的・経済的不平等は認められるというものである。これは、最も状態の悪い人々に対して損害を与えるのであれば、不平等は不正であると解釈できる(Ibid: 119)。そのため、劣位にある人に優先して利益を与えるべきという優先性の理念と一致する。このように、近年の分

配的正義論における主要論点は、ロールズの『正義論』にその萌芽がみられる。しかし、分配通貨に関する論争も運の平等主義をめぐる論争も共に平等を前提として議論がなされている。それに対して、こうした平等の価値の自明性に対して疑念を呈したのが分配理念に関する論争であるといえる。そして、平等の価値の考察に関する議論は、一九六〇年代の平等論にも見られる⁸。

また、J・ウォルドロン (Waldron 1993) は、充分性説論者ではないが、同様の主張をしている。社会は、自律的な各人に重荷を課すような再分配に対しての依存を最小限にすべきである。ロールズはこの主張を引き合いに出して、各人の要求を無制限に犠牲にするなど受け入れられないようなコミットメントが課す試練 (strains of commitment) を生み出しうるような集合的原則を批判した (Rawls 1999: 153-154)。こうしたロールズの議論のもとに、ウォルドロンはソーシャル・ミニマムを擁護している。

六〇年代の平等論は、平等の道徳的価値それ自体を検討するものであった。それに対して、ロールズ以降の分配通貨や運の平等主義という議論では、平等を前提とした分配的正義論が展開された。R・ドゥオーキン (Dworkin 1977) に従うのならば、今日の政治理論はみな、平等という価値を支持しているという意味で、「平等主義の台座 (egalitarian plateau)」の上にいる。ここでいう平等主義とは、平等な分配を支持する理論のことではない。各人に対して平等な配慮と尊重をもって取り扱うということに同意しているという意味である。この見解に従うならば、リバタリアンは、平等主義的な分配には批判的であるが、これは平等という理念を否定しているのではなく、再分配をおこなうことにより、ある人を別の人の目的のための手段として利用しているのが、皆を平等な者として取り扱っていないと批判する。以上のような意味で、平等な分配には反対する政治理論であっても、「平等主義の台座」の上にあると言える⁹。こうした見解において、平等それ自体は精査の対象外となり、もっぱら個々の平等観が争われる。それに対して、分配理念に関する論争は、われわれが目指す公平な分配は平等の理念に基づくものなのか、分配において真に平等は価値があるのかといった、平等の自明性そのものが問われている。

1.3 日本の学説状況

日本においては、平等をめぐる論争に関する研究が蓄積されている。分配通貨に関する論争についての研究としては、飯田文雄が、六〇年代の平等論を七〇年代以降の論争の前提条件と位置づけた上で、資源主義と厚生主義の対立を中心に分配通貨に関する論争を近年の平等概念について論じている (飯田 2002)。また、井上彰は、厚生への批判に応答して分配通貨として厚生を擁護する議論を行っている (井上 2008)。

運の平等主義に関しては、選択と状況の区別の哲学的困難性を指摘する論文 (飯田 2006; 井上 2002; 2004) が挙げられる。また、運の平等主義と福祉国家についての検討もなされ

ている（盛山 2004）。運の平等主義への批判者の議論に関しては、E・アンダーソンの民主的平等に関して詳細な検討をした論考がある（細見 2010）。

「何の平等か」と並ぶ近年の平等をめぐる論争の二大論点である分配理念に関する研究は、前者の学問的蓄積に比べて、緒に就いたばかりである。日本における分配理念に関する研究は、二つに区分可能である。第一に、分配的平等論に対するリバタリアニズムの研究枠組みの中で、非平等主義的分配論として優先性説や十分性説に基づいたセーフティ・ネットの検討をおこなう研究が挙げられる。第二に、平等論の枠組みの中で、「何の平等か」に次ぐ論点として分配理念に関する論争を取り上げる研究が挙げられる。

第一の先行研究群は、分配理念としての平等に疑念を呈し、平等に重きを置かず正義の達成を目指すものであり、先に指摘した非平等主義的分配論の第一の潮流に位置づけられる。森村進（森村 2007）は、分配的正義において平等が中心的な価値であることを批判した上で、人道主義的配慮として各人の生活水準に関心を向ける。その際、非平等主義的人道主義に属する分配的正義論として優先性説と十分性説が検討されている。この論考において、森村は、優先性説に関しては、格差の縮小ではなく各人の状態の改善を目的としている点は評価するものの、十分に暮らし向きのよい人々の間での再分配を要求する可能性を問題点として挙げている。そして、こうした問題点を克服する分配的正義論として十分性説が取りあげられている（森村 2007: 612-619）。また、橋本祐子は、分配における平等という理念に対して批判的に検討するために、優先性説と十分性説を取り上げている（橋本 2008: 145）。その上で、橋本は、優先性説は平等主義内部の議論を分析的に整理するものであるのに対し、十分性説はソーシャル・ミニマムを保障する福祉国家の基礎理念として有力であると位置づけている。

第一の先行研究群は、リバタリアンの立場から、各人間の格差是正を目指す平等を理念とする分配を批判し、各人の自由を保障するための分配を志向する点に特徴がある。そのため、各人の格差のない状態を最も望ましいと考える平等主義は、不必要な再分配により各人の自由を侵害していると考えられるので、支持されない。また、優先性説に関しては、各人間の格差是正を目指すのではなく、劣位にいる人の状態の改善を目指す点を評価しつつも、実質的には優位にいる人同士のわずかな格差も再分配の対象とするため、望ましくないと判断される。それに対して、十分性説は、各人の生存を保障しつつ、格差是正を目指さない分配理論として評価される。これらの先行研究は、あくまで自由を尊重する立場から、望ましい分配理論が検討されていると言える。

第一の先行研究群がリバタリアニズムの立場からの分配的平等論批判という面が強かったのに対して、第二の先行研究群は、平等論における論点の一つとして分配理念に関する論争を取り上げている。分配通貨に関する論争についての研究においては、いずれの分配通貨に基づき平等を追求すべきかという点が議論的となっていたのに対して、分配的平等論における平等という概念そのものを検討対象とする研究もなされている。井上（井上 2010）は、分析的平等論の復権として優先性説と十分性説を取り上げている。井上は、

1960年代における平等の価値論的分析と意味論的分析と平等の価値を前提とするJ・ロールズの『正義論』以降の平等論を対比させ、ロールズ以降の議論においては平等論におけるホーリズムが浸透していることを指摘する(井上 2010: 245-246)。その上で、井上は、パーフィットとフランクファートの議論を分析的平等論再興の契機と捉え、R・アーネソンやL・テムキンの平等という価値の精緻な検討へとつながると論じている。

井上の研究が価値論の観点から優先性説や十分性説の意義を明らかにしたのに対して、分配的正義論のさまざまな論点のうち、十分性説はどのような立場であるのかを明らかにした論文もある。角崎(角崎 2014)は、アンダーソンの十分性説を取り上げ、分配理念だけでなく、分配通貨、運の平等主義、時間射程という三つの論点から彼女の見解を位置付けている。

また、応用的な研究において十分性説を擁護する議論もなされている。宇佐美(宇佐美 2013)は、国際的再分配に関しての人権説は、平等主義・優先性説・十分性説のうち、十分性説と最も親和性が高いと指摘している。その上で、客観的に設定された低水準の閾値を持つ十分性説を主張した。

こうした論考は、平等は論争的概念と位置づけられているものの、リバタリアニズムのように分配的平等を否定しているのではない。むしろ、分配的平等を擁護するために、分配理念としての平等が検討の対象になっていると言える。しかし、分配理念に関する論争が平等の価値論に与える意義を明らかにすることを目的としている井上論文を除き、第一の先行研究群も第二の先行研究群も共に分配理念に関する論争へ参入し、十分性説を擁護することを意図としている。

1.4 目的と構成

本論文の目的は、平等・優先性・十分性という分配理念を包括的に比較検討した上で、十分性説を擁護することにある¹⁰。そのためには、次の三点を明らかにする必要がある。第一に、本稿は、分配理念の如何という論点を前提とした上で、十分性説の優位性を主張するものである。しかし、その一方で、平等・優先性・十分性の区別に道徳的異議はないとの見解もある。すなわち、平等と優先性に関しては、M・フローベイが両者の区別は可能だが、重要ではないとの見解を示している。また、アンダーソンは、平等は「分配原理」ではなく、「社会関係の理想」として理解されるべきとした上で、平等の理念は、格差を是正する平等主義ではなく、十分性説にあるとの立場をとっている。もし、これらの議論が正しければ、分配理念論争は成立しなくなる。

第二に、平等主義・優先性説・十分性説がいかなる分配理論であるのかを明らかにした上で、十分性説の優位性を主張したい。平等主義は、各人間の格差の縮小を目指すため、水準低下の異議を免れない。水準低下の異議を回避する分配理論として、優先性説と十分

性説が考えられる。そして、優先性説は、分配対象の人数の増減により、反直観的帰結を導く可能性があるので、平等主義と同様に支持できないと論じるつもりである。

第三に、批判に応答した頑健な十分性説を提示したい。現在までに、十分性説の論者から、十分性説への批判への積極的な応答はなされていない。そこで、本論文は、閾値の水準、閾値の個数、閾値設定方法の三つに分類した上で、閾値の規範的根拠を提示したい。十分そのために、十分性説はいかなる立場であるのかケイサルらの議論を手掛かりに明らかにしていく。十分性説は閾値により再分配の可否が決まるので、閾値の恣意性と責任概念の欠如に対する批判が主たるものである。分配通貨や運の平等主義の学問的蓄積を援用しつつ、この批判を回避可能な頑健な十分性説を示したい。すなわち、閾値の恣意性問題は、適切な閾値設定方法により回避される。その際、いずれの分配通貨を支持する十分性説の立場をとるのかを明確にする必要がある。従来、分配通貨と分配理念は別個に論じられてきたが、批判に応答するためには、何の十分性説かを論じる必要がある。また、責任概念の欠如への批判への応答は、運の平等主義批判が手掛かりとなる。

本論文の構成は以下のとおりである。第 2 章では、運の平等主義の是非に関して論じていく。運の平等主義に関する論争は、大きく二つに分かれる。第一に、運の平等主義内部における選択と状況の線引きに関するものが挙げられる。この論点は、支持する分配通貨の相違により生じるものであると論じる。第二に、運の平等主義批判が挙げられる。これは、各人の責任を問うた上での再分配を主張する運の平等主義者とその批判者の間で論争となっている。本論文は、責任原理に基づく再分配は各人の選択を尊重する点に関しては望ましいと考えるが、批判者への応答は説得的ではないと論じるつもりである。

第 3 章では、分配通貨の如何に関して、厚生・資源・潜在能力のそれぞれの立場とそれに対する批判を検討する。また、分配通貨という論点への批判にも応答していく。第一に、アンダーソンによる平等概念の分配主義的傾向への批判に対しては、彼女が社会関係の平等を主張する際に潜在能力の立場をとっているので、彼女自身の議論が分配通貨の如何という論点の上にあると論じるつもりである。第 2 章と第 3 章は、分配理念の如何という論点の前提となる議論を明らかにするだけでなく、十分性説への批判と応答へとつながる。

第 4 章では、分配理念として当然視されてきた平等主義は果たして説得的な立場なのかを検討していく。先の二章では、平等主義が議論の前提となっていた。しかし、パーフィット以降、分配理念としての平等が議論の俎上に載せられるようになったと述べる。平等主義が疑念に晒されている大きな理由としては水準低下の異議 (**the levelling down objection**) を回避できないという点にある。水準低下の異議とは、劣位者の状態を改善することなしに優位者を改悪することを望ましいと判断することに向けられる批判のことである。もし、この批判が説得的であるならば、分配理念論争は検討する意義があるといえる。逆に、水準低下の異議は説得的な批判でないのであれば、平等・優先性・十分性のうちいずれの分配理念が優れているかを争う必要がなくなる。そこで、水準低下の異議への批判として、J・ブルームやL・テムキンらの議論を検討した上で、パーフィットの指摘は

正しいことを示したい。

第 5 章では、優先性説とはいかなる立場であるかを明らかにする。その際、優先性説が各人の状態の改善を目的としながらも客観的規準に基づき劣位者に利益を与えるため、水準低下の異議を免れているという特徴を持つこと論じる。その上で、平等主義と優先性説の区別は意義がないというパーフィットへの批判は説得的であるかを検討する。さらに、優先性説も水準低下の異議を回避不可能であるという I・ペアションの指摘や R・クリスプの優先性説批判を検討し、優先性説も公正な分配を示すことができないと論じたい。

第 6 章では、充分性説がいかなる見解であるのかを明らかにしたうえで、三つの分配理念の中、充分性が最も説得的であると論じる。さらに、充分性説の閾値の恣意性と責任概念の欠如という批判に応答し、頑健な充分性説を提示する。

また、本論文と日本における先行研究との相違は次の二点である。第一に、本論文は、分配理念論争へ参入し、充分性説の擁護をおこなう。したがって、井上論文とは目的を異にしている。第二に、三つの分配理念について検討した森村と橋本の研究はリバタリアンの立場からなされている。しかし、本論文は、自由との衡量おこなわず、再分配内在的に分析可能だとする立場をとる。第三に、特定の論者に依拠して優先性説と充分性説を論じない。その論者への批判を引き受けることなく、優先性説・充分性説を検討することを目指したい。

2 運の平等主義

2.1 選択と状況の区別

本章では、運の平等主義の是非を巡る議論をする。運の平等主義とは、各人の責任を問うた上で、再分配をすべきと考える立場である。すなわち、各人が選択した結果に関しては、たとえ当人に不利益をもたらしたとしても各人の責任の範囲内であるとみなし再分配の対象外となる。それに対して、各人の選択によらない要因がもたらした不利益は、当人の責任の及ばない状況によるものであるため、再分配の対象となる。運の平等主義は、各人の選択の自由を尊重した平等の達成を目指しており、分配的正義論の有力な立場の一つである。それと同時に、運の平等主義の想定する責任原理に関しては、多くの批判がなされている。

本論文は、充分性説を擁護することが目的である。そのためには、運の平等主義を検討する必要があると考える。第一に、充分性説に対する有力な批判の一つが責任原理を根拠としたものだからである。充分性説とは、みなが一定の閾値以上の状態であるべきという立場なので、閾値を下回る人々に対して基本的にはその理由を問わずに再分配を行うべきと考える。それに対して、運の平等主義は、各人が選択した結果として閾値を下回ったのであれば、彼らに対して補償するべきではないと考える。このように、充分性原理は責任原理と衝突するように思える。したがって、分配理論において、責任原理が真に説得的であるのかを明らかにする必要がある。

また、運の平等主義批判に対する運の平等主義者からの応答を検討する必要がある。運の平等主義者は、しばしば責任原理とその他の原理を併用した多元主義的運の平等主義の立場をとることで批判に応答している。こうした多元主義的運の平等主義は、結果として充分性説と同様の分配状態を望ましいと考える。もし多元主義的運の平等主義がもっともらしいと明らかになれば、この立場は、運の平等主義批判を回避しているだけでなく、責任原理に基づく充分性説批判も免れていることになる。そのため、多元主義的運の平等主義を検討しなければならない。

まず、本節では、運の平等主義における選択 (choice) と状況 (circumstances) の区別についてみていきたい。運の平等主義の起源は、ドゥオーキンの平等理論にあると言える。よく知られているように、ドゥオーキンは、資源の平等を主張した (Dworkin 2000: 66-71)。資源の平等は、無人島におけるオークションと仮想的保険市場という二つのアイデアにより構想されている。まず、彼は、無人島におけるオークションの例を用いて、資源の平等を次のように単純化して描く。無人島に流れ着いた難破船の生存者たちを想定する。彼らはこれから生きていくために、島のあらゆる資源をオークションにかけて、所有者を決定していく。オークションにかかる理由は、無人島に流れ着いた時点で彼らのうち誰一人として、島にある資源に対して優先権を主張することができず、彼らは平等に島の資源を

分配することに同意するであろうと想定されているからである。オークションの参加者たちは、貨幣の代わりに同等のクラムシェルを持つ。すなわち、彼らは同等の購買力を持っており、これは無人島における初期分配が平等であることを意味する。また、各人の能力や健康などの身体的条件も同等と仮定されている。こうした条件の下、各人は自らの人生設計に見合った財を落札する。このオークションは、羨望テストをクリアするまで繰り返される。すなわち、自らの財の束より他人の財の束を選好しなくなるまで続けられる。ドゥオーキンの資源の平等では、各人の選好は、オークション過程で形成、修正されると想定されている。例えば、流れ着いた無人島にはバナナしかない場合、リンゴが好きでバナナが嫌いな人は自らの選好を満たすことができないかもしれない。しかし、ドゥオーキンの議論では、このような不運は各人が引き受けるべきものと考えられている。

さて、羨望テストをクリアしても、運・不運により、自らの人生設計を首尾よく進められる人とそうでない人が出てくる。例えば、二人の人が同じ作物を栽培することを選んだが、一方がたまたま足に怪我をしたことで満足に働けず、両者の間に収入の格差が生じた場合などがそうである。また、無人島におけるオークションでは参加者間の身体的・知的な能力差はないと仮定されているため、こうした能力差に由来する格差は放置される。こうした問題に対処するために、ドゥオーキンは仮想的保険市場のアイデアを導入することによって解決をはかる。すなわち、各人は自身がどのような立場におかれているか知らない状況で、先天的な障害や自然災害による不利益などに備えて、どれだけ保険料を払うかを定める。もし不利益を被った場合は、各人が払った保険料から補償がおこなわれる。

運は、選択の運 (option luck) と自然の運 (brute luck) に分けることができる (Dworkin 2002)。前者は、ギャンブルのようにリスクを承知の上で選択を行った結果、利得をえる人と損失を被る人が生じるものであるのに対して、後者は生まれながらの障害や天候による作物の不作など自然による運をさす。ドゥオーキンによれば、選択の運の結果は、自らの選択によるものであるから、各人が選択の責任を取るべきであり、たとえ不利な状況であっても社会的に是正するべきではない。それに対して、自然による運の結果は、各人の選択に由来しないので、是正されるべきであると考えられる。しかし、自然の運も、保険装置を導入することによって、選択による運と部分的に転換可能となる。このように、ドゥオーキンは、各人の選択の結果は当人の責任の範囲内、各人の選択の結果ではない状況は当人の責任の範囲外と区別し、後者のみを社会的補償の対象とすることが、望ましい平等であると主張した。

また、各人の人生は、当人の人格 (person) と状況に依存する。状況とは、各人の身体的・精神的能力である個人的資源と、他者への移転可能な非個人的資源とに分けられる (Dworkin 2002: 432)、資源の平等では、もっぱらこれらの再分配が追求される。また、ドゥオーキンによれば、人格とは企図や性格を含む (Dworkin 2002: 432)。そして、資源の平等においては、各人は十分に考慮した上でそれらを形成していくと想定されている (Dworkin 2002:116)。したがって、こうした嗜好や企図による結果がいかなるものであつ

でも、各人の責任の範囲内とみなされる。例えば、水道水ではなくミネラルウォーターでなければ我慢ならない人がいるとする。彼は水道水で満足する人より高価な嗜好を持っているので、より多くの出費がかさむことになるが、いかなる嗜好を持つかは各人の人格の範囲内であるので、十分な飲料水を確保するために追加的資源を彼に与えることは正当ではない。

この見解は、説得的なように思える。なぜなら、一般的な嗜好を持つ人と高価な嗜好とでは、同程度の効用を得るためにかかるコストが大きく異なるからである。すると、両者が同程度の財を用いた場合、高価な嗜好の持ち主は一般的な思考の持ち主より選好が充足していないという点で劣位にある。この不平等は解消すべきだろうか。ドゥオーキン、こうした不平等の解消を認めることは高価な嗜好の持ち主に多くの財をそうでない者には少ない財を与えることになるので、選好は各人の選択の帰結とすべきと述べる。すなわち、選好を各人の人格の範囲内とすることで、高価な嗜好のような不適切な選好に伴う再分配問題を回避できる。

しかし、次のような例を考えると、この見解は疑わしい。高価な嗜好とともに、不適切な選好としては、適応的選好形成も挙げられる (Sen 1985: 14-15=1988: 33-36, 1992: 54-55=1999: 77-78)。適応的選好形成とは過酷な状況にいる人は、一般的な選好を抱いても充足することがないので、そうした状況に適した慎ましやかな持つことで満足しようとするをさす。ドゥオーキンの見解を受け入れるのなら、過酷な状況ゆえに非常に慎ましやかな選好を持つ人は自身の意志で形成した選好に基づいて、一般的な選好の持ち主より少量の財を要求する。たとえ、当該状況が劣悪な状態であっても、それは自身の選択の帰結であるので平等化の対象外となる。

ドゥオーキンの人格と状況の区別に対して、コーエンは選択 (choice) と状況の区別の方がより適切であると述べる (Cohen 1989: 927-928)。先の水道水とミネラルウォーターの例で言えば、ミネラルウォーターでなければ我慢ならないのは当人の嗜好ではあるが、どうしても水道水を受け付けない体質などの当人の非自発的選択に由来する場合もある。そうした場合、ミネラルウォーターを選択することに伴う結果を本人に負わせることは不公正であると言える。留意すべきは、ドゥオーキンとコーエンは共に各人の自主的な選択の結果は当人が責任を負うべきであると考えている点である。コーエンは、好き好んで当人が形成した高価な嗜好は個人の選択に起因するため補償すべきでないと述べる (Cohen 1989: 923-924) また、ドゥオーキンの場合、各人の選好は、「社会において道徳的あるいは倫理的な主体性を持った行為者」としての個人の一部をなしているので、選好やそれに伴う行為の責任は負うべきと考える (長谷川 2004: 123-124)。

また、運の平等主義の主要な論者の一人であるアーネソン (Arneson 1989) も、ドゥオーキンの選好を各人の選択とする見解に異を唱えている。アーネソンのドゥオーキンへの批判を要約すると、ドゥオーキンは真に選択と状況の区別をしていないということになる。彼は、選択と状況の厳密に区別するために、各人の人生を意志決定樹 (decision tree) とし

てイメージする。この意思決定樹では、各人はそれぞれどのような人生を送るかという選択肢群を持ち、さらに、それぞれの選択肢にはその選択肢によって生じる帰結とその帰結の確率が対応しており、これらの連鎖が意思決定樹を形成している。この意思決定樹により、各人の意志に基づかず形成された選好であれば平等化の対象、意志に基づくものであるなら対象外と判断される。

運の平等主義の論者は共通して、各人の選択の結果ではないにもかかわらず当該の状態が不利であるのは、悪 (bad) であると考え (Temkin 2011: 62)。なぜなら、それは各人の自由意志に基づく選択によるものでないからである。またそれと同時に、各人の選択の帰結に介入することは、当該個人の選択の自由を侵害することになるので、すべきではない。したがって、運の平等主義の目的は、自身の選択の結果に由来しない不利益を補償することにある (Segall 2007: 180)。そこで、運の平等主義者の責任基底的分配原理は次のようにまとめられると思われる。

責任原理：各人の選択による不利益は当人の責任の範囲内であるので社会的補償の対象外とする。それに対して、各人の線引に起因しない不利益は補償される。

2.2 運の平等主義内の対立

運の平等主義の主張する責任原理は、各人の自由意志を尊重した再分配を提供できる点で、適切な規準であると言えそうである。しかし、選択と状況の線引きそれ自体が、運の平等主義内で見解を一にしていないので、平等化の範囲という点では問題がある。そこで本節では、運の平等主義者たちの選択と状況の線引きの見解の相違は何であるのかを探っていきたい。

運の平等主義内において、各人の責任の範囲に関する線引きをめぐって意見が分かれている。先に述べたように、ドゥオーキン¹は、各人の選好は人格を形成する一部であるので、当人の責任の範囲内であるとした。彼の分配理論においては、各人の選好が等しく満たされているかではなく、各人間で人生を送るのに必要な資源が等しく分配されているかが重要となる。なぜなら、厚生²の平等は次のような理由から支持できないからである (Dworkin 2002: 19-92)。まず、ドゥオーキンは、厚生²の定義を成功理論、喜びの平等、客観的な厚生理論に分類して批判的に検討していく。成功理論においては、ある人間の厚生とは、その人の選考や目的や企図を実現しようとする際の成功の問題であると捉えられる。喜びの平等においては、快樂から苦痛を差し引いた量が人々の間で平等になることが追求される。先の二つの理論が当人の評価が首尾一貫して十分な情報に基づいてさえいれば、当人の厚生に客観的な評価をおこなうことが可能であるとするものである。ドゥオーキンは、公正の分配に関する理論がなければ、選好や目的、喜びのうちで平等化の対象となるものとそ

うでないものとの区別をつけることができないと述べる。したがって、厚生 of 平等は単独で成立せず、厚生 of 平等の中に平等に関する別の構想である資源 of 平等が存在しているというのである。このように、厚生 of 平等を退け、資源 of 平等を支持しているゆえに、人格を構成する各人の企図や性格は分配の対象外となる。

ドゥオーキンが厚生 of 平等を退けた上で資源 of 平等を主張したのに対して、アーネソンは、厚生 of 平等に欠陥があることとは資源 of 平等を支持すべきことを必ずしも意味しないと述べ、厚生 of 平等の問題点を修正した厚生への機会の平等を提示した (Arneson 1989)。資源 of 平等において、状況の変化によって従来ならば充足可能であった選好がそうでなくなった場合であっても、自己責任の範囲とされる。しかし、アーネソンに従うならば、本人の非自発的選択である状況変化に起因するため、こうした場合は補償されるべきである。したがって、厚生 of 平等も資源 of 平等も説得的ではない。そこで、アーネソンは機会概念を導入し、厚生 of 立場を擁護する。厚生 of 機会の平等においては、機会を自身の選択で失った場合は社会的な補償の対象にはならないが、自身の選択に起因しない場合は補償対象となる。

また、コーエンは、アーネソンが主張した厚生への機会の平等に基本的には賛同を示すが、それだけでは不十分であると述べる。そして、厚生ではなく利益、機会ではなくアクセスとして捉えるべきであると主張する (Cohen 1989)。このように、アーネソンやコーエンは、ドゥオーキンの資源 of 平等では、当人が自主的に選択していない事柄までも責任の範囲内であると補償対象から除外されてしまうため、各人に過酷な運命を強いる可能性がある」と指摘し、各人が責任を取るべき範囲に関して修正を加えている。

さて、選好を選択の帰結とみるか否かに関する両者の見解の相違から、一見もっともらしく思える選択と状況の区別は論者により様々である事がわかる。これは、分配の通貨 (currency) の問題に起因する。分配の通貨とは、再分配の際、各人の状態を評価する尺度のことである。分配通貨に関しては、第三章で詳述したい。ドゥオーキンとアーネソンの対立は、選択と状況の線引きの相違ではなく、分配通貨の対立であると言える。すなわち、ドゥオーキンは、各人の状態に関して、資源 (resource) を尺度とすべきとの立場をとる。資源 of 平等は、各人の欲求がどれほど充足したかではなく、充足のための手段の平等化を目指す。それに対して、アーネソンは厚生 of 平等を支持する¹¹。

また、運 of 平等主義者のうち分配通貨としてケイパビリティを支持する論者はいないが、この立場も論理的にはありうる¹²。ケイパビリティとは次のような概念である。資源の特性はそれぞれの環境に依存するので各人の持つ特性が異なり、それ故に、機能 (functioning) が異なってくる。したがって、環境や資源を行使する能力に起因する不平等を放置する可能性が残る。ここでいう機能とは、資源を行使する能力や資源により達成可能な事柄を指す。このケイパビリティ・アプローチを用いて厚生 of 平等や資源 of 平等への代替案としてセンが主張したのが基本的潜在能力 of 平等である。基本的潜在能力とは「人がある基本的な事柄をなし得ること」 (Sen 1982: 367) であり、基本的な諸機能 of リストにより決まる。

例えば、資源に基づく補償は、不利益に対する金銭的補償としてイメージされるが、基本的なケイパビリティに基づいた場合、金銭的補償は不十分と判断される。運の平等主義者は選択と状況を区別し、後者のみ補償すべきと考えるが、補償範囲はいずれの分配通貨を採用するかで大きく異なる。分配通貨に関しては次章で詳述したい。

2.3 運の平等主義批判

前節での議論では、運の平等主義者たちは、選択と状況を区別することに関しては合意しているものの、両者の線引きに関しては見解が分かれていることが明らかとなった。しかし、運の平等主義内での責任と状況の線引きに関する論争の他に、責任原理自体への批判もなされている。そこで、本節では、主要な運の平等主義への批判を三つに分類し、それぞれの批判が説得的であるかを検討する。恣意性への批判と過酷さへの異議（the harshness objection）（Daniels 2011: 282）を中心的に検討する。そして、恣意性への批判に対する応答を紹介し、仮にこの批判が回避可能であっても責任原理を規準とした分配理論では過酷さへの異議を免れないと主張したい。

運の平等主義の第一の問題点は、スティグマを押し可能性である（Anderson 1999: 305-307; Wolff 1998: 114）。運の平等主義におけるスティグマ化は、不利益を被る人々に関わる問題点である。運の平等主義は身体的・精神的障害や才能の欠如なども自主的な選択の結果でないため、当人に責任はなく、社会的に補償されるべきであると考えられる。この際、他者と平等な存在であるという理由からではなく、他者よりも劣っているという理由で、彼らの不利益は補償される。そのため、こうした人々に対して補償をおこなうということは、彼らが劣った存在であるということを公的に認めることにつながり、補償対象者も自らが劣った存在であるということ自認することなしに補償を受けることができない。これは、非自主的な選択により不利益を被っている人々から自尊心までも奪うこととなる（Wolff 1998: 114）。それに対して、優位な立場にいる人々はなぜ彼らがそうした状態であるのかを説明する必要がない（Wolff 1998: 111）。したがって、非自発的選択により不利益を被る人々への補償根拠は、各人を平等な配慮と尊重で扱っていないと言える。

また、この問題は、パターンリズムを生じさせる可能性がある（Anderson 1999: 300-302）。例えば、アーネソンは責任ある主体となるためには、先を見越しどのような行為を選択するのかを判断できる能力や意思の強さが必要であるが、こうした能力は遺伝や環境など当人に帰責できない要因に左右されると述べる。したがって、責任ある主体でないことへの責任を各人に問えない場合がある。こうした可能性に対して、アンダーソンは、このような政策は全体主義的な社会を導く可能性があり、各人に対して平等な配慮と尊重を示すにはほど遠いと指摘する。

第二の問題は、責任原理の哲学的困難性である。選択と状況を区別し、後者のみを平等

化の対象とすることは、自由意志に基づく各人の自発的選択に基づいている (Scheffler 2003: 18)。しかし、各人のコントロール下にあると通常は想定されているこうした選択も、遺伝や社会階層などの非自発的な要因の影響下にあるといえる (Scheffler 2003: 18)。すると、一見自発的選択に基づく行為であっても、その要因となったものを辿っていくと、最終的には非自発的的要因に起因するため、各人にいかなる責任を問うこともできない可能性がある (Hueley 2003: 24-26)。もしこの見解が正しいのであれば、運の平等主義は説得的ではない。

第三の問題としては、過酷さへの異議が挙げられる。責任原理は、帰責可能であればいかに不利な状態であっても平等化の対象外とするので各人へ苛酷さを強いることとなる (Anderson 1999: 295-300)。アンダーソンはいくつかの例を挙げている (Anderson 1999: 295-298)。まず、熟慮せずに選択をおこなった者に対しては一切の補償がなされない。例えば、保険に加入していない人が交通事故にあったとしても、放置されるかもしれない。なぜなら、彼は自らの選択で保険未加入を選んだからである。さらに、仮に、彼が一命を取り留めたとしても、障害が残った場合は社会的補償の対象外となる。例えば、事故の結果、彼が失明したとしても、彼の障害に対する社会的な配慮はなされない。それに対して、先天的に目の不自由な人に対しては、その人の選択の結果ではないので、補償がなされる。すなわち、同じ障害を負っていても、帰責可能か否かで扱いが大きく異なる。

また、自らリスクの高い選択を選んだ者も補償の対象外となる。すなわち、地震のリスクの高い地域への居住や消防士や軍人などの危険な仕事を選んだ人々が被災したとしても、各人の自発的選択の結果であるので補償の対象外となる。また、育児中の女性が生活を男性賃金労働者に依存することで生じる不正義は救済の対象外となる。こうした批判は、S・シェフラー (Scheffler 2010) などほかの論者からもなされており、残酷さへの異議と呼ばれている。

それぞれの批判を検討していきたい。まず、スティグマ化という問題に関して、K・ナイトは、運の平等主義は、不利益を被る人々の自尊心を奪うかもしれないが、補償がなされることで各人の選好などが満たされるだろうと指摘する (Knight 2009: 132-133)。したがって、厚生観点では、J・ウルフらが指摘する問題によるダメージより、補償による選好充足の方が上回る。また、再分配の是非は優位にいる人々の決定でなされるのではない。すべての市民の利益を代表した不偏の観点からそうした判断は下される (Knight 2009: 135)。

第二の哲学的困難性に関して、井上 (井上 2011) は非哲学的な責任原理を構想することで、この問題を回避しようと試みている。その際、そうした原理は、ロールズ的背景の下で選定される。すなわち、「社会における人間の一般的事実」に依拠する。そして、これは、人間利益の緩やかな同一性と利益衝突の可能性と、「経済学や心理学に基づく一般的事実」の二つの要素からなる (井上 2011: 106)。

さて、たとえ、哲学的困難性を克服でき、責任原理が首尾一貫した分配の基準として成

立しても、各人に選択の責任を負わせるので、過酷さへの異議は免れないように思われる。第三の過酷さへの異議に対する運の平等主義者の応答は、責任原理とその他の原理を組み合わせることで克服可能だとされる。すなわち、何らかの原理を責任原理と併用することで、責任原理が及ぶ射程を限定し、この異議を回避しようと試みている。この試みが上首尾にいつているかを次節では検討していく。

2.4 連帯の原理

さて、前節における議論を踏まえると、運の平等主義は残酷さへの異議を回避できないので、平等の達成に際して責任を規準とすべきではない。本節では、この結論が説得的であるかを明らかにするために、運の平等主義者からの応答を検討していきたい。

残酷さへの異議を回避するための有力な説としては、ほかの原理を取り入れ、多元主義的運の平等主義を主張することである。併用される原理は充分性原理と連帯原理の二つに大別できると考える。K・タンは、運の平等主義を各人のニーズを超えた領域で働くものと位置付けている (Tan 2012: 100)。タンの分配的正義論においては、まず、各人の基本的なニーズが充足され、その上で、責任原理に基づいた分配がおこなわれる。したがって、各人に過酷さを強いる状態とは皆が一定の閾値以上の状態ではないので、各人の責任の如何にかかわらず充分性の原理により補償される。また、ナイトも各人の基本的なニーズを満たすことの重要性を指摘した上で、運の平等主義は保険制度と両立しようと述べる (Knight 2009: 141)。こうした保険制度は課税による運営が想定されているので、各人の選択により離脱することはできない。

運の平等主義と連帯の原理 (principle of solidarity) を組み合わせた多元的な運の平等主義を採用する方法が挙げられる。連帯の原理とは、ひとまず、ある集団内のメンバー同士はお互いに義務を負っているということとする。したがって、ある集団に連帯の原理が働いているのであれば、ある人の利益は他の人々の利益に繋がり、不利益は集団全体の責任となる¹³。D・マルコヴィッツは、運とは各人に対してではなく集団に属するものである (Markovits 2008: 297)、不利益を被った人々に対して集合的責任があると考え。彼の想定する運の平等主義は、単なる公正な分配の達成だけではなく、自由で平等な市民間の政治的連帯をも含んでいる (Markovits 2008: 271)。また、S・セガールも連帯の原理により過酷さへの異議は回避可能だとする。セガールの述べる連帯の原理とは、当該集団の善を促進する集合的決定への忠誠 (loyalty)、他のメンバーも同様に状態が改善することを望む友愛 (fraternity)、そして集団的責任 (collective responsibility) という特徴を持つ。

連帯の原理による多元的な運の平等主義は、残酷さへの異議を回避するために構想されたわけだが、その結果、奇しくもアンダーソンが運の平等主義の代替案として出した民主的平等と似通っている。運の平等主義が分配における平等の達成を目的としていたのに対

して、民主的平等は、社会関係における平等の達成を目指している (Anderson 1999: 313)。したがって、分配における平等の達成には、道具的な関心しか払われない。では、社会関係における平等の達成とはいかなる状態かという、各人が平等な市民として機能するための潜在能力 (capability) が保障されている状態を指す (Anderson 1999: 314-318) ¹⁴。そして、こうした保障は、各人が相互にメンバーとしての義務を果たしていることに依拠する (Anderson 1999: 314, 321-6)。

では、連帯の原理は説得的であろうか。ここでわれわれに課されている義務とはどのような類のものであるのかを、義務を分類し、それぞれを検討することで明らかにしたい (瀧川 2007a; 2007b)。また、以下の議論では、ひとまず集団を国家としておきたい¹⁵。まず、万人に適用される普遍的義務と特定の人々に対してのみ適用される特殊的義務に分けることができる。連帯の原理を普遍的義務とした場合、われわれは、富裕国の生活困窮者より貧困国で飢餓者に援助しなければならない。しかし、先に述べた連帯の原理による平等を主張する論者たちが、特定の集団内のみに連帯の原理を適用するのではなく、全世界の市民にそうした原理を適用するコスモポリタニズムの立場をとっているかは疑わしいように思う。連帯の原理は、万人に対する義務より強い義務を集団内のメンバーに課すものである。したがって、連帯の原理が要求する義務は特殊的義務であると言える。

また、特殊的義務は、同意に基づくものとそうでないものとに分けられる。前者を自発的特殊的義務、後者を非自発的特殊的義務と呼ぶことにする。しかし、同意論は疑わしいため、連帯の原理は非自発的特殊的義務に基づくものと考えられる。

非自発的特殊的義務とは、家族や友人など親密な間柄における特殊な義務のことである。こうした義務の範囲を拡大したものとして連帯の原理を捉えることはできるだろうか。本稿は否と考える¹⁶。まず、親子関係のアナロジーによる正当化について考えたい。これによると、国家が親で、それに国民が子ということになる。しかし、このアナロジーは失敗している。第一に、メンバーを、自律的能力を欠いた子どもと捉えている点に問題がある (瀧川 2007b: 1253-1251)。第二に、国民の国家に対する義務と子の親に対する義務は対応関係にない (瀧川 2007b: 1251-1249)。では、友人関係によるアナロジーは成功しているだろうか。これも、国民同士は感情的繋がりも相互行為もない上に、親子関係のアナロジーと同様に、双方の関係における義務は対応関係にない (瀧川 2007b :1249-1245)。したがって、家族・友人関係など親密な間柄以外での、特殊な義務が存在するという主張には疑念を抱かざるをえない。

さて、連帯の原理は疑わしいというのが本稿の主張であるが、仮にこの原理が説得的だとしても、当初の問題である過酷さへの異議を回避できないように思われる。再度確認するが、運の平等主義者は、責任の原理に連帯の原理を組み合わせることで過酷さへの異議を免れようとした。すなわち、責任の原理では放置されるような困窮者の苦境をメンバー同士で分かち合うことで、困窮者に過酷な状況を強いることを回避しようとしている。この場合、ある程度のフリーライディングは許容することになる。しかし、困窮者の状態が

あまりに悪く、他のメンバーと分かち合うことで苦境を脱出できないばかりか、メンバー皆が過酷な状況に陥る可能性もある。そして、連帯の原理による多元的な運の平等主義はこれを悪と判断しない。また、こうした多元主義的運の平等主義は、不注意な生活困窮者が生じた場合、その不利益は全体の不利益となるので、そもそもそうした不注意者が出ないよう、非常にパターナリスティックな社会となるかもしれない。本稿は、責任の原理と連帯の原理の問題点は、各人の状態の良し悪しとは関係のない原理を道徳的に望ましいとしている点にあると考える。そのため、真に過酷さへの異議を回避できない。

3 分配の通貨

3.1 論点と批判

本章では、分配通貨（Cohen 1989）に関して検討していく。分配通貨に関しての論争とは、厚生・資源・潜在能力のうちいずれに関する平等を追求すべきかという論争のことである。近年の平等をめぐる論争は、再分配をどのようにすべきかに関する論争である。一定の社会的条件の下で同一量の初期分配を持つ各人が、自由に選択をおこないさまざまな活動をする。その結果、首尾よく人生を進められる人とそうでない人がでるため、不平等が生じる。こうした人々の活動の結果として生じた不平等や劣位にいる人々を分配によりどのように解消すべきかをめぐって、近年の平等論は進展してきたと言える。分配通貨に関する論争は、是正されるべき不平等を特定する際に各人の状態をどのような尺度で測るべきかに関して、厚生・資源・潜在能力等のうちいずれが適当であるかを論じている。各人の状態を何に基づき測るかにより、分配的正義論の構想は異なってくる。たとえば、厚生主義に立つとすると、各人の選好がどれほど満たされているかを比較して、満たされていない者に対して再分配をおこなうべきと考えるだろうが、資源主義では、各人が保有している私的財の束を尺度とし、より少ない者に対して再分配が行われる。この際、厚生立場と資源立場では、だれに再分配するべきかに関して見解が分かれることがある。したがって、公正な分配を構想するにあたり、分配通貨に関する態度を明らかにする必要がある。

こうした分配通貨に関する議論は、平等主義を前提としていた。すなわち、厚生・資源の平等・基本的潜在能力の平等のどれがもっとも望ましい平等であるかが問われていた。それに対して、非平等主義的分配理論では、何を通貨とするのかに関しては未決のまま、分配理念として優先性もしくは十分性がより優れていると論じられてきた。分配理念に関する議論は、人々の活動の結果、劣位にある人々に対してどのように再分配をするべきかという論争である。平等を分配理念とする分配理論は、初期分配後の人々の活動により生じた格差を縮小すべきと考える。優先性の場合には、そうした格差を縮小するのではなく、劣位にいる人に対して優先的に利益を与えるべきと主張している。十分性説は、皆が閾値以上であることを保障すべきであると主張していると言える。そのため、分配理念として平等主義を放棄したとしても、いずれの分配通貨を支持するのかを表明しなければならない。なぜなら、望ましい再分配の達成には各人の状態に対する評価が不可欠であり、そのためには各人の状態を測らなければならないからである。

そこで、本章では、厚生・資源・潜在能力の三つの分配通貨に関して検討し、いずれの立場が説得的であり、いずれは説得的でないかを明らかにしたい。本論文の目的である十分性説の擁護のためには、分配通貨の特定をしなければならない。これは、まず十分性説が分配理論である以上避けることのできない作業である。しかし、従来、分配通貨と分配

理念は別個に論じられており、「何の十分性か」という問いは論じられてこなかった。したがって、頑健な十分性説を構想するために、分配通貨と分配理念の議論の連携を図りたい。そのために、厚生・資源・潜在能力のうちいずれの立場をとるべきかを示していく。また、十分性説に対する主たる批判が閾値に向けられているため、こうした批判に応答するためにも、分配通貨の検討が必要である。平等主義や優先性説では、再分配のために各人がどういった状態であるのかを厚生や資源などの観点から特定される。それに対して、十分性説は、各人の状態だけでなく、再分配の可否を決定する閾値自体も特定の分配通貨に基づき設定されることとなる。したがって、十分性説への批判に応答するためにも、閾値設定の論拠を確実にしておかなくてはならない。

それぞれの立場の検討に入る前に分配通貨という論点に対する批判に応答したい。分配通貨という論点の平等の分配的解釈に対する批判がある。この立場は、望ましい平等とは分配により達成されるのではなく、社会関係の平等化により達成されると考える。そのため、厚生や資源などの特定の分配のパターンの平等化のみでは不十分となる。Z・ステンブロウツカによれば、平等の社会関係的解釈に関して、社会的地位や友情などの他者との特定の関係による関係的財 (relational goods) に関心を寄せる立場である (Stemplowska 2011: 116)。社会関係論者は、分配通貨で論じられる厚生や資源では、真に平等化すべき関係的財のとらえることができず、分配通貨論争は平等理論を財の分配という範囲に狭めてしまっていると考える。この立場の主な論者としては、アンダーソンやシェフラー、J・ウルフなどが挙げられる。

アンダーソンは、平等を社会関係的に解釈すべきという立場をとっており、この見解は彼女の民主的平等の構想に表れているといえる。彼女の民主的平等を検討することで、社会関係的解釈からの批判に応答したい。アンダーソンは、分配通貨については潜在能力、分配理念については十分性の立場をとる。この二つは、あくまで分配理論に関する特徴である (Anderson 2010a: 81-3)。また、民主的平等は運の平等主義の代替案として提案されているので、運の平等主義と同じ射程を持つはずである。これら二点により、民主的平等は平等を分配的に解釈しているように見えるかもしれない。しかし、アンダーソンは、民主的平等の実現に際して平等化すべき三つの機能として挙げられるリストの中に、分配の対象とするには適さないものも含めている。例えば、市民社会へ参加するための人間関係は分配の対象としては不適切である。また、言論の自由・思想や活動の自由は、分配によって達成される平等というよりも、むしろ法の下での平等である。アンダーソンが挙げるこれらの機能は、分配理論としての平等で論じる事柄ではなく、こうした議論の前提とされている諸条件の一部、もしくは別個の論点として論じられるべき事柄である。アンダーソンは、運の平等主義は平等を分配のパターンとして捉えるのに対し、民主的平等は、分配のパターンに無関心なわけではないが、分配のパターンは社会関係を構成する一要素と考えている。以上により、民主的平等は、各人が自由で平等な存在として振る舞うための制度的・社会的平等の要求を含む平等についての見解と言える (Anderson 1999: 313) ¹⁷。

したがって、民主的平等の射程は、運の平等主義の射程を超えていると考えられる。

では、アンダーソンの平等についての見解において、分配理論としての平等と社会関係の理論としての平等はどのような関係にあるのだろうか。アンダーソンは、各人が一定水準以上の自由で平等な市民としての機能を持つことで平等を達成しようとしている。また、そうした水準を上回るように、各人には社会によりそれぞれの特質や社会環境に適した形で財が提供される。アンダーソンの批判対象である運の平等主義は、個人の責任を基準とし、有責でないと判断された劣位にいる人に補償がおこなわれる。責任概念により分配による社会関係への影響が考慮されているものの、主眼は個人に置かれ、有責でない場合に限り追加的補償の対象となる。このように個人モデルによる補償で平等を達成しようとする運の平等主義に対して、民主的平等は、あくまで社会関係において自由で平等な存在としての諸々の条件を保障することを重視する。民主的平等において、分配で達成される平等は自由で平等な存在としての客観的閾値を満たすための必要条件である。社会関係における平等を構成する一要素として、分配理論としての平等が位置づけられている。

こうした観点から、アンダーソンは、潜在能力アプローチが採用する。彼女が、潜在能力の平等を追求する理由は次の通りである。潜在能力アプローチの利点は、資源やその他の分割可能な財の分配以外の問題に関する不正義について分析できる点にある (Anderson 1999: 319; 2010a: 89-91)。ある特定の属性を持つ人びとがスティグマを押されている場合、彼らは社会の中で平等な存在として振る舞うことが困難となる。このような社会関係において劣位にいる人は、例えば、資源をより多く得たところで、平等な存在としての地位を回復できない可能性がある。つまり、分配通貨に関して資源を支持した場合、社会関係の平等化は失敗する¹⁸。それに対して、資源を機能に変える各人の能力が非制度的な社会的抑圧より損なわれるという問題を、潜在能力アプローチは捉えることができる。したがって、スティグマを押されているような場合であっても、社会関係における不平等を認識し、非資源主義的な改善策を示唆することができる (Anderson 2010a: 90)。民主的平等において、財の多寡は問題ではない。各人に対して、社会関係において自由で平等な存在であることを民主的平等は保障しているため、潜在能力アプローチが採用される。

社会関係的解釈からの批判に対しては、次の二つの見方が可能である。まず、平等とは社会関係的に捉えられるべきにも関わらず、分配通貨に関する議論は、その一部の非関係的財の分配の平等の追求に終始しているというものである。これは分配通貨という論点が前提とする平等の射程に対する批判である。この場合、社会関係的解釈からの批判がおこなっているのは、関係的財の分配も考慮すべきという主張であるので、分配通貨が追求する非関係的通貨の分配の平等という論点がなくなったわけではない。もう一つは、厚生主義や資源主義は関係的財を測ることができないので、財の分配状態と各人の社会関係の相互作用により生じる不平等を無視してしまうというものである。そのため、関係的財も計量可能な潜在能力が尺度として選ばれる。先に述べたように、分配通貨という論点は、各人間の不平等解消のためには、各人の状態を測る必要があるため、その際の尺度は何にす

るべきかという論点である。そのため、社会関係的解釈からの批判を厚生主義と資源主義批判と捉えた場合、分配通貨として潜在能力を主張していることになる。したがって、この場合も分配通貨という論点は依然重要であると言える。

3.2 厚生

厚生主義は、選好充足としての厚生を各人の状態を測る尺度とするべきという立場である。各人は選択肢に対して選好順序を持ち、より高い順位にある選好が満たされればより多くの厚生を得ると仮定される。ロールズやドゥオーキンが厚生主義を退けて資源主義を主張したと理解されていることから分かるように、この立場は、近年の分配的正義論で有力な立場でありながらも多くの批判に晒されてきた。

分配通貨としての厚生は、資源や潜在能力に対して二つの点で優位であるように見える。第一に、中立性が挙げられる。厚生はわたしたちの日常における道徳観に反さないが、特定の善に依拠もしない。たとえば、ある人が他者に危害を加えたいといかに強く願っても、厚生主義はこうした欲求を選好順位から除外される。しかし、選好それ自体に対しての卓越主義的な判断は行わない。たとえば、好きな食べ物を大量に食べたいという欲求であっても宗教的な悟りをひらきたいという願望であっても、当人の選好順位が高い方が満たされれば、より厚生が得られるので望ましいと考える。この中立性の特徴により、厚生主義は価値多元的社会に対応している（井上 2008: 104-107）。

第二に、何をもちて厚生とするかは基本的には各人に委ねられているので、資源や潜在能力の立場をとった場合に応答しなければならない指標化問題を回避できる。指標化問題とは、各人が欲するであろう様々な財を特定することは可能なのか、また可能であったとしてもそれを各人の状態を測るための尺度として用いることはできるのかという問題である（Gibbard 1979; Arneson 1990: 445-446; 井上 2008: 121）。厚生主義は、各人の選好は自身が決めるので、こうした問題はそもそも起こりえない。

他方、厚生の平等は、しばしば不適切な選好を導入してしまうという批判にさらされる。不適切な選好の一例として、高価な嗜好が挙げられるだろう（Dworkin 2000: 48-59=2002: 70-85）。一般的な嗜好を持つ人、例えばビール愛飲者と高価な嗜好であるシャンパン愛飲者とは、同程度の効用を得るためにかかるコストが大きく異なる。そのため、厚生の平等を達成するためには、高価な嗜好の持ち主により多くの財が必要となる。しかし、シャンパン愛好者の選好を満たすために、ほかの人々より多くの財を与えるということは、各人を平等に扱っているとは言い難い。したがって、厚生の平等は支持できない。

もう一つの不適切な選好として、適応的選好形成が挙げられる（Sen 1985: 14-15=1988: 33-36, 1992: 54-55=1999: 77-78）。厚生の平等は、過酷な状況におかれる中で自身の選好をそうした状況に適応させていった人も、そうした過酷さとは無縁の人と同様に扱う。これ

は、高価な嗜好とは対照的に、過酷な状況ゆえに非常に慎ましやかな嗜好を持つ人はそうでない人と比べて嗜好充足のためのコストがかからないので、後者に前者より少ない財を与えることで厚生上の平等は達成される。この典型的な例としては飼いなされた主婦が挙げられる。すなわち、暴力的な夫と生活を共にしていると、そうした状況を改善しようとするのではなく、その中に高い満足を見出すようになる主婦のことである。厚生上の平等は、各人の嗜好充足という情報のみに着目するため、こうした過酷な状況を放置してしまう。

不適切な嗜好を用いた批判に対する厚生主義の応答は、三つの方法が考えられる。第一に機会概念を導入することで、批判が的外れであると指摘する方法が挙げられる。アーネソン (Arneson 1989) は、資源の平等からの批判に答えるために、厚生上の平等と厚生への機会の平等を区別した。彼は、意志決定樹により、運の平等主義における選択と状況の区別の厳密化を試みたが、これにより、各人に選択の機会がどの程度開かれていたかが明らかになる。そのため、当人に十分に選択の機会があったにも関わらず意図的に形成された高価な嗜好とそういった機会に恵まれずに形成された高価な嗜好が区別可能となる。アーネソンに従うならば、意図的に形成された高価な嗜好に対しては資源主義の批判は妥当であるが、そうでない場合に関しては、当人にそうした嗜好を形成した責任を問えないので補償を行うことが公正な分配ということになる。しかし、機会概念の導入による応答は、適応的嗜好形成に対しては適切に応答できないように思われる。なぜなら、飼いなされた主婦の場合、十分に彼女に選択機会が開かれているにも関わらず、過酷な生活を選択して、そこに満足を見出してしまうからだ。

次に、嗜好をより熟慮されたものと仮定する方法が挙げられる (Goodin 1995; 井上 2008)。しかし、この方法は次の二点により確実に批判を回避できるとは言えない。第一に、熟慮された嗜好は不適切な嗜好を含まないものと定義した場合、循環論法に陥ってしまう。すなわち、熟慮された嗜好を定義することで不適切な嗜好批判を回避しようというのがこの方法の試みであるが、熟慮された嗜好の定義自体に不適切な嗜好が含まれているので説明が連鎖しており、何も明らかにされていない。第二に、熟慮された嗜好の条件を満たせば、不適切な嗜好にはならないだろうと捉える場合が考えられる。熟慮された嗜好の定義に不適切な嗜好が含まれていない場合は循環論法に陥ることはないが、定義的には熟慮された嗜好により批判を回避することはできない。例えば、当人に十分な情報と考察の時間が与えられた場合は熟慮された嗜好であるとみなすでしょう。先の飼いなされた主婦の例から分かるように、そうした情報と時間が与えられていることが、必ずしも適切な嗜好形成につながるとは限らない。本稿は、適切に定義された熟慮された嗜好であれば、不適切な嗜好による批判は回避する可能性があると考えられるものの、以上の理由により厚生主義の支持には慎重になりたい。

また、厚生を、功利主義のうち客観的リスト説 (objective list theory) に基づき解釈した場合には、不適切な嗜好に基づく批判は回避できるかもしれない。この立場は、各人がそうしたリストに掲載されているものを望むか否かに関わらず、それらがどれほど充足し

ているかを厚生基準とする立場である。しかし、この立場は、各人の主観的満足度と切り離されたリストの項目がどれほど満たされているかを尺度としているため、そもそも客観的リスト説を厚生に関する一見解とすべきかには疑問がある。また、客観的リスト説を採用した場合、厚生主義も資源や潜在能力と同様に指標化問題を回避できなくなる。この二点により、本稿は客観リスト説を支持しない。

3.3 資源

資源主義は、各人の選好がどれだけ満たされているかではなく、各人が現に持っている私的財の束を評価尺度として、人々の状態を測る立場である。この際、私的財とは、競合性と排除性という特徴を持つ。ロールズは、分配通貨を厚生として平等を考える功利主義を批判し、各人がいかなる人生計画を構想しているかにかかわらず必要であるような基本財が人々の間でどのように分配されているかが重要であると考えた (Rawls 2010: 86)。それに対して、ドゥオーキンの資源の平等においては、どのような資源の組み合わせを選ぶかは各人の選好に委ねた上で、どれだけ各人に資源を分配するかというレベルでの平等に関心の焦点を絞る (Dworkin 2000: 66-71)。したがって、厚生基準の平等が各人の選好内容に一切介入しないのに対して、資源の平等は間接的に各人に不適切な選好の是正を求めている。

資源は、厚生基準の代理変数ではなく、別個の尺度である。断食をおこなう修行僧を想定してみよう。この際、厚生主義者は、満足な食事量を摂取できていないけれど、その人の選好は満たされていると判断するのにに対して、資源主義者は修行僧を低い状態にあると判断する。このように両立場は、各人の状態に対する評価が異なる。

資源主義は、高価な嗜好という不適切な選好を容認しないという点で厚生主義より説得的である。シャンパンでなければ満足できない人とビールで満足できる人の例でみていこう。厚生主義では、ビール愛好家とシャンパン愛好家の平等な分配を達成しようとするならば、後者に対してより多くの財を提供しなければならない。しかし、資源主義は、各人の選好がどれほど満たされたかではなく、そのための資源がどのように分配されているかを尺度とする。そのため、ビール愛好者はシャンパン愛好家の選好を負う必要はなくなり、たとえシャンパンを嗜好する人がビール愛好者と同等の厚生を達成できなかったとしても、それは補償の対象とはならない。つまり、資源主義は各人が自らの人生計画をどれほど実現できたかではなく、実現するのに必要な資源を平等化することにより、各人の選好を理にかなったものに変更し、自身の人生計画に対する責任を負わせているといえる。

しかし、資源を尺度とする再分配は適応的選好を放置する可能性がある。高価な嗜好に対しては、資源を尺度とすることで再分配する財を制限できた。そのため、資源主義は、各人の選好に対する直接の価値判断は行わず、高価な嗜好の修正を間接的に要求すること

が可能となった。しかし、適応的選好は、要求する財が一般的な選好より少ないので、こうした修正ができない。したがって、適応的選好に対して適切な再分配をおこなえるかが、資源主義の成否を分けると言える。本論文は、資源主義それ自体は適応的選好による批判を免れないが、分配理念を充分性とするこゝで、こうした批判を回避できると考える。資源主義の立場をとる充分性説の内容に関しては、第六章で詳述したい。

3.4 潜在能力

センは、厚生や資源の観点で達成される平等では不十分であるとし、潜在能力の平等を主張する。ドゥオーキンが示した高価な嗜好の例でも分かるように、厚生や資源の平等は不適切な選好を社会的に放置してしまうという問題点がある。センによると資源の平等はあまりにも物質主義的である。たとえ各人が同一量の資源を各人が持っていたとしても、資源の特性はそれぞれの環境に依存し、各人の持つ特性も異なっているため、機能 (functioning) が異なってくる。ここでいう機能とは、資源を行使する能力や資源により達成可能な事柄を指す。資源主義はこうした機能の差を捉えることができないので、環境や資源を行使する能力に起因する不平等を放置する可能性が残る。それに対して、こうした機能の差を含んだ指標となるのが潜在能力である。潜在能力とは、機能を組み合わせたものである。こうした潜在能力という指標を用いることで、各人の自由が個人間比較可能となる (吉原 2006: 35)。潜在能力アプローチを用いて厚生や資源の平等への代替案としてセンが主張したのが基本的潜在能力の平等である。基本的潜在能力とは「人がある基本的な事柄をなし得ること」(Sen 1982: 367) であり、基本的な諸機能のリストにより決まる¹⁹。

潜在能力アプローチの優れている点は、各人の能力や選好とかれらを取り巻く環境の組み合わせを指標としているため、各人の実情をより詳細に把握することができる点にある。こうした利点により、厚生主義や資源主義における不適切な選好問題を回避できる。潜在能力を尺度とした場合、各人が基本的な事柄をなし得ることが追求されるため、高価な嗜好問題は起きえない。また、適応的選好形成に関して、潜在能力は当該個人の機能が他者より低い状態であると判断するので、再分配の対象となる。

こうしたセンの潜在能力アプローチに対して、ドゥオーキンは二点の指摘をおこなう (Dworkin 2002: 299-303)。第一に、センによる資源の平等への批判は、少なくともドゥオーキンの立場には当てはまらない。ドゥオーキンは、金銭に代表されるような非個人的な資源だけでなく健康や身体的能力のような個人的資源も、平等化の対象となる資源に含んでおり、仮想的保険市場という理論装置を用いて、個人的資源における影響を弱めることを狙っている。第二に、潜在能力の平等は、厚生や資源の平等に代わりうる議論ではない。潜在能力の平等は、各人の能力や特徴の平等化、もしくは資源の平等化により達成できるとドゥオーキンは考える。前者での平等化を考えた場合、それは潜在能力の平

等の厚生の平等的解釈にほかならず、妥当ではない。後者の平等化は、異なった言い回しの資源の平等にすぎず、各人は「機能」への「潜在能力」を改善するために資源を求める。センの目的は、ドゥオーキンやロールズよりも厚生から遠ざかることであるので、潜在能力の平等は結局のところ資源の平等に他ならないという評価をドゥオーキンは下す。

また、こうした指標は、各人ごとで異なっているため、それぞれの状態を把握できても、共通の尺度となりえるのか疑わしい (Arneson 2010)。この難点を克服するために、潜在能力を各人の持つ機会に限定する方法が考えられるが、本稿はこれも説得的ではないと考える。なぜなら、機会は、資源や厚生などと同等の分配尺度ではないからである。本稿は、厚生以外の分配尺度に関しても、分配対象とその対象への機会とに区別されうると考える。そのため、機会は、資源や厚生と同等ではなく、これらの分配尺度に付随する概念であると言える。

4 平等主義への疑念

4.1 分配理念論争

先の二章において、近年の分配的正義論の主要な論点である運の平等主義と分配通貨に関して論じた。選択でなく状況に起因する不利さのみが社会的に補償されるべきという立場である運の平等主義に関しては、スティグマ問題、責任原理の哲学的困難性、過酷さへの異議という三つの批判がなされていた。本稿は、運の平等主義によるスティグマ問題と哲学的困難性に対する説得的な反論がなされたとしても、責任原理は過酷さへの異議を回避できないので、公正な分配を達成できないと論じた。また、本稿は、分配通貨に関して、資源主義の立場をとる。なぜなら、厚生は不適切な選好を放置する恐れがあり、基本的潜在能力は真に計測可能であるか疑問であるからである。これら二つの論点は、平等主義を前提とした議論であった²⁰。運の平等主義は、各人の選択に対する責任を問うた上で平等に分配することが望ましいという立場である。また、分配通貨は、平等な再分配を達成するに際し、各人の状態を把握するための尺度を何に求めるべきかという論点である。したがって、ロールズ以降の分配的正義論の多くは、平等主義を自明視し、平等な分配はいかにして達成可能かを論じてきたと言える。

それに対して、本章では、平等が分配理念としてはたして適切であるのかを検討していく。分配理念に関する論争は、平等・優先性・十分性のうち、いずれの理念に基づき分配すべきかを論じている。そのため、分配理念論争において、平等主義の批判者は、従来の分配的正義論における平等主義の自明性に対して疑問を投げかけていると言える。パーフィットの論文「平等か優先性か」(Parfit 2000)をきっかけとして、分配理念としての平等は一つの論争点となった。本章の第二節で詳述するように、この論文で、パーフィットは、平等主義者の一部が主張していることは、格差を縮小することが望ましいとする平等の理念ではなく、不利益を被っている人々の状態を改善するという優先性の理念であると述べた。それ以降、パーフィット以前に平等主義に対して疑念を呈して、分配的正義論においては、各人が十分に持っているという十分性説をとるべきと主張したフランクファートの見解なども含め、いずれの理念に基づいて分配すべきかが争われてきた。

十分性説を擁護するという本稿の目的に向けて、本章を含む論文の後半では、分配理念をめぐるそれぞれの立場を検討し、十分性説の優位性を明らかにする。まず、本章では、平等主義とそれに対する批判および代替理論の発展について検討していく。これは、分配理念という論点の重要性を示すことでもある。分配的正義論においては、平等な分配について論じられてきた。これに対して、分配理念に関する論争は、次のように主張する。従来、平等の下に論じられてきたことは優先性である、または、平等ではなく優先性もしくは十分性を追求すべきである。したがって、優先性説と十分性説を検討するためには、平等は分配理念として適切ではないことと優先性や十分性は平等とは別個の理念であるこ

とを示す必要がある。

本論に入る前に、近年の分配的正義論における三つの論点の関係について付言しておきたい。運の平等主義と分配通貨が平等主義を前提としているのに対して、分配理念論争は平等主義それ自体を検討する。それでは、分配理念に関して優先性もしくは十分性を支持するならば、先の二つの論争での学問的蓄積を否定することになるだろうか。本稿は否と考える。運の平等主義は分配理念として平等を支持したうえで、責任原理に基づき平等に分配すべきと主張する。しかし、責任原理は平等主義のみと関連しているわけではない。たとえば、各人の責任を問うた上で優先性に基づく分配を想定することは十分に可能である²¹。また、分配通貨論争も、従来は「何の平等か」と語られることが多かったが、各人の状態の尺度を何とするかという論点は、分配理論である以上、優先性説や十分性説においても必要であると考えられる。

4.2 水準低下の異議

分配的正義論における平等主義とは、各人間の格差が少なければ少ないほど望ましいという立場である。平等主義は、再分配をおこなうことで、個人間の格差を縮小する。通常、こうした再分配で想定されているのは、不利な状態にある人々に対して補償をおこなうことである。しかし、平等主義は、しばしば水準低下の異議を免れないと批判される。水準低下の異議とは、平等主義が不利な状態にいる人を改善することなしに優位な状態にいる人を改悪することを望ましいと判断する可能性を指摘するものである (Parfit 2000: 98-99)。たとえば、片方の目しか見えない者 x と両目が見える者 y がいたとする。多くの場合、平等を達成すべく、 x の見えない方の目を外科的手術で見えるようにするなどの方法が模索されると思われるが、 y の片目を見えなくする、 x の見える片目と y の両目を見えなくするなどの方法でも平等は達成できる。この二つの方法は x と y のどちらの状態も改善していないにも関わらず、平等であるので、平等主義は望ましい状態と判断してしまう。そのため、水準低下の異議は平等主義への大きな反論であると考えられている。

それでは、平等主義者がいかなる分配を望ましいと考えているのか T・ネーゲルが挙げた、非障害児で幸福な子供と苦痛を伴う障害に苦しむ子供の例から見ていきたい (Negel 1979=1989: 192-195)。さらに、パーフィットが「平等か優先性か」でネーゲルの例を糸口とした平等主義における「平等」を分析的に検討していく。

ネーゲルは、障害児と非障害児の二人の子供がおり、引っ越しを考えていたと仮定をした上で次のような選択肢を提示する。非障害児にとっては、住環境のよい郊外に引っ越すことが、障害児にとっては医療施設が整った都市に引っ越すことが望ましい。さらに、引っ越し後、障害児の受ける利益より非障害児の受ける利益の方が大きいとする。ネーゲルの例を次のように表すことができる (Parfit 2000: 87)。

表1

	非障害児	障害児
都市	20	10
郊外	25	9

このような例において、功利主義者ならば、郊外への引っ越しをより望ましいと考えるだろう。なぜなら、都市への引っ越しより利益の総和が大きいからである。しかし、より恵まれない状態にある障害児の利益の方がより恵まれた状態にある非障害児の利益より差し迫ったものであるので、平等主義者は都市へ引っ越しすることを選択するだろうとネーゲルは述べる (Negel 1979= 1989: 194)。それでは、平等主義者はどのような状態が望ましいと考えているのだろうか。

そこで、パーフィットは、平等主義者が真に支持している価値は何かを明らかにするために、パーフィットは平等主義を3つの次元で区分する。第1に、平等のみを重視する純粋平等主義と、効用などの他の価値も重視する多元主義的平等主義とを区分している (Parfit 2000: 85-86)。たとえば、各人の状態がよければよいほど望ましいという効用原理と組み合わせた多元主義的平等主義の場合、どのような分配が道徳的に望ましいのかに関して、平等原理と効用原理の二つの観点から判断される。第2に、平等を道具的理由から重要であると考えた立場と平等の本来の価値から重要であると考えた立場という区分がある (Parfit 2000: 86-88)。道具的価値の立場は、平等は別の価値を促進するから重要であると考えたのに対して、本来の価値の立場は、平等それ自体に価値があると考えた。互いに分断された世界であるAとBがあると仮定しよう。社会Aの人々が100の利益、社会Bの人々が200の利益を持っている状態1と、社会Aと社会Bともにみな145の利益を持っている状態2を想定する。AとBは互いに分断されているので、平等の本来の価値を認めない限り、状態1より状態2の方が望ましいということとはできない。したがって、真の平等主義は本来の価値から平等を道徳的に重視する。第3に、不平等はそれ自体で悪であるから、より望ましい結果となるので平等を促進すべきという目的論的平等主義と、正義の要請により平等を志向する義務論的平等主義とを区分している (Parfit 2002: 84)。

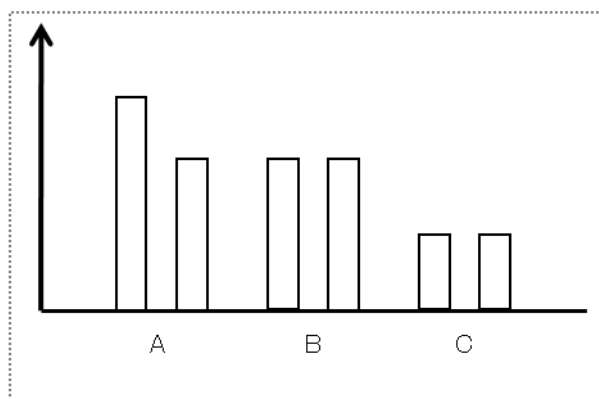


図1

第3の区分における目的論的平等主義は、水準低下の異議を免れない (Parfit 2002: 84)。なぜなら、目的論的平等主義は、各人間に格差があることを悪と考えるため、各人の状態の良し悪しは考慮されないからである。たとえば、図1において、目的論的平等主義は社会Cより社会Bが望ましい分配状態であると言えない。この際、社会Cより社会

Bが望ましいと主張するには、例えば、効用原理に訴える必要がある。しかし、次のような場合、効用原理と目的論的平等主義による多元主義的平等主義は一義的に答えを出せない。

- (1) 皆が 150 の状態
- (2) 半数が 199、半数が 200 の状態
- (3) 半数が 101、半数が 200 の状態

この場合、(1) と (2) を比較した場合、後者の方が大きく総効用が上回っており、格差がわずかであるので、(2) が望ましいと判断することもできる。その一方で、(1) と (3) を比較した場合、(1) のがより平等で総効用はわずかな差であるので、(1) が望ましいと言えるかもしれない。このように、多元主義的平等主義は、平等原理と効用原理のどちらを重視するかにより、三つの状態のうちいずれが望ましい分配状態であるのかが変わってくる。また、多元主義的平等主義も水準低下の異議を免れない。なぜなら、多元主義的平等主義は水準低下の異議が前提としているの個人影響原理 (Person-Affecting Principle) に抵触しているからである (Parfit 2000: 114-115)。個人影響原理とは、「状態 1 が状態 2 より何らかの点でよいならば、状態 1 は誰かにとってはよい」という原理である。この原理は、平等原理や効用原理より一般的な原理であるように思われる。したがって、多元主義的平等主義は、すべての観点から (この場合は平等原理と効用原理の観点から) 水準低下による平等の達成を望ましくないと判断するだろうが、平等の観点からは水準低下を望ましいと判断する。これは個人影響原理に抵触し、水準低下の異議を回避できない。

また、義務論的平等主義は、平等それ自体がよいという立場ではないので、水準低下の異議を免れている。しかし、平等の道具的価値と本来的価値の区別で述べたような分断された世界において、義務論的平等主義は、社会 A より社会 B の方が望ましいということはいできない。社会 A より社会 B の方が望ましいと主張するためには、目的論的平等主義を受け入れなくてはならない。したがって、パーフィットの分析が正しいならば、分配理念としての平等は水準低下の異議を免れないということになる。

4.3 平等の解釈

水準低下による平等化の可能性を回避できないとの批判に対して、目的論的平等主義は、多元主義をとることで、応答を試みる。これにより、目的論的平等主義の観点からは水準低下による平等の達成を望ましいと判断せざるをえないが、すべての観点を考慮に入れることで、水準低下の異議を回避可能なようにみえる。しかし、多元主義的平等主義も個人影響原理に抵触しているので、この応答は不首尾に終わっている。目的論的平等主義は、各人にとってのよさを問うことなく、各人間の格差縮小を追求しているため、水準低下を拒否できない。

しかし、平等に各人にとってのよさを組み込むことで、水準低下の異議を回避できるか

もしれない。J・ブルームは個人的善の原理 (the principle of personal good) を提示し、この原理は平等と両立しようと主張した (Broome 1991: 174)。

個人的善の原理：(a) すべての人に対して、選択肢 x と y が等しくよいならば、選択肢 x と y は同等によい。(b) すべての人に対して x と y が同等によく、かつ誰かにとっては y より x の方がよいならば、 x は y より望ましい。(Broome 1991: 165)

ブルームの見解において、平等のよき解釈は個人的善の原理と両立する。そのため、水準低下は誰の状態も改善しないので、平等の観点からも望ましくないと判断されることとなる。また、B・トゥングデン (Tungodden 2003) は、個人的善の原理と両立した平等主義を穏健な平等主義 (moderate egalitarianism) と呼び、平等の観点からは水準低下を許容するが、個人的善の原理の観点からは望ましくないので、すべての観点を考慮に入れると、水準低下による平等の達成は認められないと論じる。

ブルームらの応答が、平等に個人的なよさを組み込むことであつたのに対して、個人影響原理が説得的でないことを主張することで、水準低下の異議に応答する論者もいる。L・テムキンは、水準低下の異議に対して、比例的正義を用いて、誰にとっても悪い状況であっても、そうした状況を望ましいと判断する観点があることを示そうと試みている (Temkin 2000: 138-140)。

比例的正義とは一般的に応報的正義と呼ばれている立場で、この立場に従うならば、各人はおのおのの功績に応じた分配することが望ましい分配となる。テムキンの試みが成功すれば、個人影響原理は説得的でなく、したがって、水準低下の異議は平等主義にとって問題ではなくなるだろう。

聖人と罪人しかいない世界を想定してみる。社会状態 A と社会状態 B

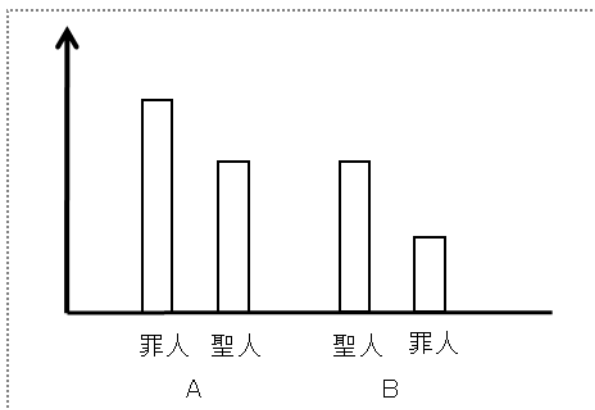


図2

において、聖人は同程度に利益を受けている。それに対して、罪人は、社会状態 A において社会状態 B よりも利益を多く受けている。さらに、社会 A においては、聖人より罪人の方が優位な状態にある。個人的善の原理に従うならば、社会 B より社会 A の方が望ましい状態である。しかし、比例的正義に従うならば、社会 A より社会 B の方が望ましいので、水準低下により各人の状態が改悪しても、そうした状態を望ましいとする観点が存在することになる。

それでは、水準低下の異議に対する平等主義からの応答は成功しているだろうか。まず、個人的善の原理を組み込んだ平等の解釈に関しては、水準低下の異議は当てはまらないよ

うに思われる。しかし、望ましい再分配のための分配理念が、個人にとっての善さのみに依拠することに関しては、検討が必要である。また、穏健な平等主義は、一見個人的善の原理を組み込んだ平等の解釈と同じ立場であるが、平等の原理と個人的善の原理による多元主義的平等主義である。したがって、すべての観点を考慮するならば、水準低下による平等化達成を是としなが、平等の観点からは望ましいとされる。これは、誰の状態も改善していないにもかかわらず、平等の観点からすると道徳的に価値があると認めることになり、個人影響原理に抵触している。

一方、テムキンの応答は、一見、水準低下の異議に対する批判としては成功しているようである。しかし、テムキンの応答は、功績の観点から、水準低下は望ましいと判断している。そのため、この応答は、平等は功績と関連がある概念であることを明らかにしなければならない。もし、関連がない場合、平等主義に対する水準低下の異議への批判として成立していない。また、仮に、両者に関連があると示したとしても、功績に基づく平等主義は問題がある。各人の功績に基づく平等主義は、罪人の状態に関して下限を設けない場合、運の平等主義に向けられた過酷さへの異議と同様の批判が当てはまるように思われる。たとえば、食事もままならない程貧しい人が、食べ物を盗んだ結果、死刑などの極刑を課されたとする。当該個人は罪人であるが、過去の些細な過ちを理由に、極端な過酷さを強いることになる。したがって、本論文はテムキンの主張する平等主義を支持しない。

4.4 非平等主義的分配理念

ネーゲルは、非障害児と障害を持った子供がいる場合に、平等主義者は後者の利益になることが重要だと考えたと述べた。なぜなら、障害児に対する利益は、非障害児に対する利益より差し迫ったものであるからだ。ネーゲルは障害児に対して優先的に利益を与えることを平等の名において主張している。しかし、パーフィットの分析を踏まえると、平等は各人間の格差がない状態を望ましいと考える立場である。それに対して、不利な状態にある人に対して優先的に利益を与えることを重視するのは優先性説である。従来、平等という名で語られてきた議論の中にはネーゲルの例のように優先性の視点が含まれているものもあり、両者は結論を一にすることもあるが、異なった分配に関する理念であるというのがパーフィットの主張である。

このように、パーフィットは分配理念として平等より優先性の方が優れていると主張しているのではなく、両者を区別すべきであると主張している。そして、こうしたパーフィットの指摘からさらに進んで、ますます多くの論者たちが、分配理念として平等より優先性を採用すべきとの見解を示している²²。たとえば、運の平等主義の主要な論者であるアーネソン (Arneson 2000) は、パーフィットの主張を受け入れ、自らの立場を責任対応型優先性説 (Responsibility-Catering Prioritarianism) と変更した。責任対応型優先性説とは、

分配理念としては優先性を採用しつつ、責任原理に基づく再分配を望ましいとする立場である。責任対応型優先性説は、不利な状況にいる人に対して、各人の責任がなければいほど、当該の状況が不利であればあるほど、その人に対して再分配をおこなうことは望ましいと考える。

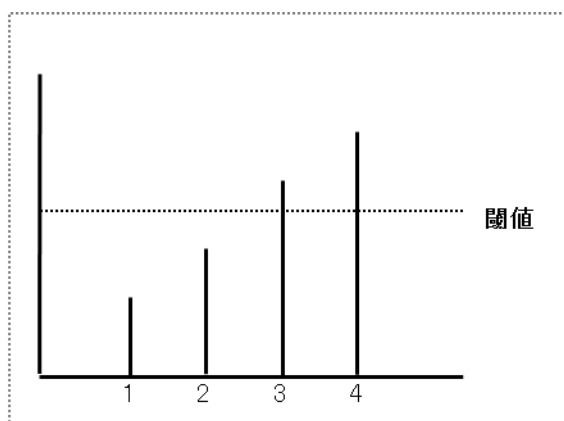


図3

水準低下の異議以外にも平等主義への批判はなされている。フランクファートによれば、経済的平等主義それ自体に価値があると多くの人は考えているが、それは間違いである。分配において道徳的に重要なのは、皆が同一量持っているということではなく、各人が十分に持っているということである (Frankfurt 1988: 134)。ここでいう経済的平等主義とは、各人の豊かさの程度を比較し、皆が同じだけ持っている

ことが望ましいと考える分配理論のことをさす。フランクファートによれば、経済的平等主義は、各人間の不平等の解消を目指すという理論的特性ゆえに、各人は、自らのニーズや興味に基づき満足か否かを判断するのではなく、他者と自身の所有する財を比較した上で自らの状況に満足しているか否かを決定する傾向をもつ (Frankfurt 1988:134-137)。したがって、自らにとって本当に必要なものは何かという問いから人々の注意を逸らせてしまう。平等主義は、各人間の不平等を道徳的理由により解消することを目指し、優先性説は、絶対的な基準に基づいて、その人の状態が悪ければ悪いほど、その人に利益を与えることはより道徳的な価値があると考え。それに対して、十分性説は、利益を与えるのが重要なのはその人の暮らし向きが悪いからであると考えるので、十分暮らし向きがよいと考えられる閾値以上での格差に関して解消するもしくは劣位の方に優先的に利益を与えることを否定する。例えば、図3において、個人1と個人2が閾値以上の状態になることを目指すが、個人3と個人4の格差是正は道徳的関心の対象外となる。

5 優先性説

5.1 優先性説とは何か

先章において、平等主義は分配理念として支持しがたいことが明らかとなった。そこで、本章では、代替案としての優先性説について検討していきたい。

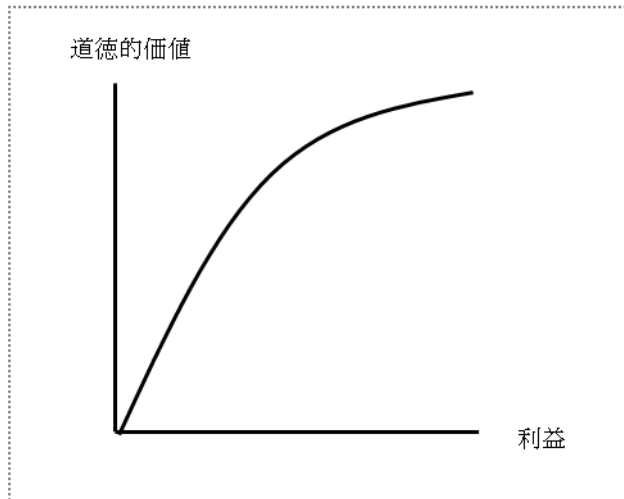


図4

を回避しうる。優先性説論者は、分配理念として平等より優先性が優位である点を、水準低下の異議を回避できることに求めている。平等主義は、平等の観点においては、水準低下による不平等の是正を容認する。それに対して、優先性説は水準低下の異議を回避しうる。平等主義と優先性説の区別は、水準低下の異議を免れるか否かが要点となっている。この理論的特徴により、優先性説は平等主義より水準低下の異議と合わせて次の二点において優れていると言える。

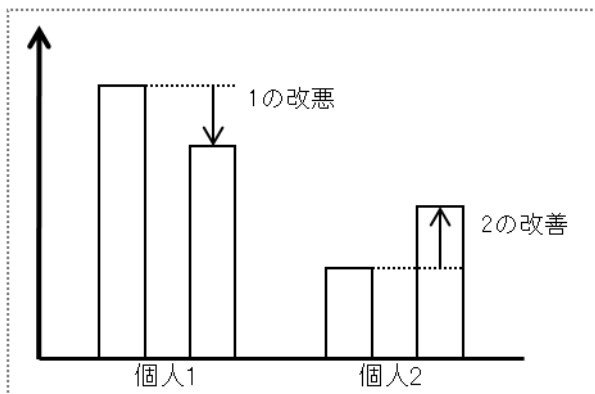


図5

優先性説とは、ある個人がより不利であるほど、その人に利益を与えることはより道徳的に重要であると考えられる立場である。優先性説の最大の特徴は、各人の状態の改善を目的としながらも、あくまで非個人的な規準に基づき各人に利益を与えている点にある（Presson 2001: 23-39）。優先性説において、道徳的価値は、個人的な善さとは無関係である。しかし、この道徳的価値は各人が得る利益と連動して増加するので、優先性説は水準低下の異議

第一に、パレート基準に照らして、優先性説は平等主義より望ましい。図5のように個人1が優位、個人2が劣位である場合の個人1と個人2の格差を縮小する方法を考えてみる。一つは、個人2を個人1の状況に近づけるべく個人1の状態を改善するという方法が考えられる。また、個人1を悪化させ、個人2を改善するという方法もある。多くの場合、わたしたちは両者の格差縮

小の方法としてこの二つを想定するだろう。しかし、格差を縮小するという平等の理念に基づく分配方法はこれだけではない。第三に、個人 2 の改善を伴わずに個人 1 を改悪することでも格差は是正する方法が考えられる。また、第四に、論理的には、個人 1 と個人 2 の両者ともに改悪することでも格差は縮小される。分配理念として平等を採用すると、こうした第三、第四の方法により平等化が図られる可能性が残る。優先性の理念に基づく分配では、劣位にいる人に対して優先的に利益が与えられるので、第三・第四の方法のように各人の改悪のみによる平等化の可能性はない。

第二に、各人の状況の水準を考慮できる点で優先性説は平等主義より優れていると言える (Parfit 2000: 99-100)。平等を分配理念とした場合、各人の状況の水準に無関心であるがゆえに、皆が平等に低水準の社会を望ましい社会であると判断する可能性がある。第 4 章第 2 節で示した図 1 において、社会 A は優位にいる人と劣位にいる人で構成されているのに対して、社会 B では各人の状況は同程度である。この場合、社会 A より社会 B の方の格差が少ないので、平等主義は社会 B の方が望ましい社会であると判断する。では、社会 A と社会 C を比較した場合、平等主義はどちらの社会がより望ましいと考えるだろうか。より平等という分配理念を満たしているのは社会 C であるので、各人が等しく低水準である社会 C が望ましい社会と判断される。このように、平等の理念のみで分配をおこなうと、各人の状況がどの程度の水準であるのかという観点が抜けてしまう。

5.2 平等主義と優先性説

パーフィットは、優先性説を平等主義とは別個の分配理論と位置づけた。その上で、従来、平等の名のもとで論じられていた見解の一部は優先性の理念であり、平等主義と異なり、優先性説の相違は水準低下の異議を回避可能であると述べた。しかし、平等主義と優先性説の区別に関して、疑念を投げかける論者たちがいる。そこで、本節では、平等主義と優先性説は真に区別可能か、またその区別は意義があるのかに関して、批判者の見解を検討したい。

平等主義と優先性説に関して、フローベイ (Fleurbaey forthcoming) は、両者は区別可能だが重要ではないとの見解を示している。彼によれば、平等主義と優先性説は特定の社会的順位づけ (social ranking) を支持する際の理由が異なっているものの、社会的順位づけの内容について、優先性説は平等主義の特殊ケースである。もしフローベイの見解が正しいのであれば、平等主義と別個の立場として優先性説を論じる意義が小さくなる。そのため、彼の議論を詳しく見ていきたい。

いま一度、優先性説について確認しておきたい。パーフィットによれば、平等主義は、ある人が他の人よりも状態が悪いことそれ自体が道徳的に悪いと考える。それに対して、優先性説は、各人の状態が悪ければ悪いほどその人に利益を与えることは道徳的に重要で

あると考える。したがって、優先性説は、各人の状態が改善すればするほど、当該個人に与える1利益の持つ道徳的価値は逓減すると仮定している (Parfit 2000: 105)。また、優先性説は各人の状態の良し悪しは、個人間比較によってではなく、非個人的基準により判断される。

総利益は不変で不平等が生じている社会を想定してみよう。この社会において、優先性の理念は、優位にある人から劣位にある人への利益移転を要求するため、優先性説が最も望ましいと考える分配は、平等な分配となる (Fleurbaey forthcoming)。平等主義は平等な分配が最も望ましいと考えるので、優先性説も平等主義も同じ社会的順位付けを支持していることになる。両者の違いは、平等を追求する意義にある。優先性説は、優先性の理念に基づいた分配を達成するという目的に資するゆえに、平等な分配を行う。すなわち、優先性説は、平等に道具的価値があると考え、それに対して、平等主義は、平等には本来の価値があると考え、この相違は、望ましい社会的順位付けを支持する理由に関する相違である。望ましい社会的順位づけに関しては見解の相違があるわけではないので、多くの場合、両者の望ましい分配に関する結論は一致する。したがって、平等主義と優先性説の区別は重要ではない、というのがフローベイの見解である。

フローベイの議論が説得的であるかを、パーフィットの議論を確認しつつ検討したい。平等主義と優先性説は、望ましい社会的順位付けに関して見解が一致しているが、その支持理由が異なるということ、パーフィットも認めている (Parfit 2000: 103)。しかし、望ましい社会的順位づけが一致するから、平等主義と優先性説の区別は意義がないとするのは早計である。次のような社会 A・B・C を考えてみたい。

$$A=(15,10) \quad B=(5,5) \quad C=(1,1)$$

まず、優先性説にとっては、社会 A が最も望ましく、社会 C が最も望ましくない。また、純粋平等主義は各人が平等であることのみをめざすので、人々がよりよい状態であることはそれ自体としてよいという効用原理を支持しない。そのため、純粋平等主義にとって、望ましい社会的順位付けは、社会 B=社会 C>社会 A となる。したがって、純粋平等主義は、水準低下の異議を免れない。それに対して、効用原理を取り入れた多元主義的平等主義にとっては、望ましい社会的順位付けは、社会 A>社会 B>社会 C となり、優先性説の結果と一致する。しかし、たとえ結論が一致したとしても、多元主義的平等主義は、平等の観点においては、社会 A より社会 B や社会 C を支持するので、水準低下の異議を免れない。そのため、多元主義的平等主義は水準低下の異議が前提としているの個人影響原理に抵触する (Parfit 2000: 114-115)。したがって、水準低下の異議を免れている。以上により、分配理念として平等と優先性は異なった立場であると言える²³。

5.3 優先性説と水準低下の異議

ここまでの議論において、優先性説は水準低下の異議を免れるのに対して、平等主義はたとえ多元的な立場をとったとしても少なくとも平等の理念においては水準低下による平等の達成を好ましいと判断することになると論じた。この議論が正しいと判断されるならば、平等主義より優先性説のほうが説得的であると言えるだろう。しかし、優先性説も水準低下の異議を免れないという議論がある。本章では、二つの批判を取り上げる。第一に、優先性説には平等の観点が含まれているので、平等主義と同様に水準低下を少なくとも平等の観点からは容認しているという指摘があげられる。もう一つの批判は、優先性説は、平均道徳的価値の観点から水準低下の異議を免れないというものである。これらの批判が当てはまる場合、優先性説は平等主義と同様に説得的な分配理論ではないことが明らかになる。そこで、優先性説は、真に水準低下の異議を回避しうるのかを検討したい。

まず、優先性説は、平等の観点においては水準低下による平等の達成を容認しているという立場について考えていきたい²⁴。この立場は次のように説明できる。先のフローベいの議論において、優先性説は平等には道具的価値があると解釈できることを確認した。そのため、優先性説は、平等の観点において水準低下による平等の達成を容認していると言える。したがって、優先性説も個人影響原理に抵触しているというのがこの立場の主張である。この主張が正しいのであれば、平等主義より優先性説の方が説得的だとは言えなくなる。

では、平等の道具的価値を与えることは、平等の観点において水準低下を容認していることになるのだろうか。効用原理を取り入れた多元主義的平等主義との比較で考えていきたい。こうした多元主義的平等主義は、平等の観点においては水準低下による平等の達成が容認され、効用原理の観点においては、このような平等化は望ましくないと判断される。そして、すべての観点において、このような平等化を容認するか否かは、平等と効用原理のどちらをより重視するかによって結論が分かれる。それに対して、優先性説は平等に道具的価値を与えているという解釈は、優先性の理念に基づいた分配を達成するために、不平等が是正されることを指摘しているにすぎない。むしろ、平等に道具的価値を与えているというより、優先性の理念を追求した結果、平等が達成されたという解釈がより正確であるように思われる²⁵。そのため、優先性説は、平等の観点からの判断を行わないと考えられる。

これまでの議論では、優先性説は水準低下の異議を免れているので、平等主義より望ましいということが言えそうである。しかし、I・ペアションは、優先性説も水準低下の異議を回避できないという指摘を行っている。もし、彼の議論が説得的であれば、優先性説は平等主義と同様に支持すべきではないということになる。そこで、ペアションの議論を検討したい。彼によれば、優先性説は、平均道徳的価値の観点において、水準低下の異議を回避できない (Presson 2008: 300-303)。優先性説は、利益に対する限界道徳的価値は逡減

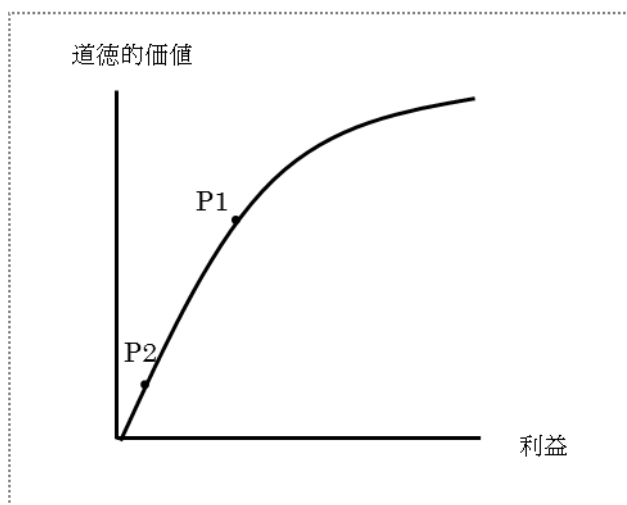


図6

すると仮定しているので、図 6 のように表すことができる。また、道徳的価値は、個人的な善さとは無関係である (Presson 2001: 26-29)。しかし、この道徳的価値は各人が得る利益と連動して増加するので、優先性説は水準低下の異議を回避しうる。図 1 において、優位にある P1 と劣位にある P2 では、1 利益あたりの平均道徳的価値は P2 の方が高い。したがって、ペアション (Presson 2008: 301) は、平均道徳的価値の観点において

は、P1 から P2 への移行はよいと判断されるので、優先性説も水準低下の異議を免れないと述べる。この指摘が正しいとすれば、平等より優先性の方が分配理念として優れているという主張は説得的ではなくなる。なぜなら、優先性説は一見水準低下の異議を回避しているようでも、個人影響原理を免れていないことになるからである。

ペアションの指摘は次のようにまとめられる。優先性説は、だれの状態も改善していない水準低下に関して、平均道徳的価値の観点からは望ましいと判断するが、優先性の観点からは望ましくないと判断している。したがって、すべての観点を考慮すると優先性説は水準低下を望ましいと判断しないが、平均道徳的価値の観点からは望ましいと判断しているので、平等主義と同様に個人影響原理に抵触し、水準低下の異議を免れない。ペアションの批判は一見正しいように思える。しかし、本論文は、優先性説は平均道徳的価値の観点を含まないので、ペアションの批判は当てはまらないと考える。

平均道徳的価値が何を表しているのかを考えてみたい。P1 における平均道徳的価値は、P1 の道徳的価値を利益量で割ることで求められる。優先性説は、その人が不利な状態であればあるほど、その人に利益を与えることは重要だと考えるので、平均道徳的価値は P1 より P2 の方が高くなる。ペアションの議論では、優先性説が P1 より P2 に対して優先的に利益を与えるべきと考えるのは、P1 より P2 の平均道徳的価値が高いからということになる。しかし、優先性説が不利にある人に利益を与えることを重要と考えるのは、付加する利益の価値が大きいからで、平均道徳的価値が大きいからではない。優先性説において、不利な状態であればあるほど、その人に与える 1 利益あたりの道徳的価値が増すと仮定している。平均道徳的価値は、優先性説の構成要素から算出できるからといって、優先性説が平均道徳的価値を優先性説にとって重要な価値であると考えていることにはならない (Holtug 2011: 213-214)。この平均値は、P1 の状態における道徳的価値の変化の度合いを

表している。ペアションは、利益を与えることに伴う道徳的価値の変化の度合いが、P1 より P2 の方が大きいと述べているにすぎない。すなわち、状態が悪ければ悪いほど、その人に利益を与えることが道徳的に重要であるということになる。優先性説が不利にある人に利益を与えることを重要と考えるのは、付加する利益の価値が大きいからで、平均道徳的価値が大きいからではない。優先性説は平均道徳的価値の観点を含まないので、個人影響原理に抵触せず、水準低下の異議を免れていると言える²⁶。

5.4 批判

これまでの議論では、水準低下の異議を回避できるという点で、優先性説は平等主義より説得的な分配理論であるということが言えそうである。それでは、わたしたちは優先性説を支持すべきなのであろうか。本節では、優先性説に対する批判を検討していきたい。

クリップ (Crisp 2003) は、平等主義が水準低下の異議を免れないことをみとめた上で、優先性説にも限界があることを指摘している。まず、次のような例を見てみよう (Crisp 2003: 752)。

表2

	最も不利な人々	グループ1	グループ2
現状	8.9	9.1	100
状態A	9	9.1	100
状態B	8.9	100	100

それぞれのグループはそれぞれ 100 人だと仮定する。この時、優先性説はもっとも不利な状態にある人々に対して優先的に利益を与えるので、状態 B より状態 A が望ましいと考えるかもしれない。しかし、状態 A は最も不利な人々の状態をわずかに改善するだけで、彼らよりわずかにいいが不利な状態にあるグループ 1 は不利なままである。それに対して、状態 B は、最も不利な人々を改善しないが、グループ 1 の状態を大幅に改善している。つまり、状態 A は 200 人の状態の悪い人々と 100 人の状態のいい人々であるのに対して、状態 B は 100 人の状態の悪い人々と 200 人の状態のいい人という分配状況ということになる。状態 A と状態 B では、前者の方が望ましい分配であるとは言えないように思える。このように最も不利な人々に対して絶対的な優先権を与える優先性説を絶対的優先性説と名付けよう (Crisp 2003: 752)。

絶対的優先性説 (The Absolute Priority View) : 人々に利益を与える際、最も不利な状態にいる人々に対して、よりよい状態にいる人々よりも絶対的に優先して利益を与えるべきである。

表 2 の例を踏まえると、絶対的優先性説は、最も不利な人々に対するわずかな利益のために、それ以外のいかなる利益も犠牲にすることを許容してしまう。こうした事態をさけ

るために、クリスピーは利益の大きさや利益を受ける人々の数を考慮しつつ、不利な人々に優先的に利益を与える加重的優先性説を次のように定義する (Crisp 2003: 752)。

加重的優先性説 (The Weighted Priority View) : 人々に利益を与える際、その人たちの状態が悪いほど、その人たちの人数が多いほど、与えられる利益が大きいほど、彼らに利益を与えることは重要である。

この時、それぞれの状態に対する 1 利益あたりのウエイトを次のように仮定したとする。

表3

状態の改善	1→2	2→3	3→4	98→99	99→100	100→101
ウエイト	100	99	98		3	2	1

例えば、利益 2 の状態の人に利益を与えた場合、197 の価値が増大することになる。こうした仮定の下で次のような例を考えてみたい。

表4

	不利な10人	有利なn人
現状	1	98
状態A	51	98
状態B	1	99

この時、不利な 10 人を状態 A に改善することに対する価値は、37750 となる。n=12000 の場合、有利な人々が状態 B に改善することに対する価値は、36000 であるので、状態 A が望ましいと判断される。しかし、n=15000 になると 45000 となり、状態 B が望ましいと判断される。これは、辛うじて生きている人々に対して、衣食住を提供することでかれらの状態を改善することより、非常に恵まれた人々に対して、例えば一枚のチョコレートをあげるの方が望ましいと判断することを意味する。したがって、加重的優先性説も支持できない。

こうした問題を解決すべく、不利な状態にいる人々の人数に対して重みづけを試みる (Crisp 2003: 754)。

数的加重的優先性説 (The Number-Weighted Priority View) : 人々に利益を与える際、その人たちの状態が悪いほど、その人たちの人数が多いほど、与えられる利益が大きいほど、彼らに利益を与えることは重要である。また、受益者の価値は有利な人々より重要である。

数的加重的優先性説であれば、加重的優先性説で生じた、少数の不利者への多くの益より多数の有利者へのわずかな利益を優先するという問題を回避できる。しかし、次のような問題が生じる (Crisp 2003: 755)。

表5

	裕福な10人	非常に裕福な10000人
現状	80	90
状態A	82	90
状態B	80	92

裕福な10人を状態Aになることは410の価値となる。また、非常に裕福な10000人に利益を与えることの価値は410より少なく見積もられるため、状態Aの方が望ましい分配と判断される。しかし、裕福な状態にある両グループ間の状態のよさの違いにどれほど重要性があるのかは疑問である。

クリスプの批判から次のことが言える。クリスプが述べた絶対的優先性説のような最も単純な優先性説は、最も不利な人々へのわずかな利益のためにその他の人々の利益を犠牲にする可能性がある。こうした事態を回避するために、重みづけをする方法が考えられるが、そうした手順を踏んでも、優先性説は反直観的帰結を望ましいと判断する余地を残してしまう。以上から、優先性説は、水準低下の異議を回避できるという点で平等主義より説得的であるが、優先性説が望ましい再分配を達成するとは限らないと考えられる。しかし、裕福な10人と非常に裕福な10000人の例が真に説得的であるかを明らかにするためには、十分性説を検討する必要があるように思われる。

6 十分性説

6.1 テーゼ

従来、分配的正義論は、平等主義を前提として論争がなされてきた。例えば、分配尺度に関する論争は、いずれの分配尺度に基づいて平等を達成するのが公正な社会であるかをめぐる見解の対立であると理解することが可能である。こうした状況に疑念を呈したのがパーフィットの水準低下の異議である。すなわち、平等主義は個人間比較を通じて公正な分配を目指す理論である。しかし、平等を理念とした分配は、個人間比較が理論的弱点となる。平等主義では、個人間比較により不平等が生じているかが特定された上で、平等化が図られる。そのため、水準低下の異議を免れない (Parfit 2000: 97-99)。水準低下の異議とは、不平等を解消するという目的のために、優位にある人の状態を改悪することで劣位にある人との格差を解消することで平等を達成するという帰結を招く可能性を指摘するものである。

優先性説は、各人の状態の改善を目的としながらも非個人的規準に基づき劣位者に利益を与えるため、個人間比較を行なわない分配理論である。こうした特徴により、優先性説は水準低下の異議を免れている。しかし、優先性説は、劣位にいる人に対して優先的に利益を与えるという分配理論であるため、各人の状態についてのみ関心を払い、社会が各人に対してどの程度保障すべきかについて特定の見解を持たない。そのため、劣位にいる人が存在する限り際限のない再分配を行なうこととなる。しかし、劣位にいる人と優位にいる人が共に十分に高水準の生活を送っている場合には、前者に優先的に利益を与えることにどれほど道徳的重要性があるのかは疑問である。したがって、本稿は、平等主義も優先性説も分配理論として説得的ではないと考える

そこで、本章では十分性説が公正な分配のための理論となりうるかを検討したい。十分性説とは、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼの二つにより構成される分配理論である。ポジティブ・テーゼとは「皆が十分に持っていること」を積極的に主張するものであり、ネガティブ・テーゼとは「閾値以上での付加的な再分配の否定」である (Casal 2007: 279-303)²⁷。十分性説の発端は、フランクファートが経済的平等主義批判の文脈で主張した分配理論に求められる。フランクファートによれば、経済的平等主義それ自体に価値があると多くの人は考えているが、それは間違いである。分配において道徳的に重要なのは、皆が同一量持っているということではなく、各人が十分に持っているということである (Frankfurt 1988: 134)。ここでいう経済的平等主義とは、各人の豊かさの程度を比較し、皆が同じだけ持っていることが望ましいと考える分配理論のことをさす。フランクファートはこうした経済的平等主義への代替案として十分性説を主張した。だが、より正確には、十分性説は、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼを満たすという共通点を持ちつつ、多様な内容を持った見解の一群と理解すべきである。

十分性説の分配理論としての特徴は、閾値を設定することで再分配の可否が決まる点にある。こうした閾値は正当化要求に応えうるものでなければならない。閾値設定方法に関しては次項で詳しく述べるが、十分性の理念の具体的な内容である閾値の程度を決める際には、公正な社会における分配はどの程度の水準であるべきかを考察する必要がある。これに対して、優先性説は、各人がどんなに高水準の生活を送っていたとしても劣位者に利益を与え続ける可能性が残り、なぜ社会はこうした個人に再分配を行う必要があるのかに関して説得的な理由を与えられない。各人の状態のみに着目する優先性説とは対照的に、平等主義は個人間比較を通じて公正な分配の達成を目指す理論である。例えば、分配通貨に関する論争は、いずれの分配通貨に基づいて平等を達成するのが公正な社会であるかをめぐる見解の対立であると理解することが可能である。しかし、先に述べたように、平等を理念とした分配は、個人間比較が理論的弱点となる。平等主義では、個人間比較により不平等が生じているかが特定された上で、平等化が図られる。そのため、格差縮小のために各人の水準が犠牲になる可能性が否定できない。これに対して、十分性説は各人が閾値を上回っていることを重視するため、そもそも水準低下という問題は起こりえない。以上により、統一的な見解による分配を実現できるという点において、十分性は分配理念として平等や優先性よりも優れていると言える。

6.2 様相

十分性説とは、閾値により再分配の可否を決定する分配理論である。一口に閾値といっても、いかなる閾値を想定しているかは論者によって異なる。本節では、頑健な十分性説を提示するという本稿の目的に向けて、十分性説の主要な論者たちが閾値をどのように設定しているかを分類していく。さらに、閾値以下の領域において、優先性の原理により分配すべきと考える論者もいる。いかなる十分性説がありうるかを、考察していく。このように、多様な十分性説を分類することで、いかなる十分性説がありうるかを明らかになる。こうした作業は、十分性説への批判がどの形態へ向けられたものかを特定し、批判に応答するためのものである。

最も典型的な十分性説は、単一の閾値を設定した上で、各人が閾値以上の状態になることが望ましいと考える立場である。この立場の論者として、フランクファートとクリスプが挙げられる。フランクファートによれば、皆が同一量持っているということではなく、各人が十分に持っているということである (Frankfurt 1988: 134)。平等主義は、各人間の不平等を道徳的理由により解消することを目指し、優先性説は、非個人的な基準に基づいて、その人の状態が悪ければ悪いほど、その人に利益を与えることはより道徳的な価値があると考えられる。これに対して、十分性説は、利益を与えるのが重要なのはその人の暮らし向きが悪いからであると考えられるので、十分暮らし向きがよいと考えられる閾値以上での格

差に関して解消するもしくは劣位の方に優先的に利益を与えることを否定する。フランクファートの十分性説は表 6 において、真正かつ純粋な十分性説と位置付けられる。

表6

立場 閾値	真正十分性説			外観十分性説	
	純粋十分性説	多元的十分性説			優先性説
		平等主義	優先性説		
個人的	フランクファート	—	—	ヒューズビー	ベンバジ
非個人的	—	—	クリスプ		

また、クリスプは、平等主義と優先性説を批判したうえで、公平な観察者による共感原理から十分性の原理を導く。まず、クリスプは、平等が達成された社会と不平等な社会を想定したときに、多くの人々は平等な社会の方が望ましいとする直観の根拠はどこにあるのかという問いから議論を始める。こうした直観の根拠は平等主義に求められる傾向が強いが、平等主義には二つの問題点がある (Crisp 2003: 745-750)。第一には、フランクファートが指摘したように、劣位にある人と優位にある人の差を解消することは必ずしも道徳的重要性を持たないということだ。第二に、クリスプは、パーフィットが目的論的平等主義に対して指摘した水準低下の異議と同様の指摘をする。また、前章で述べたように、優先性説に対してもクリスプは説得的でないとする。なぜなら、最も不利な状態にある人々に対して利益に対する絶対的な優先権を与える絶対優先性説は、そうした人々へのわずかな利益のために、それ以外の人々へのいかなる利益も犠牲にする可能性があるからである。こうした事態を回避するために、加重的優先性説やさらにそれに数的制限をかけた加重的優先性説などの操作を加えても、説得的な分配理論とはならない。

そこで、なぜ人々は不平等な社会より平等な社会を望ましいと考えるのかという最初の問いに対して、クリスプは公平な観察者による共感原理が直観の根拠であると述べる。公平な観察者による共感原理の内容は次の三点に要約できる (Crisp 2003: 752)。第一に、共感が入り込む閾値よりも下にいる人々に対して、絶対的優先性が与えられるべきである。第二に、閾値より下においては、それらの人々の境遇が悪ければ悪いほど、それらの人々が多ければ多いほど、与えられる利益が大きければ大きいほど、その人たちに利益を与えることは重要である。第三に、閾値より上においては、あるいは、閾値より下であってもほんのわずかな利益にかかわるケースにおいては、いかなる優先性も与えられないとするものである。この共感原理に基づいて、十分性の原理とは、X に対する共感は、X が十分によい暮らしができるような厚生レベルに引き上げることだとされる。フランクファートの十分性説は皆が十分に持っていることの道徳的重要性を強調するのみであったが、クリスプは、どのような原則に基づいて閾値以上の生活を保障するかと一歩踏み込んだ理論を展開している。この際、クリスプの原則は閾値を下回る人々に対して加重的優先権を与えることである。したがって、クリスプの十分性説は閾値以下では優先性説に基づいた十分性説であると言える。

フランクファートとクリスプはともに単一閾値による十分性説を提示している。しかし、両者は二つの点で異なっている。第一に、フランクファートが閾値を下回る領域では、その人の状態にかかわらず、各人を閾値以上の状態にすることは同程度に重要だと考える。それに対して、クリスプは閾値を下回る領域では加重的優先性の原理が働くべきとしている。第二に、フランクファートが個人的閾値を想定しているのに対して、クリスプは非個人的閾値の立場をとっている。フランクファートの経済的平等主義批判の要点は、経済的不平等の解消を目指すことで、自身と他者の資産を比べ、その人が本当に必要なものを見誤らせてしまうと指摘した点にある。したがって、フランクファートは個人的閾値による十分性説の立場をとっていると言える²⁸。それに対して、クリスプは各個人の判断ではなく、公平な観察者による閾値を設定している。

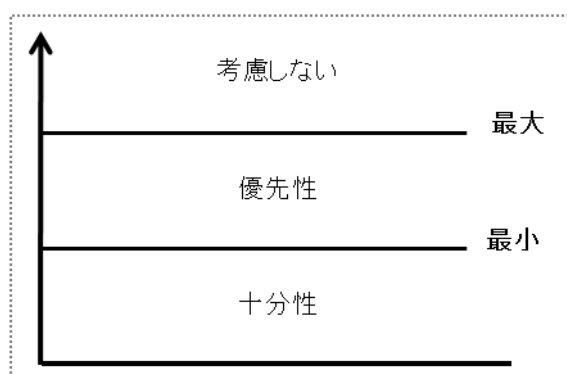


図7

以上見てきた論者たちは、単一の閾値を主張していたが、閾値を複数設定する論者もいる。例えば、R・ヒューズビーの二つ閾値による十分性説がこれに当たる（Huseby 2010: 178-197）。ヒューズビーの二つの閾値による十分性説をあらわしたものが図7である。つまり、最低限の閾値として食べ物・衣服・住居など人間の基本的なニーズを満たす基準と、最大限の閾値として各人それぞれに

よって異なる重要な道徳的基礎を満たす基準という二つを設定する（Huseby 2010: 180-182）。前者は非個人的に、後者は個人的に定義されている。ヒューズビーの二つの閾値による十分性説では、それぞれいずれの理念が働いているかは以下のように説明できる（Huseby 2010: 184-185）。最小限の閾値以下では十分性の理念により分配される。そのため、最小限の閾値の閾値以下の人々はこの閾値以上の人々より優先的に利益が与えられる。二つの閾値の間では、優先性の理念により分配される。つまり、より劣位にある人が優位にある人より優先的に利益を得る。最大限の閾値以上ではいかなる付加的な再分配も行われない。したがって、最大限の閾値以下にある人と以上にある人では、前者は後者に対して絶対的に優先して利益が与えられる。

また、ヒューズビーは二つの閾値による十分性説を主張したが、三つ以上の複数の閾値による十分性説の立場をとる論者もいる。ベンバジの複数水準の十分性説（the multi-level doctrine of sufficiency）がこれにあたる。ベンバジの主張する複数水準の十分性説とは、その人たちの効用のレベルより上に優先権を与える客観的規準となるラインが多ければ多いほど、その人たちが多ければ多いほど、与えられる利益が大きければ大きいほど、彼らに利益を与えることは重要であるという考えである（Benbaji 2005 320-321）。

ベンバジの複数水準の十分性説は、フランクファートやクリस्पに次ぐ、主要な十分性説として、最近では注目を集めている。フランクファートやクリस्पは、平等主義や優先性説との比較を通じて十分性説の優位性を主張した。ベンバジはさらに、それぞれ異なる三つの十分性説を考察することで、学説の洗練化を試みている。

第一に、効用のみを基準とする、単一水準の十分性説 (the single-level doctrine of sufficiency) が考えられる (Benbaji 2005:317-319)。単一水準の十分性説の内容とは、次の三点に要約できる。第一に、閾値以下の人々には優先的に利益が与えられる。第二に、閾値以下では、利益を与えられる人たちが多ければ多いほど、与えられる利益が大きければ大きいほど、その人たちに利益を与えることは重要である。第三に、閾値以上では、いかなる優先性も与えられない。単一基準の十分性説は、閾値以下の人々の状態を改善することでどれだけ大きな効用が得られるかのみに着目する。そのため、閾値以下で、優位にある A と劣位にある B がいた場合、たとえ B の状況が悪くなっても両者の総効用の増大を目指す可能性がある。また、与えられる効用の大きさのみに着目するため、非常に暮らし向きの悪い人とそれほどではないが暮らし向きの悪い人のうちどちらを優先して利益を与えればいいのかに関して、単一基準の十分性はなんの指針も与えられない。したがって、単一基準の十分性説は問題がある。

第二に、クリस्पの十分性説が考えられる (Benbaji 2005: 319-320)。クリस्पの十分性説に対するベンバジの批判は、X と Y のうち、いずれに優先的に利益を与えるかを定める場合、両者を比較することでどちらに利益を与えるかを決定している点に向けられる。クリस्पの十分性説の第二点目の「それらの人々の境遇が悪ければ悪いほど利益を与えることが重要である」という点に、各人の格差に着目することでどのように分配するかを決定する平等主義的傾向をベンバジは見ているものと考えられる。ベンバジによれば、暮らし向きの悪い人に利益を与えるか否かを決定する場合、どちらがより悪い状況にあるのかを

問うのではなく、その人がどれだけ悪い状況にあるのかに着目しなければならない。

なぜベンバジが X と Y を比較することを批判するのかの理由は、以下のとおりである。ベンバジによると、十分性説の核心は、消極的功利主義における快苦の質的な違いに起因する (Benbaji 2005: 316-317)。消極的功利主義によると、幸福の増大よりも苦

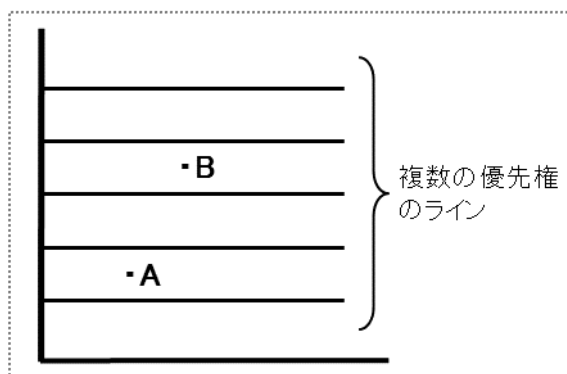


図8

しみの縮減の方が道徳的に重要である。この快苦の質的な違いが、十分性説においては善き生と悪しき生に置きかえられる。ベンバジに従うと、優先性説は、単に劣位にある人に対して優位にある人より優先的に利益を与えるが、両者の状態を比較しているだけにすぎ

ず、善き生と悪しき生の質的な違いを理解していない。それに対して、十分性説は、十分に持っているか否かを定める閾値を引き、皆が閾値以上の生活を送ることを重視している点で、善き生と悪しき生の質的な違いをとらえている。このようにクリスピの十分性説を批判した上で、ベンバジは複数水準の十分性説を主張する。複数水準の十分性説とは、その人たちの効用のレベルより上に優先性を与える基準となるラインが多ければ多いほど、その人たちが多ければ多いほど、与えられる利益が大きければ大きいほど、彼らに利益を与えることは重要であるという考えである (Benbaji 2005: 320-321)。例えば、図 8 において、A の下には一本の優先権のラインがあるのに対して、B の上には三本の優先権のラインがある。この場合、ベンバジの複数水準の十分性説に従うならば、Aの方が暮らし向きが悪いと判断され、Aに対して優先的に利益が与えられる。以上から、ベンバジの十分性説においては、それぞれの閾値を下回る領域では優先性の原理が働いているように見える。

しかし、二つのテーゼにより閾値が設定されていると理解すると、ベンバジの十分性説の特殊性が明らかになる。ベンバジの十分性説は、平等主義や優先性説との比較を通じて理論的優位性を示してきたフランクファートやクリスピの学説と異なり、皆が十分に持っていることを保障するだけでなく、どのように十分性を達成するのかという観点をも取り入れることで、理論的洗練化を試みている (Benbaji 2005: 316-321)。しかし、ベンバジの提唱する複数水準の十分性説は、罅線のある優先性説と理解するのが適切である (Benbaji 2005: 320-321)。その理由は、複数水準の十分性説とその他の主要な十分性説において、閾値の果たす役割が異なっている点にある。十分性説において、閾値とは、皆がこの水準以上の生活を送れることを保障し、それ以上での付加的な再分配を否定するものである。それに対して、ベンバジの複数水準の十分性説において、十分性説の閾値として理解することはできないであろう。なぜなら、ベンバジは、皆が十分に持っていることを保障する閾値も、これ以上の付加的な再分配を否定する閾値も明示していないからである。ベンバジの複数水準の十分性説において、閾値とは各人の状態の良し悪しを判断するための基準である。複数水準の十分性説において、閾値とは、誰に対して優先的に利益を与えるべきかを決め、各人がどれほどの生活水準であるかを判定する役割を担っている²⁹。そのため、優先性説と同様、ベンバジの十分性説は、客観的な規準により劣位者が特定され彼らに利益が与えられる。したがって、公正な基準を示すことができないと本稿は考える。

では、なぜベンバジは自説を優先性説ではなく十分性説と位置づけているのだろうか。ベンバジが優先性説ではなく十分性説を支持する理由は、以下の通りである (Benbaji 2005: 316-317)。消極的功利主義によると、幸福の増大よりも苦しみの縮減の方が道徳的に重要である。この快苦の質的な違いが、十分性説においては善き生と悪しき生に置きかえられる。ベンバジに従うと、優先性説は、単に劣位にある人に対して優位にある人より優先的に利益を与えるが、両者の状態を比較しているだけにすぎず、善き生と悪しき生の質的な違いを理解していない。それに対して、十分性説は、十分に持っているか否かを定める閾値を引き、皆が閾値以上の生活を送ることを重視している点で、善き生と悪しき生の質的

な違いをとらえているとベンバジは主張する。このように、ベンバジの十分性説において、閾値は、ネガティブ・テーゼやポジティブ・テーゼにより要請されるものではなく、個人間比較することなしに優先的に利益を与えるべき人を特定する指標の役割を果たしている。

しかし、パーフィットに従うならば、優先性説において、利益を与えるべき劣位者は、個人間比較を通じてではなく客観的な規準により特定されるので、優先性説は、非個人的基準に基づいて、より暮らし向きの悪い人がいずれであるかを特定し、その人に対して優先的に利益を与える分配理論であると理解する方が適切であろう³⁰。ベンバジは、こうした優先性説の規準を誤認しているため、自説を優先性説ではなく十分性説と位置づけている。それに対して、本稿は、十分性説の特徴は、皆が十分に持っていることを保障し、閾値以上での付加的な再分配を否定するという二点にあるとの解釈の下、優先性説との違いを、ポジティブ・テーゼやネガティブ・テーゼの要求する閾値に求める。十分性説は、閾値により異なった再分配をする分配理論である。こうした平等主義や優先性説と比較を通じて明らかになった十分性説の特徴を踏まえると、ベンバジの理論は十分性ではなく優先性の理念に基づいた分配理論である。

6.3 根拠論

十分性説はポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼから成り立っている。したがって、本節では、この二つのテーゼを支持すべきか検討していきたい。このテーゼが説得的であることが明らかになれば、十分性説は説得的な分配理論であると考えられる。十分性説の根拠論としては、ケイサル (Casal 2007) の四つの議論がある。ケイサルは二つのテーゼと十分性説の根拠となっている四つの議論を分析的に検討することで、ポジティブ・テーゼは支持されるがネガティブ・テーゼは支持できず、十分性説は、平等主義や優先性説に対抗する理論ではなくそれらを補強する理論であると論じる。こうした見解に対して、本稿は、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼの論拠は別個にあり、同一の論拠により二つテーゼが支持されうるという仮定は誤りであると示したい。そのために、本節では、閾値の根拠を批判した、ケイサルの四つの議論を検討していきたい。

ケイサルによれば、十分性説の根拠は四つある。第一に、剥奪 (deprivation) に関する誤った理解が挙げられる (Casal 2007: 304-305)。その理解によれば、平等主義は、ある人が他人に比べて暮らし向きが悪いということと、その人の暮らし向きが悪いということとを混同している。しかし、すべての平等主義者が、暮らし向きが悪いことと他人と比べて劣位であることを混同しているという原因のみで、平等という概念が重要だと主張しているのではない。したがって、貧困に関する混同は、各人が劣位であることではなく暮らし向きが悪い状態にあるということに道徳的関心を向けさせるという点で、ポジティブ・テーゼを支持するが、閾値以上での付加的な再分配を否定するほどの論拠は提示していない。

第二に、反省的で規範的な合意による政治秩序というリベラルな考えにより、充分性説は支持されるという議論が挙げられる (Casal 2007: 305-306)。ケイサルは社会へのコミットメントという理由から充分性説を擁護する議論を、忠誠 (allegiance) に関する議論と呼んでいる。この議論はポジティブ・テーゼへの強い根拠となるものの、ネガティブ・テーゼの論拠とは言えず、むしろ、閾値が低い場合、不平等の是正を訴える人々を放置する結果を招き、社会へのコミットメントを低下させる危険がある。

第三に、希少性 (scarcity) の下では、充分性説に基づいた分配が妥当であるという議論である (Casal 2007: 306-310)。例として、一人につき五の財が必要な人口十人の社会が挙げられている。いま、この社会に財は四十しかないとする。このとき平等主義者は、一人当たり四の財を分配し十人全員を平等に死にいたらしめるという悲惨な選択をする可能性がある。こうした場合、フランクファートは、経済的平等主義では全員が死ぬという自壊的な結論が選択されると述べている (Frankfurt 1988: 144)。それに対して、ケイサルは、平等主義者が必ずしもそうした結論を導くわけではないと述べる。例えば、五の財を得る者八人を十人からクジで決めるという方法を平等主義者がとる可能性を指摘している。また、ケイサルによると、水準低下の異議を免れているという点から欠乏を論拠とした充分性説擁護も、平等主義や優先性説に対する充分性説の優位性を示すのに十分ではない (Casal 2007: 308-310)。優先性説は、より悪い状態にある人に優先的に利益を与えることが道徳的に重要であると考えているので、優位にいる人の利益を損なうような帰結を支持しない。したがって、優先性説も充分性説と同様に、水準低下の異議を免れている。平等主義に関しては、水準低下の異議は目的論的平等主義に向けられたもので、義務論的平等主義はこれを免れている。したがって、分配において、平等や優先性を否定する強い論拠にはならない。以上により、欠乏を根拠とした議論は、ポジティブ・テーゼはもちろんのことネガティブ・テーゼも支持しないとケイサルは述べる。

最後に、人びとに財が豊富 (abundance) に行き渡っている場合、充分性に基づいた分配が妥当であるという議論がある (Casal 2007: 310-312)。クリスプやベンバジは、平等主義や優先性説においては、X と Y ともに暮らし向きがかなり良いが、X が Y よりは悪いという場合、Y よりも X を優先して利益が与えられるべきであるとの帰結が導かれることに対して疑問を呈している。例えば、ビル・ゲイツとウォーレン・バフェットを比較すると、前者の総資産額は後者のそれを上回るから、ゲイツよりもバフェットを優先して利益が与えられる (Benbaji 2005: 315)。しかし、バフェットとゲイツのように暮らし向きが非常によい場合、両者の暮らし向きのよさの違いについて、わたしたちは道徳的関心を持たない。各人間の格差の解消を目指す平等主義や、劣位にある人に対して優先的に利益を与える優先性説では、バフェットとゲイツの不平等も問題視されるため、ネガティブ・テーゼはわたしたちの直観に一致している。しかし、閾値以上での付加的な分配を否定することは、閾値を辛うじて超えた生活水準の人とゲイツのような億万長者との格差を放置するという帰結を生むばかりでなく、ロールズの公正な機会均等原理とも合致しない。各人が閾値を

超えた生活をしていても、ある者は裕福な家庭に生まれたがゆえに様々な機会に恵まれているが、別の者はそうした機会を得ることができない場合、十分性説はこうした不公平を放置することとなる。したがって、十分性説の論者たちは、豊富さに基づいた議論がネガティブ・テーゼを支持する有力な論拠であると考えているが、ネガティブ・テーゼの正当化論としてはこの議論は妥当ではないと、ケイサルは述べる (Casal 2007: 311)。以上、ケイサルは、貧困・忠誠・欠乏・豊富さという四つの十分性説の根拠論に対する検討により、ポジティブ・テーゼは支持されるがネガティブ・テーゼは妥当ではなく、十分性説は平等主義や優先性説を補強する議論であると結論づける。

ケイサルは、四つの議論から二つのテーゼが支持されうるという仮説のもとでネガティブ・テーゼを棄却し、ポジティブ・テーゼを支持した。この議論は、単一閾値の十分性説には当てはまるだろう。しかし、二つの閾値による十分性説の場合、皆が十分に持っていることを保障するポジティブ・テーゼと付加的な分配の否定であるネガティブ・テーゼは論理的には別個である可能性もある。したがって、四つの根拠論の検討により、ネガティブ・テーゼを棄却し、ポジティブ・テーゼを支持したケイサルの論理構成は、十分性説の二つのテーゼが同じ根拠を持つと考える点で早計である。

そこで、以下では、十分性説の論者がネガティブ・テーゼの根拠を何に求めているのかを確認していきたい。いま一度確認するが、ネガティブ・テーゼとは付加的な再分配の否定である。フランクファートはネガティブ・テーゼの根拠を貨幣に関して限界効用逓減は成り立たない点に求める (Frankfurt 1988: 138-140)。限界効用逓減の法則に従うと、平等な分配は、総効用を最大化するので望ましい。これには二つの前提がある。第一に、各人の金銭に対する効用は逓減する。第二に、金銭もしくは金銭で買えるものに関しては、各人の効用の機能は同じである。第二の前提が真でなければ、裕福なものは貧しいものよりも、もう一ドルからより多くの効用を得るかもしれない。したがって、この場合は、たとえば、第一の前提が真であっても、平等な分配は総効用を最大化しない。しかし、実際は二つの前提はともに偽であると、フランクファートは述べる。第二の前提に関して、各人の金銭の効用は同じではないのは明らかである。第一の前提に関して、確かに、人は消費し続けると、新鮮さが減り、決まりきった刺激の繰り返しとなる。しかし、金銭は無限に多目的に使用可能である。たとえば、ある物に飽きてしまったとしても、別の新しいものを購入し、そこから効用を得ることができる。したがって、平等な分配は効用を必ずしも最大化するわけではない。

しかし、本稿は、個人の主観的満足度に依存した閾値の立場をとらないため、限界効用逓減がネガティブ・テーゼを根拠づけるとは考えない。なぜ個人の主観的満足度に依存した閾値の立場をとらないかに関しては、次節で詳述する。また、限界効用逓減に関するフランクファートの見解も支持しない。

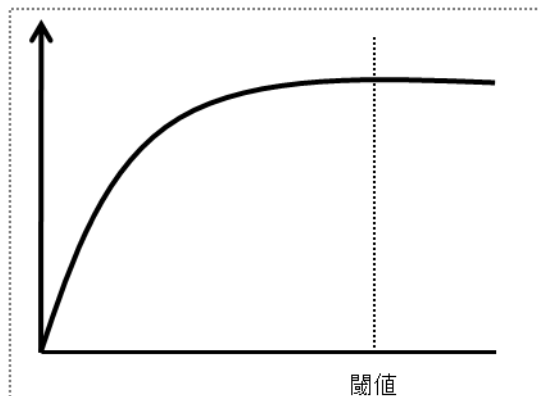


図9

ネガティブ・テーゼが要求する閾値は、社会がそれ以上の平等化に無関心であっても不正義ではないという水準である。この十分性説の主張を N・ホルトゥは限界効用逓減の法則を満たす効用関数と似た、凹関数で表すことができると考える (Holtug 2007: 149-154)。まず、ホルトゥの見解に従いネガティブ・テーゼの根拠を考えてみる。図 9 において、ホルトゥは厚生 of 十分性説を想定しているため、横軸は厚生、縦軸は厚生の増

加に伴う道徳的価値を示している。ホルトゥの理解に従うと、これ以上の道徳的価値の増加が期待できない点が十分性説の閾値である。このように、十分性説は付加的な再分配に道徳的価値がないと想定しているため、ネガティブ・テーゼを支持していると考えられる。では、なぜ、付加的な再分配には道徳的価値がないのだろうか。これは、十分性説の平等主義・優先性説批判を通じて明らかになる。

第一の理由として、格差解消志向の弊害が挙げられる。フランクファートによれば、経済的平等主義は、各人間の不平等の解消を目指すという理論的特性ゆえに、各人は、自らのニーズや興味に基づき満足か否かを判断するのではなく、他者と自身の所有する財を比較した上で自らの状況に満足しているか否かを決定する傾向をもつ (Frankfurt 1988: 134-137)。したがって、自らにとって本当に必要なものは何かという問いから人々の注意を逸らせてしまう。

第二に、直観に基づく理由が挙げられる。これは、ケイサルの豊富さに関する議論と同種である。X と Y の暮らし向きが非常によい場合、わたしたちは、両者の格差を解消することは道徳的に重要ではないと考える。しかし、ケイサルによれば、この議論は説得的ではない。なぜなら、閾値が非常に低水準である場合に劣位者を放置する可能性がある上に、ロールズの公正な機会均等原理に件の考え方が合致しないからである。しかし、詳細は次節で論じるが、十分性説への批判のうち閾値の水準に対するものは、実は閾値設定方法に対する批判であるので、ケイサルの批判は説得的ではない。本稿は、ネガティブ・テーゼが説得的ではないという点に関してはケイサルと見解を一にするが、その理由は異なる。豊富さに関する議論は、社会の財の分配状況に依存している。例えば、ビル・ゲイツとウォーレン・バフェット所得格差の解消を私たちは道徳的に重要だと考えないが、それは、彼らが単に非常に裕福だからという理由からではなく、彼らへの再分配が、他の人々への再分配より重要ではないからである。したがって、もし彼らが相対的に裕福であるということが不明であれば、再分配の重要性は消失しないと考えられる。

ケイサルは、二つのテーゼと閾値の関係について十分に考察することなく、十分性説の

論拠を検討している。本来ならば、十分性説の検討としては、二つのテーゼそれぞれの論拠を検討した上で結論を下すべきであろう。また、批判者だけでなく、フランクファートをはじめ、十分性説の主要な論者たちも十分性説の根拠について十分に議論を深めてきたとは言えない。彼らは、平等主義や優先性説批判を通じて付加的な再分配がいかに道徳的重要性を持たないかというネガティブ・テーゼの論拠については論じてきたが、十分性説の論者は、なぜ皆が十分に持っていることが重要であるのかについては明示的に論じていない。

これまで確認したように、十分性説とは、①各人に閾値以上を保障し（ポジティブ・テーゼ）、②閾値を越えた領域での再分配を否定する（ネガティブ・テーゼ）という分配に関する議論である。従来の十分性説では、付加的な再分配を否定する理由は詳細に論じられてきたのに対して、各人に閾値以上の生活を保障する根拠は明示的に論じられてこなかった。しかし、本論文はネガティブ・テーゼを支持しない。したがって、閾値以上の生活の保障根拠は、十分性説の成否を左右する。そこで、ポジティブ・テーゼの論拠を、どのようなものが考えられるかを、ウォルドロン（Waldron）のソーシャル・ミニマム論やアンダーソンの民主的平等などの十分性説と類似した見解を手掛かりに考察していく。

ポジティブ・テーゼの根拠論として、以下の三つが考えられる。第一に、ビスマルク型社会保険に代表される社会的有用性に基づく理論が考えられる。閾値以下で生活する人々の暮らし向きをよくすべき理由をこの理論は、暮らし向きの悪い人々を放置すると、彼らが不満を抱き、社会の安定性に対する脅威となりうるからだと説明する。

第二に、メンバーシップに基づく理論がある。例えば、アンダーソンは、民主的平等の実現に際して、社会のいかなる構成メンバーであっても当該社会に対して何らかの貢献をおこなっているということが、民主的平等における保障の根拠であると論じる（Anderson 1999: 287-337）。また、ウォルドロン（Waldron 1993）は、ソーシャル・ミニマムが、社会的配当とニーズ・ベースという二通りに解釈されうるとしたが、社会的配当としてのソーシャル・ミニマムはメンバーシップに基づく理論だと考えられる。この解釈によると、各人は社会の富を平等に分配する権利を持つ。

第三に、主観的ニーズに基づく理論が挙げられる。それによれば、人々は人間らしい生活を送るための基本的なニーズを持つ。そのため、各人の人間性を尊重する社会であるならば、こうしたニーズの充足を放置するべきではない。ウォルドロンのニーズに基づいたソーシャル・ミニマムがこれに当てはまる。ウォルドロンは次のように述べる（Waldron 1993: 264-267）。ニーズの程度とは、人間として見苦しくない生活を送るのに必要な程度である。リベラルで各人の人間性を尊重する社会は、貧困や低所得という問題を放置するべきではないという。ニーズという言葉は、単に道具的に必要であるというだけでなく、人びとが本質的・欲求的状态にあるときに用いられる。何かに関するニーズを持つということは、それが欠如していることが苦痛であり、激しいフラストレーションや不自由を感じているということを意味する。こうしたニーズを放置する社会は、各人の人間性を尊重し

ておらず、人びとの社会に対するコミットメントは低下する。また、社会的配当としてのソーシャル・ミニマムとの最大の違いは、各人に保障する最低限が固定的であるか否かにある。社会的配当としてのソーシャル・ミニマムにおいて、社会の富の増減により各人への再分配の程度は変化するので、動的である。それに対して、ニーズに基づいたソーシャル・ミニマムの程度は、社会や時代によりある程度変化はあるものの、静的であると言える。ウォルドロン自身は必ずしも十分性説の立場をとっているわけではないが、各人にソーシャル・ミニマムを保障するという構想は、各人に閾値以上の生活を保障するという点で十分性説と類似している。

次にポジティブ・テーゼは、以上三つの理論のいずれを根拠として援用しうるかを考えていきたい。まず、社会的有用性に基づく理論には問題がある。この見解において、ポジティブ・テーゼは社会の安定のための道具的役割を果たしているにすぎない。また、想定されている閾値の水準は、社会的安定性が担保されるのに足りる程度に設定され、したがってかなり低水準であると考えられる。そうした低水準の閾値は、ケイサルが十分性説の四つの論拠論で挙げた忠誠に関する議論と同様に、非常に低水準の生活を送る人々を放置し、人々の社会へのコミットメントを低下させる危険がある。必ずしも明示的に述べられているわけではないが、今日の分配理論は、社会は各人の自由と平等を尊重するという前提を共有していると考えられる。十分性説もこうした前提を共有しているはずである。また、社会的有用性を優先し個人の状態を重視しない可能性がある。したがって、各人のニーズの充足を道具的にとらえる社会的有用性に基づく理論は妥当であるとは言いがたい。

次にメンバーシップに基づく理論については、二つの問題点がある。第一に、閾値が低水準である場合に伴う問題点が挙げられる。この理論では、各人は平等に社会の富に対する権利を持つと考えられる。そのため、社会全体の富の総和が低水準である場合、そうした低水準の富をみなで分割するため、閾値の水準もそれに伴い低くなる。しかし、各人はあくまで平等に分配された富への権利を持つだけなので、非常に低水準だがみな閾値以上の状態である場合は、たとえその水準が各人の生存を脅かすほどであっても、社会は正義にかなっていると判断される可能性がある。第二に、具体的な閾値の水準を決めるためにはメンバーシップ以外の情報が必要となる。例えば、各人が一日に必要な摂取カロリーがどの程度かは、メンバーシップと社会の富の総和では判明しない。結局のところ、各人のニーズは何なのか、社会が各人に保障すべきニーズはどの程度なのかを論じることが必要となる。

では、ニーズとはどのように解釈するのがいいのであろうか。〈ニーズとは何か〉を解釈する作業は、いずれの分配通貨が適切かを考えることに他ならない。消極的功利主義の立場から十分性説を主張するベンバジヤ、公正な観察者による効用計算に基づく功利主義の問題点を指摘した上で、そうした問題を乗り越える分配理論として十分性説を位置付けるクリスプは、厚生観点から考えていると推測できる。それに対して、フランクファートに関しては、厚生と読み取れる箇所もあるが、道徳的価値としての平等を批判し、平等主

義に代わる分配理論として、充分性説を主張するにとどまり、充分性説それ自体はあまり詳細に述べられていない。また、充分性説には、潜在能力アプローチに親和性を持った立場もある。アンダーソンの「民主的平等」がその代表である (Anderson 2010: 81-100)³¹。アンダーソンの「民主的平等」は社会関係における平等に関する見解であり、彼女の分配理論はこうした広い見解の一部に位置づけられている。本稿で取り上げている充分性説の論者たちは、分配により達成される平等を考察しているため、アンダーソンの民主的平等とは射程が異なる点に注意しなければならないが、こうしたアンダーソンらの議論は、「満たされるべきニーズは何か」という問いに関して、M・ヌスバウムの潜在能力のリストに類似した回答を与えるだろう。

このように、充分性説の主要な論者たちや、アンダーソンの理論を参照すると、ニーズを厚生と解釈する立場と潜在能力と解釈する立場に分かれる。つまり、ニーズをどのように解釈するのかという問題は、資源・厚生・潜在能力などの分配通貨のいずれを追求すべきかという問題への解答に他ならない。分配通貨に関する議論と分配理念に関する議論は、従来は別々に語られてきた。より正確に言えば、分配通貨に関する議論は、〈何の平等か〉についてのみ議論され、〈何の優先性か〉や〈何の充分性か〉といった問い自体はさほど俎上に載らず、非平等主義的分配理論に関しては、平等・優先性・充分性のいずれが優れた分配理論かという論点のみに関心が向けられてきた。しかし、〈何の充分性か〉という問いは論理的に成り立ちうる上、充分性説の内容を論じる上で欠くことのできないテーマであると言える。

〈何の充分性か〉を論じる上で、平等主義の分配通貨に関する議論が大いに役に立つであろう。ロールズの『正義論』以降、分配によりどのような平等を達成すべきかという問いに対して、資源か厚生かという対立が大きな位置を占めていた。厚生の観点で平等を考える立場は、各人の選好がどれほど充足されたかがポイントとなる。したがって、人々の厚生が平等であるような分配が志向される。こうした、厚生の平等に対して、各人の選好がどれだけ満たされているかではなく、選好充足のための手段の観点で平等を考えるのが資源の平等である。ロールズは、厚生の観点で平等を考える功利主義を批判し、各人がどのような人生計画を構想しているかにかかわらず必要であるような基本財が人々の間でどのように分配されているかが重要であると考えた。ドゥオーキンは同様に資源の平等を主張しつつ、さらに、どのように分配すべきかという原則に選択に伴う責任という概念を導入した。つまり、自身の選択の結果は責任を取るべき範囲を補償の範囲外と、非自主的な選択の結果は社会的補償の対象と区分けした。J・ローマー (Roemer 1998) やアーネソン (Arneson 1989) やコーエン (Cohen 1989) はこうしたドゥオーキンの責任基底的な補償原則を引き継ぎつつ、それぞれ機会の平等・厚生の機会・利益へのアクセスという別のタームでの平等を主張することで、批判的に発展させたと言える。

このように、「何の平等か」に関して多くの見解が提出されている。これらの論争は、平等の内容に関する論争である。したがって、こうした学問的蓄積を参照しつつ、目下の課

題である充分性の内容、つまり〈ニーズとは何か〉を論じることが求められている。

こうして充分性説における閾値の根拠を考察することで〈何の充分性か〉という問いが必要であることが示された。また、分配通貨は平等のみに関わる問題ではない。特に充分性説は、閾値以上における付加的な分配に否定的であるため、閾値の水準をどの程度にするかという問題に加え、何についての閾値なのかという論点に応えるためにも、分配通貨として何を支持するのかを言明する必要があるように思われる。

6.4 批判への応答

充分性説は、各人が閾値以上の状態となることを目指し、閾値以上ではいかなる格差が生じていても再分配を認めない。充分性説の特徴は閾値により分配の可否が決まる点にある。そのため、充分性説への主たる批判は閾値に対するものである。閾値に関して提起が予想される批判は、閾値設定段階と閾値実施段階に対するものに分けることができるだろう。前者は、設定されている閾値の道徳的根拠に関して、理論上説得的か否かが問われているのに対して、後者は、予算などの現実的制約下において、こうした閾値が適切であるかが問われている。本稿の目下の課題はポジティブ・テーゼの規範的根拠を探ることにあるので、応答する批判は、閾値設定段階における批判である。具体的には、皆に一定以上のニーズを保障する閾値と、そうしたニーズを保障する道徳的価値が消失する閾値はいかに設定されるべきかを明らかにしたい。

この批判は大きく三つに分けられる。第一に、閾値の水準に関しての批判がある。この批判では、閾値が低水準に設定された場合、こうした閾値を辛うじて超えるが依然として状態の悪い人々を放置する恐れがあると指摘される。第二に、閾値の個数に関する批判が挙げられる。それによれば、充分性説の主要な論者は単一閾値を想定しているが、なぜポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼが要求する閾値の水準が一致するのかに関して、説得的な理由が述べられていない。第三に、閾値の設定方法に関する批判では、個人的閾値と非個人的閾値のどちらの設定方法にも難点があることが指摘される。充分性説はポジティブ・テーゼを満たすことを道徳的に重視しているが、各人が閾値以上の状態であるかを当人の判断に委ねるか否かについては見解が分かれている。閾値決定者を当人と想定する個人的閾値は、各人により水準が異なるという問題が生じる。こうした問題を回避するために閾値決定者を第三者とする非個人的閾値の場合は、閾値設定の根拠が不十分であるという意味で恣意的になるから、閾値を設定すること自体が誤りであるというのである。

閾値に関する批判の一つとして挙げられるのが、閾値の水準への批判である。例えば、低水準の閾値に関して、本来であるならば是正すべき不平等を放置するという批判が少なくない³²。こうした批判が当てはまるのは、非常に低水準の閾値が設定される場合である。ケイサルは、「低水準の閾値は皆が十分に持っているというポジティブ・テーゼに説得力を持

たせるが、閾値を辛うじて上回る人と非常に優位にある人との再分配問題の解決を目指す平等主義や優先性説の考察を放棄するので、ネガティブ・テーゼを認めがたいものとする」と述べる (Casal 2007: 315)。具体的には、現在の先進国と同水準の社会について、各人が一日に必要な最低摂取カロリーなどの指標もとに閾値を設定した場合が考えられる。この場合、閾値を辛うじて上回る状態の人々は社会に対して再分配を要求できない。また、分配尺度を厚生とした場合、低水準の閾値は適応的選好形成の問題を回避できない恐れもある³³。適応的選好形成とは、長期間抑圧された状況に置かれ、そうした状況に適応するために安価な選好しかもてなくなるという状態を指す。厚生立場では、適応的選好形成という不適切な選好であっても、当人の選好に基づく閾値であるという理由で、劣悪な状態にある人を放置することとなる。

以上の例から、低水準の閾値は望ましくないと言えそうである。では、次のような例を考えてみよう。いま、非常に安価な選好の持ち主で構成される社会で、低水準の閾値を設定した場合を考えてみる。例えばアーミッシュのように、各人の選好形成過程に歪みなしに、安価な選好が形成されているならば、件の批判は当たらない。また、閾値が低水準であること自体を問題視するならば、例えば、現在に比べて人々の生活水準が低かった十八世紀に、現在と同水準の閾値を設定し再分配を要求することとなりかねない。

低水準の閾値に対する批判は、一見すると、水準に対する批判だと思われるが、実は単に低水準であることそれ自体が批判の対象ではない。むしろ、これらが真に批判しているのは、不適切な設定方法による十分性説は問題であるということである。最低摂取カロリーなどの指標に基づいた閾値は、当該社会がいかに豊かであっても、辛うじて生きていける程度の保障しか各人に提供できない。また、各人の満足度に基づいた閾値の場合、分配尺度は厚生となるため、不適切な選好を容認してしまう。どのような閾値設定方法を採用すべきかに関しては、後に詳しく検討する。

閾値が十分に高く設定されている場合、そもそも閾値以上で劣位者に優先的に利益を与えることがどれほど道徳的に重要であるのかが疑わしくなるので、閾値を辛うじて超える状態の人々を放置することへの批判は説得力を欠く。その代わりに、皆に対して高水準の状態であることを保障することに対する批判が出されうる。すなわち、ポジティブ・テーゼが説得的でなくなると言える。アーネソンは、十分性説における責任概念の欠如を批判する (Arneson 2000: 348-349)。すなわち、彼は、アンダーソンの十分性説の構想である民主的平等に対して「社会的保証や個人の責任の違いを分けるので、平等主義的分配の規範における各人の責任という問題を見極めていない」と指摘する (Arneson 2000: 348)。責任概念の不在は、閾値が高水準であるほど十分性説に大きな打撃となるだろう。

十分性説は、皆が十分にもつことを保障するポジティブ・テーゼを要求する以上、責任基底分配原理を採用することはできない。そのため、アーネソンの批判に対しては、不注意な選択の結果であっても各人に一定水準以上の状態を保障することの利点を示す必要がある。その際、水準の高低に議論の焦点を絞ると、より重要な論点である閾値設定方法

を見逃してしまう。例えば、閾値の水準を六〇〇万円とした場合を考えてみよう。サイコロを振り、出た目に従い、水準が決定されたのであれば、批判への応答は難しくなる。それに対して、各人のベーシック・ニーズなどを満たすのに必要な水準であることを説得的に示すことができれば、責任概念の欠如という批判への応答が可能となる。したがって、真に検討すべき論点は、こうした高水準の閾値の閾値設定方法である。

閾値の水準について、低水準であることに対しても高水準であることに対しても批判がなされている。こうした批判では、低水準である場合には、是正すべき不平等を放置する可能性が、高水準である場合には、各人に閾値以上の状態を保障することの道徳的根拠が薄弱である点が指摘される。しかし、低水準（もしくは高水準）であることが批判対象となっているものの、より重要な論点として閾値設定方法があることが明らかとなった。

十分性説をめぐる多くの議論では、単一閾値を当然視しているが、閾値は複数でありうる。単一閾値の主張は、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼが要求する水準は一致すると考える。それに対して、複数閾値の主張は、二つのテーゼが要求する閾値はそれぞれ別個であるとの見解を示す。

単一閾値と複数閾値のどちらが望ましいかという問いに対して、ケイサルは後者の立場の方が説得的であると述べる。彼女はその理由を二点指摘している。第一に、高水準・低水準いずれの立場も擁護不可能であることが挙げられる（Casal 2007: 316-317）。高水準の閾値はポジティブ・テーゼの、低水準の閾値はネガティブ・テーゼの説得力を減ずるが、高水準と低水準の二つの閾値による十分性説は単一閾値に伴う難点を解決することが可能となる。また、閾値を二つ設けることで、「各人が絶対的な優先権を持つ状態から突然何の優先権もない状態になる単一閾値の十分性説より説得的である」と述べる（Casal 2007: 317）。第二に、単一閾値の十分性説は両テーゼが要求する閾値が一致することを自明とし、十分な正当化論を示していないとされる。ケイサルは、単一閾値としてクリスプを例に挙げ、彼の十分性説は、「正当化なしに、(二つのテーゼが示す) 二つ閾値が一致すると想定している」と述べる（Casal 2007: 317）。先に明らかにしたように、第一の理由については、閾値の水準それ自体を根拠に擁護不可能との結論は説得的ではない。第二の理由について

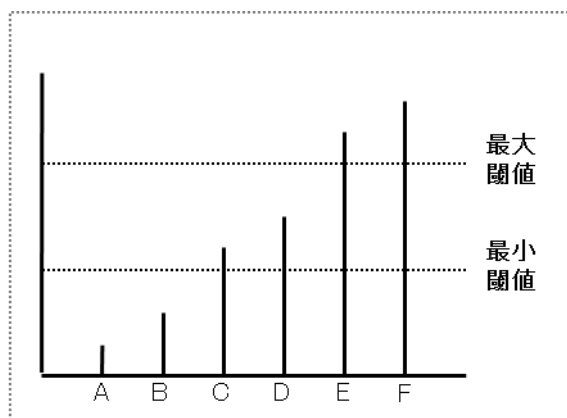


図10

は、二つの閾値による十分性説の立場をとるヒューズビーの見解を通じて検討したい。

ヒューズビーの十分性説は、図10のように示すことができる（Huseby 2010: 180-182）。この立場の十分性説において、最小閾値は、食べ物・衣服・住居など人間の基本的なニーズを満たす基準により設定される。この閾値は、各人の選好に依存せず、生存条件を満

たす水準であることが求められているため、非個人的に定義されると考えられる。他方、最大閾値は、各人が満足する程度と同水準に設定されるから最大閾値は個人的に定義されている。二つの閾値により生じる三つの領域では、次のように分配される（Huseby 2010: 184-185）。最小閾値未満の個人については、その個人が当該の閾値をどれほど下回っているかに関わらず、閾値以上となるために利益が与えられる。したがって、個人 A と個人 B が最小閾値以上となることは道徳的に等しく重要である。加えて、最小閾値未満の状態である A や B に利益を与えることは、最小閾値以上の状態にある個人 C に利益を与えることよりも道徳的に重要である。二つの閾値の間では、劣位者に利益を与えることがより道徳的に重要となる。すなわち、個人 C は個人 D よりも優先的に利益を得る。最大限の閾値以上ではいかなる付加的な再分配も行われぬ。そのため、個人 E と個人 F にはいかなる利益も与えられない上に、両者の格差は不問となる。

十分性説の二つのテーゼを踏まえてヒューズビーの二つの閾値による十分性説を理解すると、以下のように言える。ヒューズビーの最小限の閾値は皆が最低限超えるべき基準として設定されているので、皆が十分に持っていることを保障するポジティブ・テーゼにより要求される閾値と言える。それに対して、最大限の閾値は付加的な再分配をするか否かを判断する水準となっており、ネガティブ・テーゼにより要求される閾値であると理解できる。したがって、二つのテーゼにより設定される閾値はいくつかの解釈が可能であるだけでなく、ネガティブ・テーゼが設定する閾値とポジティブ・テーゼが設定する閾値とがそれぞれ異なる可能性があることが分かる。皆が十分に持っていることを要求するポジティブ・テーゼの閾値と、付加的な再分配を否定するネガティブ・テーゼの閾値は、必ずしも同一である必要はない。単一の閾値の十分性説を主張しているフランクファートやクリスプらが十分性説の代表的な論者と目されているため、十分性説の二つのテーゼが示す閾値も同一であると解釈される傾向にある。しかし、しかし、皆が十分に持っているべき程度と付加的な再分配をする必要がない程度は、理論的には同一だと考えるべき必然性はない。

では、ヒューズビーの十分性説を支持すべきだろうか。答えは否だと考える。第一に、本稿は、ネガティブ・テーゼを支持しない。第二に、たとえネガティブ・テーゼを支持したとしても、ヒューズビーの十分性説は〈何の十分性か〉という分配尺度に関する議論を考慮すると、非一貫性問題が生じるため支持しがたい。ヒューズビーは、分配尺度に関して、厚生十分性説を採用している。だが、各人に判断をゆだねる厚生主義と最少閾値の非個人的な設定方法は相互に背反する。もっとも、閾値の設定方法に関して非個人的な見解をとりうる立場として、功利主義のうち非個人的リスト説があると言われるかもしれない。しかし、そもそも客観的リスト説を厚生に関する一見解とすべきかには疑問がある。

ヒューズビーの非一貫性の問題を回避するには二つの方法が考えられる。まず、二つの閾値の分配尺度をそれぞれ別個とする方法が挙げられる。これによると、最小閾値の分

配尺度を、非個人的な閾値設定方法に背反しない資源に変更する可能性が模索される。しかし、この方法は支持できない。なぜなら、分配状態の評価尺度として厚生と資源を想定する場合、一方の尺度が他方の尺度と対応関係にあると想定しなければならないが、それは困難であるように思われるからである。そのため、複数尺度を採用すると、二つの閾値により高水準と低水準それぞれの難点を回避するというヒューズビーの戦略は頓挫してしまう。すなわち、当該個人において、厚生を分配尺度とする最大閾値と資源を尺度とする最小閾値は単位の比較可能と想定することは困難かつ恣意的であるように思われるので、どちらが最大閾値でどちらが最小閾値の関係にあるのかが確定しない。仮に比較可能だとしても低水準の閾値に関する批判を回避できない。なぜなら、ヒューズビーは個人的閾値を最大閾値と想定しているが、最小閾値を下回る可能性も否定できないからだ。そこで、もう一つの回避方法として、二つの閾値を同一の方法により設定するという道が考えられる。閾値設定方法として個人的閾値と非個人的閾値のどちらを採用すべきかを次に検討していきたい。

これまでの議論から次の論点が明らかとなった。閾値の水準に関する批判は説得力に乏しく、閾値設定方法の検討が必要である。また、閾値の個数に関する批判については、多くの十分性説では単一閾値の立場をとっているが、十分性説の二つのテーゼが要求する閾値はそれぞれ別個であるため、二つの閾値の立場の方が望ましい。二つの閾値による十分性説を主張する論者としてはヒューズビーが挙げられるが、彼の見解は、閾値設定方法と分配尺度が一貫していないため受け入れがたい。以上、閾値に関する二つの批判は、閾値設定方法への応答が鍵となっていることが明らかとなった。そこで、この論点に関する批判を検討したい。

閾値の設定方法に関しては、個人的閾値と非個人的閾値の二つを区別できる。個人的閾値は、各人の選好などにに基づき、利益を得る本人により閾値の水準が決定される。そのため、各人により閾値の程度が異なる。それに対して、非個人的閾値は、利益を得る本人以外の第三者により閾値の水準が決められる。

個人的閾値による十分性説の主要な論者としては、フランクファートが挙げられる³⁴。だが、ケイサルは、フランクファートの個人的閾値は多義的であり、非常に高水準にも低水準にも解釈可能であると批判する (Casal 2007: 313)。また、個人的閾値は、分配尺度に関して厚生を支持していると考えられる。本稿は、各人により水準が異なることの問題点を、ドゥオーキンが挙げる高価な嗜好の例にそくして見てみたい (Dworkin 2000: 48-59)。高価な嗜好を持った者と安価な選好を持った者を想定しよう。両者が共に満足するためには前者は後者より多くの資源を必要とするが、高価な嗜好を理由に前者により多くの資源を分配すべきではないと思われる。

このように、個人的閾値は、外的視点からは容認しがたい不適切な選好に基づいた閾値であっても、本人が決定した閾値であることを理由に容認し、不公正な分配状況を放置する可能性がある。なぜなら、個人的閾値は、利益を得る本人が自身の十分性の水準を決定

しているため、各人の選好それ自体に歪みが生じている場合、修正する術を持たないからだ。したがって、個人的閾値は説得的ではない。

ただし、厚生を尺度とした閾値に対する不適切な選好を用いた批判を回避するために、選好をより熟慮されたものと仮定する方法が考えられる³⁵。しかし、この方法は次の二点により確実に批判を回避できるとは言えない。第一に、熟慮された選好は不適切な選好を含まないものと定義した場合、循環論法に陥ってしまう。第二に、熟慮された選好の条件を満たせば、不適切な選好にはならないだろうと捉える場合が考えられる。熟慮された選好の定義に不適切な選好が含まれていない場合は循環論法に陥ることはないが、定義的には熟慮された選好により批判を回避することはできない。本稿は、適切に定義された熟慮された選好であれば、不適切な選好による批判は回避する可能性があると考えられるものの、以上の理由により厚生を十分性説の支持には慎重になりたい。

では、各人により水準が異なるという批判を免れようと、非個人的な閾値により閾値を設定する場合はどうであろうか。そこで、非個人的閾値を分配状況に依存するか否かという場合分けを行った上で、この批判がどの程度説得的であるかを検討していきたい。

まず、分配状況非依存的な非個人的閾値について検討する。例えば、任意に選ばれた人がクジで引いた数字（例えば一〇〇万円）以上の給付金を各人に保障するといった、各人の状態や選好などと全く無関係な水準を閾値として設定した場合、恣意的であるとの批判は免れない。その他の分配状況非依存的な非個人的閾値の設定方法としては、例えば、人々の最小限の必要カロリーといった生理学的根拠などにより、各人の状態に依存せず決定される指標に基づく方法が考えられる。この立場は、各人の生存を閾値の重要性の規範的根拠としている。この場合の問題点は、恣意性ではなく閾値の水準にある。ただし、例えば、生理学的根拠に基づいた閾値は、非常に低い水準だろうと想像できる。そのため、辛うじて閾値を超えているが非常に状態の悪い人々を放置してしまう。したがって、二つの閾値による十分性説における低水準の閾値としてであれば、この方法は可能である。

最低摂取カロリーを数倍にするなどの方法により、閾値の水準を上昇させることで、分配状況非依存的な非個人的閾値の低水準の問題は回避可能かもしれない。各人の状態に非依存的なこうした数値を数倍にすることで、ディーセント・ミニマムは保障されるだろう。すなわち、各人が辛うじて生きていける程度以上の、人としての尊厳が保てる程度の状態が保障される。しかし、この場合、分配状況非依存的閾値はすでに分配状況依存的閾値に変容している。なぜなら、この閾値は、例えば、当該社会での望ましいとされる各人の栄養摂取状況等ほどの程度かを参照した上で、最低摂取カロリーの何倍を閾値とするのが判断されるからである。つまり、ディーセント・ミニマムは現実的制約下に置かれることとなる。

分配状況依存的閾値とは、ポジティブ・テーゼは各人の状態がどの程度であるのかという情報を考慮すべきとする立場である。十分性説は、ポジティブ・テーゼの道徳的重要性は社会状況に依存しないと考えるが、ポジティブ・テーゼが働く領域は社会状況に影響さ

れると考えることは可能である。クリスプの十分性説は、これに該当する。彼の十分性説においては、公平な観察者の観念により客観性が保たれているものと考えられている。公平な観察者とは、具体的な観察者でなく、自分自身から一定の距離を置いた視点を持つ公平な判断を下す存在として仮定されている個人である。クリスプは分配尺度として厚生を支持しているものの、各人が閾値以上の状態であるかを当人の判断に委ねない立場を非個人的閾値としているため、彼は非個人的閾値に立っているとと言える。しかし、公平な観察者の共感による閾値は、なぜ特定の水準までは共感が働き、それ以上ではそうではないのかが不明瞭な点において恣意的であると言わざるをえない (Casal 2003: 313-314)。

また、分配状況依存的な非個人的閾値により閾値を設定する他の方法としては、財の普及率や平均値などの社会全体の数値から決定する方法なども考えられる (Silvester 2007: 252-287)。この場合は、恣意性批判を免れる。しかし、当該社会が極度に貧しい社会である場合、十分性説は各人の生存を脅かす水準であっても、あたかもそれがディーセント・ミニマムであるとして望ましいと容認されてしまう。また、本稿は、閾値実行段階において、いかなる閾値が望ましいかを探求することではなく、閾値設定段階において、十分性の規範的根拠を明らかにすることを目的としている。したがって、特定の社会における分配状況は、十分とはどの程度であるべきかという問題には影響を与えないはずである。こうした社会の分配状況は閾値実行段階において考慮されるべきである。その際には、極めて貧しい社会においては、やむをえず低水準の閾値が設定されるであろうし、豊かな社会においては、閾値をより高水準に設定するよう要求されるだろう。

閾値設定段階と閾値実行段階は次のような関係にあると考えられる。本節では、閾値の規範的根拠は各人の生存の重要性であるという定式化を試みた。そうしたコンセプトを解釈するのは次の段階の理念的理論もしくは非理念的理論であるといえる。留意すべきなのは、社会全体の数値による閾値設定方法は、閾値実行段階においては有用であっても、各人に閾値以上の状態を保障することの道徳的根拠にはなりえないということだ。したがって、高水準の閾値も、各人のディーセント・ミニマムを保障する分配状況非依存的な非個人的閾値が望ましいと考えられる。

以上により、十分性説の閾値は、分配状況非依存的な非個人的方法により設定されるべきであることがわかった。また、十分性説の主要な論者のうちの多くは、分配尺度に関して厚生を支持している。厚生の十分性説の立場が説得的だと判断されるならば、ヒューズビーの構想に近い十分性説が支持されることとなる。しかし、本稿は、閾値設定方法の観点から厚生の十分性説への支持には慎重な検討が必要であると考え。さらに、ポジティブ・テーゼは支持できるが、ネガティブ・テーゼは放棄するべきであると考え。したがって、各人に分配状況非依存的な非個人的方法により設定された閾値以上の状態を保障し、閾値を超えた領域に関しては優先性の原理による再分配が望ましいと考える。

7 結論

ロールズの『正義論』以降の分配的正義論において、運の平等主義の是非、分配通貨の如何、分配理念の如何の三つが主要な論点である。本稿は、このうち、分配理念論争に参加し、十分性説を擁護することを目的としていた。より具体的には、平等主義や優先性説より十分性説が優れていることを示し、批判に応答可能な頑健な十分性説を明らかにしようと試みた。

その際、分配理念論争を検討するだけでなく、運の平等主義と分配通貨論争も検討対象とした。この目的は二つあった。第一に、本稿が参加を試みた分配理念論争の意義を明らかにするためである。運の平等主義と分配通貨は平等主義を前提とした論争であった。それに対して、分配理念論争は、平等それ自体が検討対象となっている。第二に、頑健な十分性説を提示するために、運の平等主義と分配通貨論争を検討する必要がある。十分性説への主要な批判の一つが責任概念の欠如を指摘するものである。十分性説は、皆が閾値以上の状態であることを望ましいと考える。それに対して、責任原理は、いかに不利な状況に陥ったとしても、各人の選択の帰結であれば、その人の責任の範囲内であると考えられる。また、分配理論は、何を尺度とするかで再分配対象が異なる。したがって、従来は、「何の平等か」と論じられてきたが、非平等主義的分配理論である優先性説や十分性説においても、何を分配通貨とするかという問題は避けられない。

したがって、運の平等主義に関して、責任原理が公正な分配理論として有用であるかを検討した。もし責任原理が真に説得的な分配原理であるならば、各人の選択の責任を問わない十分性説は擁護できない可能性が高まる。そこで、運の平等主義への主要な批判として、スティグマ問題、責任原理の哲学的困難性、過酷さへの異議の三つを取り上げ、それぞれ検討した。本稿の結論としては、スティグマ問題と哲学的困難性を回避可能だとしても、責任原理には過酷さへの異議を免れることはできないというものであった。

また、分配通貨に関しては次のことが明らかになった。厚生に関しては、不適切な問題を回避できない。また、潜在能力に関しては、各人ごとに指標の異なる潜在能力という尺度が、はたして分配通貨として計測可能なのか疑問が残った。したがって、本稿は資源主義をとるべきと考えた。

分配理念論争において、十分性説を支持する理由は次の通りである。平等主義は水準低下の異議を回避できない。また、優先性説は、不利な状態にいる人に対して有利な人より利益を与えることに重みづけをしているがゆえに、分配対象となる人数が変動する場合、反直観的帰結を支持する。したがって、平等主義と優先性説は公正な分配理論として説得的ではない。

以上の検討を踏まえ、十分性説の擁護をおこなった。十分性説は、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼからなる分配理論である。従来、主要な十分性説の論者たちは、なぜネガティブ・テーゼが必要であるかを論じてきたが、ポジティブ・テーゼに関しては、

十分に考察されていなかった。そこで、本稿は、ポジティブ・テーゼのありうる根拠論として、社会的有用性理論、メンバーシップ論、ニーズ論の三つを候補として検討し、このうちニーズ論を支持した。

このニーズをどう解釈するかという問題は、十分性説においては、閾値をいかに設定するかという問題に読み替えが可能である。したがって、閾値への批判に応答しつつ、頑健な十分性説を提示した。まず、閾値の水準に関する批判は、一見水準に関する批判であるように見えるが、その実は閾値設定方法に関する批判であることを示した。

次に、閾値の個数に関しては、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼの要求する閾値が一致する説得的な理由付けができないため、本稿は二つの閾値による十分性説を支持したい。ただし、ヒューズビーの十分性説は閾値の閾値と分配尺度に関して整合していないという難点があることを指摘した。したがって、閾値の水準に関する批判と同様に、閾値設定方法を検討する必要があることが明らかとなった。

最後に、閾値設定方法に関しては、ケイサルは、個人的閾値と非個人的閾値にはそれぞれ問題があると指摘するが、この批判に対しては、非個人的閾値は分配状況依存的閾値と分配状況非依存的閾値に区別した上で、後者の見解をとることで批判に応答可能であると論じた。生理学的根拠などの各人の生存に基づいた閾値の場合は、水準に関する批判に晒されるが、二つの閾値による十分性説の立場をとることで回避可能である。以上により、分配状況非依存的な二つの非個人的閾値を設定するのが望ましいことが分かった。このように、批判に頑健な十分性説を構想することが可能であることを明らかにした。さらに、閾値設定方法に関する考察を踏まえると、厚生十分性説には難点が伴うと本稿は考える。

十分性説批判の要点は、閾値の恣意性にあった。十分性説の主要な論者は、分配尺度について厚生か潜在能力の立場を取ってきた。このうち、分配尺度として厚生を支持するクリスプは、恣意的であるとの批判を回避するのは困難であると考えられる。また、厚生を支持し、二つの閾値による十分性説を主張するヒューズビーは、恣意性批判は免れるものの、一貫性に乏しい。

批判に対して頑健な十分性説は、分配状況非依存的な二つの非個人的閾値による十分性説であるということが明らかとなった。この見解では、閾値以下の特定の領域では優先性の理念に基づいた分配が行われている。これに関して、ケイサルは、十分性説への支持は優先性説の否定を必ずしも意味しないと指摘する (Casal 2007: 317)。そこで、最後に、優先性説との対比を通じて、十分性説の閾値の含意を考えたい。

十分性説の分配理論としての特徴は、閾値を設定することで再分配の可否が決まる点にある。こうした閾値は正当化要求に応えうるものでなければならない。十分性の理念の具体的な内容である閾値の程度を決める際には、公正な社会は各人にどの程度保障をすべきかを考察する必要がある。この点に関して、本稿は、分配状況非依存的な非個人的閾値が最も説得的だと考える。しかし、分配状況非依存的な非個人的閾値に限らず、十分性説は、ポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼにより平等主義や優先性説に伴う難点を回避で

きる。以上により、統一的な見解による分配を実現できるという点において、充分性は分配理念として平等や優先性よりも優れていると言える。

充分性説の閾値がもつ意義はこの点にある。優先性説は、優位者より劣位者へ利益を与えることが道徳的に重要であると考えられる。この考えによれば、各人の状態がより改善されれば、付加的分配の道徳的重要性はより低くなる。こうした追加的な分配が道徳的重要性を持たなくなる水準があるはずである。したがって、ネガティブ・テーゼの働く領域があると考えられる。しかし、優先性説は、劣位者に対して際限なく優先的に利益を与えるべきとの見解を示す。

冒頭で述べたように政治哲学における様々な立場の多くは平等主義の台座にある。充分性説は、分配理念としては平等を退けるが、広義にはこの台座の上にある。当然ながら、平等主義の台座という見解はあまりに平等中心主義的であると異論が出るだろう³⁶。しかし充分性説は、各人に一定の保障を提供しながらも、それ以上の再分配を望ましくないと考えられるため、反平等主義的政治理論にも親和的であると言える。すなわち、皆が十分に持っていることを保障することをセーフティ・ネットと読み替えた場合、充分性説への理解を深めることは自由を支持する立場であっても有意義となる。自由を支持する立場をとる F・ハイエクは、平等を主張することなしにセーフティ・ネットとしての再分配の必要性を認めている。また、R・ノージックの最小国家論においては、最小国家成立後のコミュニティのあり方をセーフティ・ネットありで構想した場合、充分性説に基づく分配政策が採用されることとなる³⁷。このように、充分性説の意義は分配理念に関する論争内にとどまらず、多くの政治理論に洞察を与えていくものと思われる。

1 本論文は、一国内における公正な分配を論じたものである。しかし、グローバルな観点から充分性説を主張する議論も行われており、今後の課題である。グローバルな正義の観点から充分性説を論じている文献としては、Tan 2012 を挙げられる。

2 充分性説に関する主な論文として、以下が挙げられる。充分性説を主張するものとしては、Frankfurt 1988; 1997; Crisp 2003; Benbaji 2005; Benbaji 2006; Huseby, 2010 を挙げられる。また、フランクファート以前に充分性説と同様の主張をした文献として、Raz 1986 がある。充分性説を主張しながらも内在的批判をおこなっている論文としては、Shields 2012 がある。充分性説への批判論文としては、Casal 2007 を挙げられる。

3 各人がどの程度の分配状況が望ましいと考えているのかを基に集計的に算出または合意することで、望ましい分配状況を特定する方法も考えられる。しかし、分配的正義論は、公正な分配とは、各人の合意や意志の集計により求められる論点ではないという考えの下、多くの研究者が議論を行っている。本論文もそうした先行研究の枠組みの中にある。また、各人の選好に基づく分配に関しては、第3章第2節および第6章第3節第4節で検討している。

4 功利主義は、主観主義的に各人の状態を判断する立場だけでなく、客観説の立場をとる論者もいる。

5 センの潜在能力アプローチに関しては、Sen 1982, 1985, 1992 を参照。

-
- 6 ロールズは自然本性的な不平等を、不当な不平等は矯正を必要とするという矯正原理により補償すべきと考えた (Rawls 2010: 135-136)。
- 7 井上はこうしたロールズの想定を根源的平等性と述べた上で、「平等の価値なり平等主義的立場なりを前提にして、正義の体系的構想を論じた証である」と指摘している (井上 2010: 243-244)。
- 8 六〇年代の平等論に関しての日本語文献としては、飯田 2002; 井上 2010 を挙げられる。
- 9 「平等主義の台座」に関しては、Kymlicka 2002 や Swift 2001 も参照。
- 10 本論文は、特定時点での切り取られた各人の選好を考察対象とする立場を前提とする。したがって、経年による変化は議論の射程を超えるため、今後の課題としたい。分配的正義論と時間に関する議論としては、McKerlie 1997; 2007 を参照。
- 11 アーネソン (Arneson 1989) は分配通貨として厚生を支持している。しかし、厚生 of 平等に機会概念を導入することで、厚生 of 平等と厚生 of 機会への平等を区別し、前者に対する批判は後者には当てはまらないと主張することで厚生主義を維持している。
- 12 例えば、犬塚元 (2013) は東日本大震災の不利益負担の再分配という問題に対して、不利益の不均衡を公的に解決すべき不運による不遇であるとした上で、基本的なケイパビリティに基づく補償によるアプローチをしている。
- 13 セガールによれば、連帯の原理は、忠誠 (loyalty)、友愛 (fraternity)、集合的責任 (collective responsibility) の特徴を持つ原理である (Segall 2007: 196)。
- 14 保障される潜在能力は、人間としての機能、協同生産への参加者としての機能、民主的國家の市民としての機能の三つに分けられる (Anderson 1999: 317-8)。人間としての機能は、各人が生物として必要な衣食住などを得ることを要請することに加え、思想や活動の自由や判断能力など行為者としての基本的条件も要請する。協同生産システムへの参加者としての機能は、生産手段、教育、職業選択の自由、契約の権利などを要請する。民主國家の市民としての機能は、言論の自由や参政権、市民社会へ参加するための人間関係や財が要請される。
- 15 集団に対して人々が道徳的な義務を負うことを政治的義務 (political obligation) と呼ばれる。
- 16 政治的義務の正当化論にはいくつかあるが、家族・友人・クラブ・同国民などの關係的義務に基づき正当化する議論がある。この正当化は説得的かを検討した邦語文献としては (瀧川 2007a; 2007b) が挙げられる。
- 17 社会関係における平等に関して、アメリカ社会における人種的統合に焦点を絞った論考として (Anderson 2010a) が挙げられる。
- 18 ロールズにおいて自尊心の社会的基礎の概念は基本財に含まれるが、アンダーソンによるとこの位置づけは間違いである (Anderson 2010: 90)。
- 19 潜在能力と基本的潜在能力の区別については、吉原 2006: 34-39; 玉手 2011: 342 を参照。
- 20 ただし、本論文は、分配通貨や運の平等主義の主張する責任原理に基づく分配という論点は、平等を分配理念とした立場以外にも汎用可能であると考えられる。
- 21 責任原理と優先性説を組み合わせた見解はアーネソン (Arneson 2000) が提唱している。
- 22 例として Arneson 2000; Holtug 1999, 2007 を挙げられる。
- 23 ブルームは、平等主義には個人的善の原理を含むのとの見解を示しているため、水準低下の異議は平等主義と優先性説を区別しないと論じている (Broome forthcoming)。
- 24 例として、Fleurbaey forthcoming; Brown 2003: 124-129; Jensen 2003: 101-103 を挙げられる。
- 25 N・ホルトゥは、優先性説が平等の道具的価値を認めているのは優先性の本来的価値を追求したその結果にすぎず、両者は依然区別されると述べる (Holtug 2007: 135-136)。
- 26 ペアションへの応答としては、(Porter 2010) が挙げられる。
- 27 同様に、ベンバジは、X の暮らし向きが悪ければ X に利益を与えることは道徳的に重要であるというポジティブな要求と、X が Y より劣位であるということは道徳的重要性を持たないというネガティブな要求という二つの要素から十分性説は成立していると考えられる (Benbaji 2005: 310-312)。ただし、二つのテーゼと類似しているものの、ケイサルが平

等・優先性・十分性を独立した分配理論として理解しているのに対して、ベンバジは、パーフィットの「平等か優先性か」における指摘を踏まえ、暮らし向きの悪い人に優先的に利益を与えるべきという優先性的観点から平等主義・優先性説・十分性説を検討している。²⁸ もっとも、十分とは各人がかろうじて生きているなどのがけっぷちの生活を意味しているのではないとフランクファート自身が述べているので、完全に各人の主観により閾値が決定されるというわけではない (Frankfurt 1988:152)。

²⁹ むしろ優先性説に閾値をとりいれた C・ブラウン (Brown 2005) の閾値優先性説に親和性がある。

³⁰ ペアション (Presson 2001) は絶対的優先性説と相関的優先性説を区別している。

³¹ また、本稿では、分配理論の特徴を分配理念と分配通貨により分類しているが、アンダーソンは測定基準 (metric) とルールによる分類している。彼女の見解に従うと、分配通貨は測定基準、分配理念はルールに位置づけられる (Anderson 2010: 81-84)。

³² 例としては Arneson, 2007: 26-33; Casal 2007: 315-316 ;Holug 2007: 152-154 を挙げられる。

³³ 適応的選好形成については、Elster 1983 を参照。

³⁴ フランクファートは、十分とは各人が辛うじて生活できる程度を意味するのではないと述べているので、彼の十分性説においても、各人の主観のみに依拠して閾値が設定されているわけではない (Frankfurt 1988: 152)。

³⁵ Goodin 1995: 132-148; 井上 2008: 103-130 を参照。

³⁶ 例えば、(森村進 2007) が挙げられる。

³⁷ J・ラズ (Raz 1986) は、自由を重視しながらも、一定水準以上の分配を維持すべきとの見解を示している。

参考文献

* 著者名表記は各文献の表記に従っている。

- Anderson, Elizabeth (1999), "What is the Point of Equality?," *Ethics*, Vol. 109, pp. 287-337.
- (2010a), "Justifying the Capabilities Approach to Justice," Harry Brighouse and Ingrid Robeyns (eds.), *Measuring Justice: Primary Goods and Capabilities*, Cambridge University Press, pp. 81-100.
- (2010b), *The Imperative of Integration*, Princeton University Press.
- Arneson, Richard (1989), "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies*, Vol. 56, pp. 77-93.
- (1990), "Primary Goods Reconsidered," *Nous*, pp. 429-454.
- (2000), "Luck Egalitarianism and Prioritarianism," *Ethics*, Vol. 110, pp. 339-349.
- (2007) "Distributive Justice and Basic Capability Equality: 'Good Enough' is Not Good Enough," in Kaufman, Alexander (ed.), *Capabilities Equality: Basic Issues and Problems*, pp. 26-33.
- (2010), "Two Cheers for Capabilities," *Measuring Justice. Primary Goods and Capabilities*, pp. 101-127.
- Benbaji, Yitzhak (2005), "The Doctrine of Sufficiency: A Defence," *Utilitas*, Vol. 17, pp.310-332
- (2006), "Sufficiency or Priority?," *European Journal of Philosophy*, Vol.14, pp. 327-348
- Benn, Stanley (1967), "Egalitarianisms and the Equal Consideration of Interests," in J. Roland Pennock and John W. Chapman, eds. *Equality*, Atherton Press.
- Brighouse, Harry, and Ingrid Robeyns, (eds.), (2010), *Measuring Justice: Primary Goods and Capabilities*. Cambridge University Press.
- Broome, John (forthcoming) "Equality versus Priority : a Useful Distinction," in Murray, Christopher (ed.), *Fairness and Goodness in Health*.
- Brown, Campbell (2003), "Giving Up Leveling Down," *Economics and Philosophy*, Vol.19, pp. 111-134
- (2005), "Priority or Sufficiency ... or both?," *Economics and Philosophy*, Vol. 21, pp.199-220.
- Casal, Paula (2007), "Why Sufficiency Is Not Enough," *Ethics*, Vol. 117, pp. 296-326.
- Cohen, G. A. (1989), "The Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, Vol. 99, pp. 904-944.
- Crisp, Roger (2003), "Equality, Priority, and Compassion," *Ethics*, Vol. 113, pp. 745-63.

- Daniels, Norman (2011), "Individual and Social Responsibility for Health," in Knight, Carl, & Stemplowska, Zofia (eds.), *Responsibility and Distributive Justice*, University Press, pp. 266-286.
- Dworkin, Ronald (1977), *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press.
- (2000), *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社, 2002年.)
- Elster, Jon (1983), *Sour Grapes: Studies in the Subversion of Rationality*, Cambridge University Press.
- Fleurbaey, Marc (forthcoming), "Equality vs Priority: How Relevant is the Distinction?," in Murray, Christopher (ed.), *Fairness and Goodness in Health*.
- Frankfurt, Harry (1988), *The Importance of What We Care About*, Cambridge University Press.
- (1997), "Equality and Respect," *Social Research*, Vol. 64, pp. 3-15.
- Gibbard, Allan (1979), "Disparate Goods and Rawls' Difference Principle: A Social Choice Theoretic Treatment." *Game Theory, Social Choice and Ethics*, pp. 267-288.
- Goodin, Robert E. (1995), "Laundering Preferences," in *Utilitarianism as a Public Philosophy*, Cambridge University Press, pp. 132-148.
- Hausman, Daniel M. and Michael S. McPherson (2006), *Economic Analysis, Moral Philosophy, and Public Policy*, 2nd ed., Cambridge University Press.
- Holtug, Nils (1999), "Utility, Priority and Possible People," *Utilitas*, Vol. 11, pp. 16-36.
- (2007), "Prioritarianism," in Nils Holtug and Kasper Lippert-Rasmussen (eds), *Egalitarianism*, pp. 125-156.
- Holtug, Nils and Kasper Lippert-Rasmussen (eds), (2007), *Egalitarianism New Essays on the Nature and Value of Equality*, Oxford University Press
- (2007), "An Introduction to Contemporary Egalitarianism," in Nils Holtug and Kasper Lippert-Rasmussen (eds.), *Egalitarianism*, pp. 1-37.
- Huseby, Robert (2010), "Sufficiency: Restated and Defended," *Journal of Political Philosophy*, Vol. 18, pp. 178-197.
- Jensen, Karsten Klint (2003), "What is the Difference Between (Moderate) Egalitarianism and Prioritarianism?," *Economics and Philosophy*, Vol. 19, pp. 89-109.
- Kaufman, Alexander (ed.) (2009), *Capabilities Equality: Basic Issues and Problems*, Routledge.
- Knight Carl and Zofia Stemplowska (eds.) (2011), *Responsibility and Distributive Justice*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will (2002), *Contemporary Political Philosophy: An Introduction, Second Edition*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (=千葉眞・岡崎晴輝訳『新版

- 現代政治理論』日本経済評論社, 2005年.)
- Lucas, J. R. (1965), "Against Equality," *Philosophy*, Vol. 40, pp. 297-307.
- Markovits, Daniel (2008), "Luck Egalitarianism and Political Solidarity," *Theoretical Inquiries in Law*, Vol. 9, pp. 271-308.
- McKerlie, Dennis (1989), "Equality and Time," *Ethics*, Vol. 99, pp. 475-491.
- (2007), "Egalitarianism and Difference Between Interpersonal and Intrapersonal Judgments," in Nils Holtug and Kasper Lippert-Rasmussen (eds.), *Egalitarianism New Essays on the Nature and Value of Equality*, Oxford University Press, pp.157-173.
- Murray, Christopher (ed.), (forthcoming), *Fairness and Goodness in Health*, World Health Organization.
- Parfit, Derek (1984), *Reasons and Persons*, Oxford University Press. (森村進訳『理由と人格』勁草書房, 1998年.)
- (2000), "Equality and Priority," in Williams, Andrew and Matthew Clayton (eds.), *The Ideal of Equality*, pp. 81-125.
- Persson, Ingmar (2001), "Equality, Priority and Person-Affecting Value," *Ethical Theory and Moral Practice*, Vol. 4, pp. 23-39.
- (2008), "Why Levelling Down could be Worse for Prioritarianism than for Egalitarianism," *Ethical Theory and Moral Practice*, Vol.11, pp. 295-303.
- Roemer, John (1998), *Equality of Opportunity*, Harvard University Press.
- Porter, Thomas (2010), "Prioritarianism and the Levelling Down Objection," *Ethical Theory and Moral Practice*, Vol. 14, pp. 197-206.
- Raz, Joseph (1986), *The Morality of Freedom*. Clarendon Press.
- Rawls, John (1999), *A Theory of Justice*, Revised Edition, Harvard University Press. (= 川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店, 2010年.)
- Segall, Shlomi (2007), "In Solidarity with the Imprudent: a Defense of Luck Egalitarianism," *Social Theory and Practice*, pp. 177-198.
- Sen, Amartya (1982), "Equality of What?," in Amartya Sen, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell. (大庭健・川本隆史訳「何の平等か?」『合理的な愚か者』勁草書房, 1989年.)
- (1985), *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science. (= 鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店, 1988年.)
- (1992), *Inequality Reexamined*, Harvard University Press, (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店, 1999年.)
- Scheffler, Samuel (2003) "What is Egalitarianism?," *Philosophy & Public Affairs*, 31: 5-39.

- (2010), *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*. Oxford University Press.
- Shields, Liam (2012), "The Prospects for Sufficiency." *Utilitas*, Vol. 24, pp. 101-117.
- Silerstre, Joachim (2007), "Intergenerational Equity and Human," in John Roemer and Kotaro Suzumura (eds), *Intergenerational Equity and Sustainability*, Palgrave Macmillan, pp. 252-287.
- Stemplowska, Zofia (2011), "Responsibility and Respect," in Carl Knight & Zofia Stemplowska (eds.), *Responsibility and Distributive Justice*.
- Swift, Adam (2001), *Political Philosophy*, Polity. (=有賀誠・武藤功訳『政治哲学への招待』風行社, 2011年.)
- Tan, Kok-Chor (2012), *Justice Institutions, and Luck: the Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford University Press.
- Temkin, Larry (2000), "Equality, priority, and the levelling down objection," in Andrew Williams and Matthew Clayton (eds.), *The ideal of equality*, pp. 126-161.
- Tungodden, Bertil (2003), "The Value of Equality," *Economics and Philosophy*, Vol. 19, pp. 1-44.
- Waldron, Jeremy (1993), *Waldron Liberal Rights: Collected Papers 1981-1991*, Cambridge University Press.
- (1993), "John Rawls and the Social Minimum," in *Waldron Liberal Rights: Collected Papers 1981-1991*, pp. 250-270.
- Williams, Andrew and Matthew Clayton (eds.), (2000), *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan.
- Williams, Andrew, and Matthew Clayton (2000), "Some Questions for Egalitarians," in Andrew Williams and Matthew Clayton (eds.), *The Ideal of Equality*, pp. 1-19.
- Williams, Bernard (1997), "The Idea of Equality," in L. Pojman & R. Westmoreland (eds.), *Equality. Selected Readings*, Oxford University Press, pp. 91-102.
- Wolff, Jonathan (1998), "Fairness, Respect, and the Egalitarian Ethos," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 27, pp. 97-122.
- Wolff, Jonathan (2010), "Fairness, Respect and the Egalitarian Ethos Revisited," *The Journal of ethics*, Vol. 14, pp. 335-350.
- 橋本祐子 (2010) 『リバタリアニズムと最小福祉国家—制度的ミニマリズムをめざして』勁草書房.
- 長谷川晃 (2004) 「ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論」 塩野谷祐一＝鈴木興太郎＝後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会.
- 細見佳子 (2011) 「民主的平等論の可能性—E. アンダーソンの「平等論の論点は何か」—」

- 『九大法学』 Vol. 103, pp. 119-141.
- 飯田文雄 (2002) 「平等」 福田有広＝谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版。
- (2006) 「運命と平等—現代規範的平等論の一断面—」『年報政治学 2006-I「平等と政治」』木鐸社。
- 井上彰 (2002) 「平等主義と責任—資源平等論から制度的平等論へ」松原隆一郎＝佐伯啓思編『「新しい市場社会」の構想—信頼と公正の経済社会像』新世社。
- (2004) 「平等—分析的視点から」有賀誠他編『現代規範理論入門』ナカニシヤ出版。
- (2008) 「厚生と平等—「何の平等か」をめぐって」『思想』第 1012 巻, pp. 103-130.
- (2011) 「正義・平等・責任—正義としての責任原理・序説—」田中愛治 (監修) 齋藤純一・須賀晃一 (編著)『政治経済学の規範理論』勁草書房。
- 角崎洋平 (2014) 「アンダーソンの民主主義的平等論—「関係性」概念をめぐって」『生存学研究センター報告 21』 pp. 12-51.
- 森村進 (2007) 「分配的平等主義の批判」、『一橋法学』 Vol. 6, pp. 605-632.
- 盛山和夫 (2004) 「福祉にとっての平等理論—責任・平等主義批判—」塩野谷祐一＝鈴木興太郎＝後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- 玉手慎太郎 (2011) 「「基礎的ケイパビリティの平等」の定式化とその含意—センの規範理論の明確化のため—論考—」『理論と方法』 Vol. 26, No. 2, pp. 39-354.
- 瀧川裕英 (2007a) 「家族・友人・国民 (1) —政治的責務は関係的責務か?—」大阪市立大学法学雑誌 Vol. 54, pp. 551-512.
- (2007b) 「家族・友人・国民 (2・完) —政治的責務は関係的責務か?—」大阪市立大学法学雑誌 Vol. 54, pp. 1256-1215.
- 宇佐美誠 (2013) 「グローバルな経済的正義」『法哲学年報 2012』 pp. 9-26.
- 吉原直毅 (2006) 「分配的正義の経済哲学：厚生主義から非厚生主義へ」藪下史郎・須賀晃一・若田部昌澄編『再分配とデモクラシーの政治経済学』東洋経済新報社。

謝辞

本研究を遂行し本論文をまとめるにあたり、終始暖かい激励とご指導、ご鞭撻を頂いた指導教官である宇佐美誠教授には深く感謝しております。宇佐美教授には修士課程より、分配的正義論に関してご指導をいただきました。また、日々の研究だけでなく、研究を進めるための環境を整備いただき、研究に向かう姿勢も教えていただきました。心より感謝を申し上げます。

学位論文審査において、貴重なご指導とご助言を頂いた東京工業大学社会理工学研究科社会工学専攻の肥田野登教授、武藤滋夫教授、価値システム専攻の坂野達郎教授、谷口尚子准教授には心より感謝を申し上げます。

博士課程進学以前から現在にわたり、温かく見守っていただくとともに、多くのご支援ご指導を賜りました明治学院大学の稲葉振一郎教授には深く感謝いたしております。